

西宮市地域防災計画

(風水害等対策計画)

西宮市防災会議

第1編 総則

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される西宮市地域防災計画のうち、風水害等対策計画を記載したものである。

目 次

第1節 計画の趣旨.....	1-1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱.....	1-7
第3節 西宮市の自然と気象.....	1-12
第4節 風水害等の危険性と被害の特徴.....	1-14

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活へ重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に対処するため、本市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関と協力し、その有する機能を最大限に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興における実施すべきことを定め、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画策定機関

西宮市防災会議

資料1-1「西宮市防災会議条例」参照

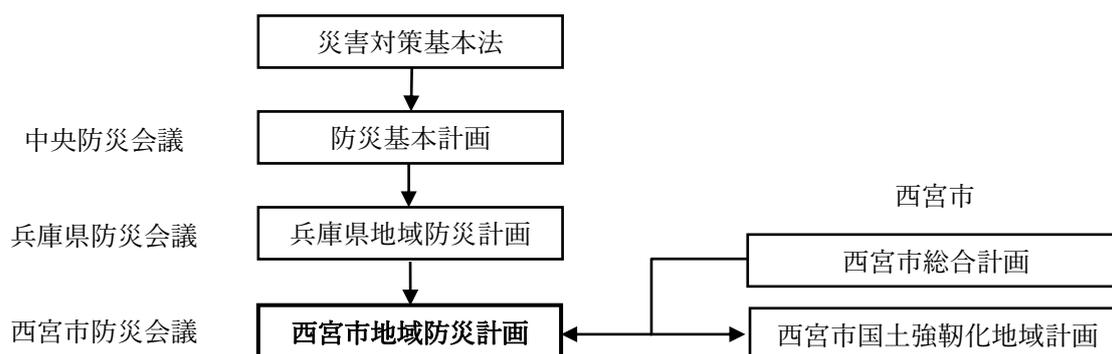
資料2-1「西宮市防災会議運営要綱」参照

3 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律223号）に基づき、災害対策全般に関し、西宮市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関との協力業務を含めた総合的な対策を定めるとともに、西宮市総合計画で掲げる防災分野でのまちづくりの基本目標を実現するため、計画的な防災行政の推進によって、災害による市民の生命、身体及び財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、西宮市国土強靱化地域計画と密接に連携して策定する。

また、この計画は、指定地方行政機関の長、又は、指定公共機関等が作成する防災業務計画や兵庫県地域防災計画等の他の計画との整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務等との整合を図りながら定める。

【地域防災計画の位置付け】



4 計画の基本的な考え方

兵庫県の防災減災の基本条例であるひょうご防災減災推進条例（平成29年条例第1号）の趣旨に基づき、以下の4項目の考え方を踏まえ、計画を策定する。

（1）減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図る。

（2）自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

（3）新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図る。

（4）多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施にあたっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進する。併せて、市民一人一人が自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、県、公共機関、事業者、市民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進する。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や子育て世帯、特性及び性差によるニーズの違い等多様な性の視点に十分配慮する。

5 計画の構成

この計画は、西宮市において想定される災害に対して、次の構成で必要な事項を定める。

(1) 総則

本計画の目的、西宮市の防災目標、防災機関の業務の大綱、及び想定される災害等を定める。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に抑えるための事前措置について定める。

なお、災害予防計画の実施期間は、第5次西宮市総合計画の期間（令和元年～令和10年度）とし、各項目の実施計画については、別途各所管にて施策検討及び年次的調整を行った上で実効性ある計画を作成する。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための応急的な措置について定める。

(4) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針について定める。

(5) 災害復興計画

災害復興の実施にあたっての基本的な方針について定める。

6 計画の運用

(1) 計画の修正

ア 所要の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、兵庫県地域防災計画や関係法令等の改正との整合を図り、市の組織改正による修正等を行うほか、本市総合計画の策定又は見直しの時期とあわせて、おおむね10年程度を目安に、社会情勢等の変化を考慮した修正を行う。

イ その他の修正の考え方

この計画は、上記アに加え、総合防災訓練及び図上訓練などでの検証を踏まえ、多様な災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検して必要な修正を行う。

(ア) 防災体制充実のための修正

災害による被害を最小限に抑えるため、初動体制を早期に確立し、災害対策本部の機能をハード・ソフト両面にわたって強化するために必要な事項について修正を行う。

(イ) 防災関係機関の協力体制強化のための修正

大規模災害に備えるため、広域的な相互応援体制の確立など防災協力体制の拡充を図り、防災関係機関との連携を一層強化するために必要な事項について修正を行う。

(ウ) 地域防災力向上のための修正

「自らの安全は自らが守る」という防災本来の考え方を踏まえ、防災知識や危険箇所の情報提供、地域による要配慮者への支援など、市民や地域の防災力向上を図るために必要な事項について修正を行う。

(2) 実施要領及びマニュアル等の策定

この計画に基づく活動を実施するにあたっての必要な細目、手順については、本市各局部及び防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、本計画の修正等に応じ見直しを行う。

(3) 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平時から、実動及び図上訓練や研究等によって、この計画の習熟に努める。

また、この計画内容の要旨について、広く市民への周知に努め、災害対策への理解と防災意識の啓発を推進する。

7 西宮市の防災目標

本計画では、市民と協働のもと、災害予防から災害応急、災害復旧までの対策全てを計画的かつ総合的に実施していくことを目指し、総合計画において「防災・減災」分野の目的の内「災害から市民の生命と財産を守る。」を防災目標として掲げ、この目的を実現する取組である「地域防災力の向上」、「防災体制の充実」、「都市防災力の強化」を踏まえた防災対策を推進する。さらに、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

(1) 災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないという教訓を踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢のもと、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、国、県、他市、防災関係機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築すること。

(2) 迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるという教訓を念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、これまでの被災経験を踏まえて、必要とされる物資及び要員についての緊急支援に対して円滑に対応できる仕組みを整備すること。

(3) 市民の円滑かつ安全な避難

市民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて市民との情報共有を図ること。また、災害時の的確な避難情報の発令に資する取り組みや確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、要配慮者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

(4) 被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。

(5) 事業者や市民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、市民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

(6) 円滑かつ迅速な復興

市民の参画なくして地域の復興はなし得ないという教訓を踏まえ、市民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画のもと、創造的復興を目指す復興計画等を策定する仕組みを整備すること。

(7) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組みを進めることにより、17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、特に以下に挙げる目標達成に寄与することが期待される。

【「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画との関係】



出典：国際連合広報センター

【参考】「持続可能な開発目標 (SDGs)」について

平成 27 年 (2015 年) の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択された。SDGs (Sustainable Development Goals) では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

1 市民及び各機関等の役割

市民、自主防災組織等の地縁団体、事業所、そして市及び防災関係機関等は、日頃から災害に備え、自助・共助・公助の考え方を基本として、それぞれの役割に応じた防災活動を実施又は参加協力する。また、大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関等はその総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界があるため、市民、地縁団体、そして事業所は「自らの命は自ら守る、自分の地域は自分たちで守る」という防災の原点に立って、自発的に必要となる行動を起こし相互に協力する。

(1) 市民の果たすべき役割

市民は、自らの責任において自身及び保護すべき者の安全を確保するとともに、地域における安全確保のため相互に助け合い、被害の事前防止及び拡大防止に努める。また、日頃から災害に関する情報に関心を持ち、食料等の備蓄や家屋の耐震化、安全対策等の「災害への備え」に努める。

(2) 自主防災組織及び地縁団体の果たすべき役割

地域の防災力を向上するには、阪神・淡路大震災時の経験から、自主防災組織等の地縁団体を中心に地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実状に即した自主防災組織を積極的に結成し、地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る。

(3) 事業所の果たすべき役割

事業所は、消防法に基づく防火管理体制を強化し、災害に即応できる防災体制の充実に努める。また、事業所内の従業員及び利用者等の安全確保はもとより、市及び関係機関が実施する防災活動に協力するとともに、その社会的責務を自覚し、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

(4) 市が果たすべき役割

市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民、地縁団体、事業所の協力を得るとともに、その総力を結集して防災活動を実施する。

(5) 指定地方行政機関が果たすべき役割

大規模災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関並びに他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関が果たすべき役割

業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

2 指定地方行政機関、指定公共機関等の事務又は業務

市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関並びに指定地方公共機関等は、災害対策に関し、次の事務又は業務を処理する。

(1) 市及び県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西宮市	西宮市の地域にかかる災害予防の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害復旧の総合的推進	西宮市の地域にかかる災害復興の総合的推進
兵庫県	兵庫県の地域にかかる災害予防の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害復旧の総合的推進	兵庫県の地域にかかる災害復興の総合的推進
警察本部		1. 情報の収集 2. 救出救助、避難誘導等 3. 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

(2) 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局	1. 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2. 応急機材の整備及び備蓄 3. 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4. 港湾施設（直轄）の整備と防災管理	1. 公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2. 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3. 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4. 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5. 海上緊急輸送路の確保 6. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	1. 公共土木施設（直轄）の復旧 2. 被災港湾施設（直轄）の復旧	
第五管区海上保安本部	1. 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2. 災害応急資機材の整備・保管及び排出油等防除協議会の指導・育成 3. 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4. 危険物積載船舶等に	1. 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3. 事故情報の提供 4. 海上における人命救助 5. 海上における消火活動 6. 避難者、救援物資等の緊急輸送	1. 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2. 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1. 海洋環境への汚染防止 2. 海上交通安全の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
	対する安全対策指導	7. 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8. 海上における流出油等事故に関する防除措置 9. 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10. 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11. 海上治安の維持 12. 海上における特異事象の調査		

(3) 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 第3師団 (第36普通科連隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の支援		

(4) 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送 2. 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1. 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2. 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧	
日本通運株式会社 (神戸支店)		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力送配電株式会社 (神戸本部)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧	

(5) 指定地方公共機関等

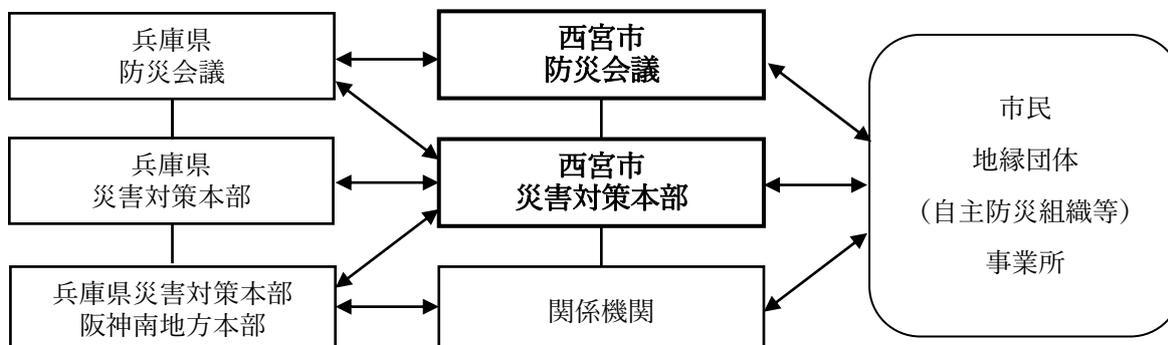
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社	1. 道路状況の把握 2. 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
医師会 一般社団法人 西宮市医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

3 西宮市の地域防災組織

(1) 西宮市の地域防災組織

本市の地域における防災組織は次のとおりである。

【西宮市の地域防災組織図】



(2) 西宮市防災会議

西宮市防災会議は、災害対策基本法第16条（市町村防災会議）及び西宮市防災会議条例に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、西宮市及びその他の防災機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。

資料1-1「西宮市防災会議条例」参照

資料2-1「西宮市防災会議運営要綱」参照

ア 組織

西宮市防災会議は、市長を会長とし、西宮市防災会議条例（昭和38年7月西宮市条例第9号）第3条第5項に規定する委員、及び西宮市防災会議運営要綱第7条に規定する幹事をもって組織する。防災会議の運営は、西宮市防災会議条例及び西宮市防災会議運営要綱の定めるところによる。

資料7-1「西宮市防災会議委員・幹事名簿」参照

イ 所掌事務

- ① 地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- ② 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ③ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ④ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

ウ 庶務担当

西宮市総務局危機管理室が担当する。

(3) 西宮市災害対策本部

西宮市災害対策本部は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の2及び西宮市災害対策本部条例に基づき設置され、本市の災害に対する総合的な対策を実施することを目的とする機関である。災害対策本部の運営は、西宮市災害対策本部条例、西宮市災害対策本部要綱、及び本計画の定めるところによる。

資料1-2「西宮市災害対策本部条例」参照

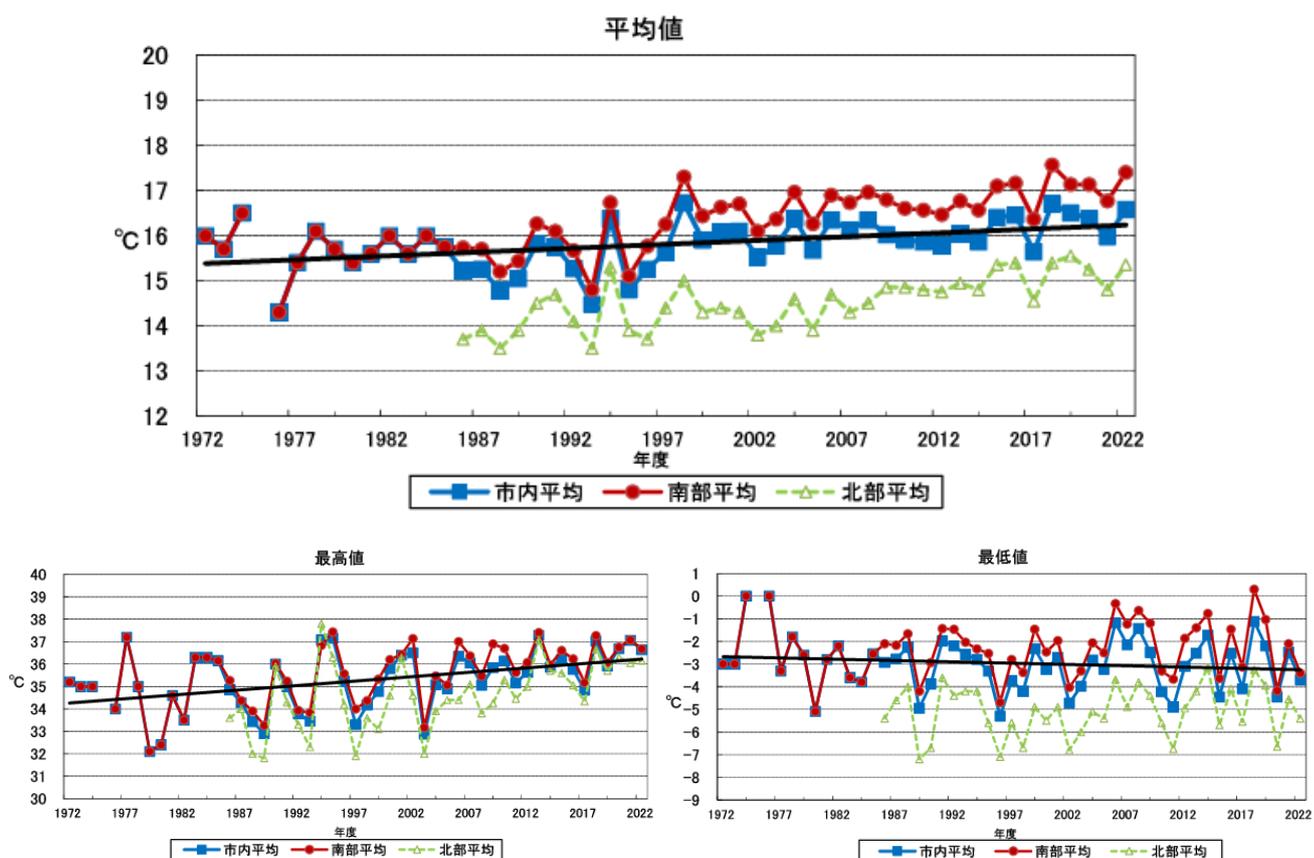
資料2-2「西宮市災害対策本部設置要綱」参照

第3節 西宮市の自然と気象

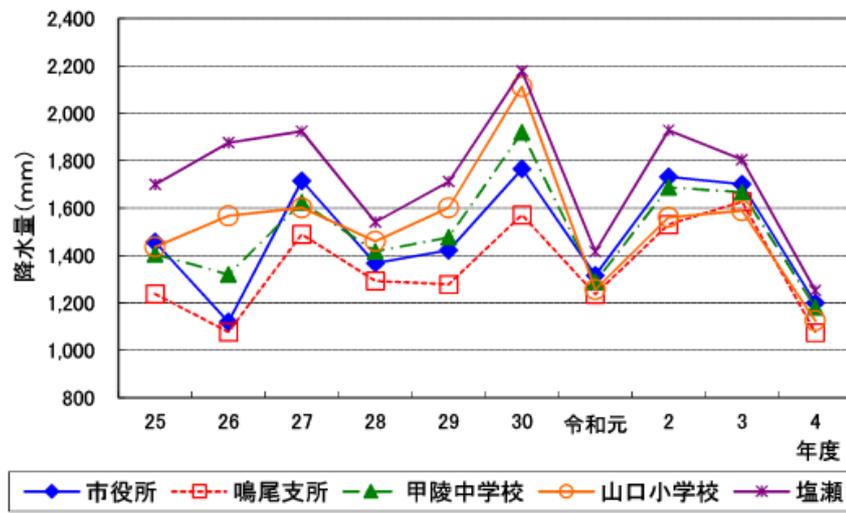
1 気候的特徴

気象は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なるが、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖である。

気温については、南部と北部で年間平均気温は2℃程度異なる。そのため、南部地域では雨となっても北部地域では雪が降っていることもある。北部では冬季の冷え込みが厳しく、夏季は南部地域と同様かなり高温になっている。ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にあるが、観測開始からみると平均値および最高値は上昇傾向である。また、過去の測定結果からみると、夏季は高温多湿に、冬季は低く乾燥している。



降水量については、温暖湿潤気候であるため、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向があり、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することがある。



第4節 風水害等の危険性と被害の特徴

1 風水害発生危険性

(1) 過去の風水害履歴

明治までは決壊・氾濫を繰り返していた武庫川は、幸い明治以降は堤防が決壊することもなくなっていることから、近年の風水害は、豪雨及び台風による水害、高潮、山崩れ（宅地造成）などが中心となっている。

最近もっとも被害が大きかった風水害としては、昭和42年7月の豪雨及び昭和39年台風20号があげられ、市内で1,000棟を超える床上浸水が発生した。また、近年では平成25年8月25日には局地的な大雨により市内各所で道路冠水、宅地浸水被害が発生した。

資料11-2「風水害等の履歴」参照

(2) 想定される風水害

ア 集中豪雨

風水害の代表的なパターンの一つは、梅雨前線による豪雨災害であり、昭和13年、42年の大災害が代表的な事例である。いずれも前線が兵庫県のすぐ南で停滞しているときに、熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化するという点で共通性がある。

また、近年、局所的集中豪雨で浸水被害が多発しており、短時間に発生発達するため予測を行うことが難しいこと、そして、想定外の激しい降雨が都市型水害を引き起こしているという特徴が指摘されている。

イ 台風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」といい、このうち北西太平洋又は南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを「台風」と呼んでいる。

台風による風水害は、室戸台風、ジェーン台風などたびたびもたらされており、注意が必要である。台風の進行方向前面に前線があるときには、特に大雨に対する警戒が必要なほか、コースによっては大阪湾を中心に高潮が発生する恐れがある。

ウ 洪水

洪水は、堤防が決壊又は堤防から越水・溢水することによって発生する。明治30年以降、武庫川の堤防が決壊したという記録は無いが、近年の気象状況等の変化などによって、各地で大規模な洪水が発生しており、想定外の大雨・長雨が降った場合、洪水への警戒が必要となる。

また、県は管理している河川について、「計画規模の降雨（河川整備の目標降雨）」により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される洪水浸水想定区域とあわせて、水防法及び総合治水条例に基づき、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による洪水浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示した洪水浸水想定区域図を公表しており、それぞれの想定に基づく対応が必要となる。

資料11-3「武庫川の堤防決壊（西堤防のみ）」参照

エ 高潮

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面の上昇が起こる。また、台風が接近して気圧が低くなると、「吸い上げ効果」によりさらに海面が持ち上がり、このようにして起こる海面の上昇を高潮と呼んでいる。特に、夏から秋にかけての大潮時期は、潮位も高止まりとなることから、高潮が発生しやすい状況となる。平成30年の台風21号による影響では、観測史上最大の潮位となり、臨海部に大きな被害が発生している。また、高潮により潮位が上昇すると、河川下流部では排水ができないことが原因となって氾濫が生じる危険性もある。

現在、県では、想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図を作成し、水防法に基づく法指定を進めており、この想定に基づく対応が必要となる。

オ 土砂災害

土砂災害の多くは台風や前線等による豪雨に誘発されるものが多く、近年、都市化の進展に伴う土地利用の変化等によって、土砂災害の発生が目立っている。平成26年8月の豪雨において広島市では大規模な土砂災害が発生するなど、全国的にも土砂災害の被害が発生している。

特に兵庫県南部地震によって、六甲山地などでは斜面崩壊が多く、箇所発生しており、2次災害が発生しやすい状況にある。平成26年8月の台風11号では六甲山地および周辺において約270箇所の斜面崩壊が確認されており土砂災害警戒区域等では今後も警戒が必要である。

資料12-3「土砂災害危険予想箇所」参照

資料12-4「法指定区域等」参照

カ 竜巻

竜巻は、発達した積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、漏斗状又は柱状の雲を伴うことが多く、短時間で幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルほどの狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらすこともある。近年では、平成18年に宮崎県延岡市と北海道佐呂間町で相次いで竜巻災害が発生している。こうした竜巻災害の増加による被害を踏まえ、政府において「竜巻等突風対策検討会」が開催され、また、気象庁では、「竜巻注意情報」が運用される等、対策が実施されている。

本市においても、日本のどこでも発生する可能性がある竜巻等突風の危険に対し、対策を検討し、市民の安全を守る取り組みに努める必要がある。

2 風水害による被害の想定

本市において発生頻度の高い豪雨及び台風による水害、高潮、土砂災害などを想定災害とする。災害の規模としては、最近もっとも被害が大きかった昭和42年7月の豪雨及び昭和39年台風20号程度の災害を参考として被害を想定するとともに、外水氾濫として武庫川の氾濫を想定し予防対策、応急対策を検討する。

【豪雨及び台風による想定被害】

種別		台風	梅雨
参考災害		昭和39.9.25 台風20号	昭和42.7.9 7月豪雨
人的被害 人	死者	1	6
	行方不明	0	0
	傷者	32	4
住家の被害 (棟)	全壊(焼)	10	5
	流失	50	-
	半壊(焼)	87	10
	一部破損	-	17
	床上浸水	1,160	1,289
	床下浸水	6,540	18,785

【浸水規模】

浸水深	武庫川洪水		高潮	
	浸水面積 (ha)	世帯数	浸水面積 (ha)	世帯数
0.5m未満	126	9,320	130	9,353
0.5～3m未満	1,527	102,139	857	43,681
3～5m未満	311	16,850	780	47,661
5～10m未満	28	227	300	17,066
10～20m未満	4	-	-	-

※浸水面積及び浸水区域内世帯数は、県作成の武庫川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(平成30年)及び大阪湾沿岸高潮浸水想定区域図(想定最大規模)(令和元年)と住民基本台帳(令和3年4月1日時点)をもとに、市で算出したもの。

第2編 災害予防計画

目次

第1章 基本方針.....	2-1
第2章 災害応急対策への備えの充実.....	2-2
第1節 組織体制の整備.....	2-2
第2節 研修・訓練の実施.....	2-6
第3節 広域防災体制の確立.....	2-8
第4節 情報通信機器・施設の整備・運用.....	2-14
第5節 防災拠点の整備.....	2-22
第6節 火災予防対策の推進.....	2-24
第7節 防災資機材の整備.....	2-27
第8節 災害救急医療システムの整備.....	2-29
第9節 緊急輸送体制の整備.....	2-33
第10節 避難対策の充実.....	2-35
第11節 備蓄体制等の整備.....	2-42
第12節 家屋被害認定士制度等の整備.....	2-47
第13節 廃棄物対策の充実.....	2-48
第14節 要配慮者支援対策の充実.....	2-53
第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	2-61
第16節 水防対策等の充実.....	2-64
第17節 土砂災害対策の充実.....	2-69
第3章 市民参加による地域防災力の向上.....	2-73
第1節 防災に関する学習等の充実.....	2-73
第2節 自主防災体制の整備.....	2-82
第3節 消防団の充実強化.....	2-86
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進.....	2-87
第4章 治山・治水対策の推進.....	2-89
第1節 水害の防止施設等の整備.....	2-89
第2節 地盤災害の防止施設等の整備.....	2-92
第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備.....	2-94
第1節 防災基盤・施設等の整備.....	2-94
第2節 都市の防災構造の強化.....	2-95

第3節 交通関係施設の整備	2-98
第4節 ライフライン関係施設の整備	2-99
第5節 文化財を災害から守る	2-102

第1章 基本方針

災害予防計画は、西宮市国土強靱化地域計画を踏まえ、次の考え方のもとに作成する。

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実
- ・ 要配慮者支援対策の充実
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 水防対策等の充実
- ・ 土砂災害対策の充実

第2 市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 治山・治水対策の推進

山、川、海の流域全体の視点で災害に強い県土づくりを計画的に進めるため、次の事項を中心に、治山・治水対策の内容等を明示する。

- ・ 水害の防止施設等の整備
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備

第4 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- ・ 防災基盤・施設等の整備
- ・ 都市の防災構造の強化
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備 等

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

【基本計画】

災害が発生した際に迅速かつ適切な対策を実施するためには、市及び関係機関の組織体制を見直し、必要に応じて再整備することが必要である。特に、突発的で広域的な被害が想定される災害時には、職員の参集・配備や初動時の危機管理が非常に重要となるため、都市環境の変化や組織体制の変更に応じて、適宜防災体制の見直しを図る必要がある。

本市では、阪神・淡路大震災において、職員の参集、指揮系統、役割分担など、地域防災計画と実際の災害対応には大きな隔たりがあったことを経験した。その後、この経験を生かして、防災体制の見直しを行ってきたが、今後も、各組織の役割や特性を踏まえるとともに、全国各地の災害対応なども参考にしながら、迅速な初動体制がとれる組織づくりを目指す。

1 初動体制を確立させる

(1) 緊急連絡網及び動員計画の作成

【担当局】全局

各局長は、防災指令の発令に備え、職員を動員配備するための計画と緊急連絡網を人事異動ごとに作成し、総務局長及び危機管理監に通知する。動員の系統及び時系列順の連絡方法等については、可能な限り具体的な計画を作成する。職員は、あらかじめ定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

なお、動員計画には、原則として、会計年度任用職員及び臨時的任用職員、並びに公益的法人等への専任派遣職員、他地方自治体及び外部機関への派遣職員は含まないが、緊急連絡網には職員の安否確認のため、所属する会計年度任用職員等の連絡先を記入する。

(2) 非常参集体制の整備

【担当局】総務局、全局

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員動員体制の整備を図る。また、緊急連絡の実施方法については、電話連絡だけでなく、メールを活用するなどの多重化を図る。

勤務時間外における災害発生時に迅速な初動体制を確立することを目的として、所定の職員を対象として、緊急情報伝達訓練、職員緊急招集訓練、あるいは災害対策本部設置訓練を定期的実施する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合を想定した参集訓練等の実施を検討する。

2 組織の運営体制を整備する

(1) 災対局総括部担当者会議の開催

【担当局】総務局、全局

平時から、全庁的な災害予防対策の推進と災害応急活動における連携強化を図るため、災対局総括部担当者（総括室長及び総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて総務局が招集する。

(2) 災害対策本部室の整備

【担当局】総務局

次の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

- ① 本部室の本部統制局による運営体制
- ② 災害時に備えた非常用電源・自家発電機及び予備回線の確保
- ③ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- ④ 非常用電話回線の増強
- ⑤ 業務従事者用の仮眠室及び食料等の整備

(3) 西宮市業務継続計画（BCP）の整備

【担当局】全局

災害により何らかの被害が発生すれば、全ての行政事務を通常どおり行うことは困難となるが、本計画に基づいた災害応急対策や災害復旧・復興を行う一方で、行政自身が被災し行政能力が低下した状況下でも継続しなければならない通常業務がある。これらの応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を円滑かつ継続的に実施するため、西宮市業務継続計画（BCP）の整備を行い、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりを行う。

3 災害救助法運用体制を整備する

(1) 災害救助法等の運用への習熟

【担当局】総務局、財務局

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟するため、その運用訓練の実施を図る。また、災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

【担当局】総務局、財務局

県や他の適用事例等を参考に、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを作成する。

4 マニュアルを整備する

(1) 各部局におけるマニュアルの作成

【担当局】全局

災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる初動時のマニュアルなど、個々の職員が災害時の状況や時系列に応じて的確に対応するための行動マニュアルを各部局において作成する。また、組織変更等にあわせて整備するとともに、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。

～震災復興の記録より～

まず事業団職員の状況確認、引き続き訪問入浴車等利用者の安否確認等を出勤できた職員で手分けして行った。それ以降は本来の事業団業務を行いながら、3月末まで、主に第一次義援金の支払い、被害家屋調査、被災者証明書の発行、被災者の相談等の業務に従事してきた。それらの業務を通じて感じたことを二、三記してみたいと思う。

その一つは、全体の被害状況等が全く福祉局職員全体に伝わってこない、情報が上から下へも、下から上へも流れなかったことである。情報の集約をどれだけ早くするか、また情報源をいかに多く持つか、それと強い指導力の必要性であった。多少の抵抗があるにしても方針を貫く勇気が必要ではないかと感じた。

二点目は、判定基準の設定と運用の難しさである。家屋調査や義援金の世帯認定での基準の設定は大変難しいものであった。市民からの苦情のほとんどがこの問題から発生したものであった。その対応のため大変な労力を費やす結果になり、市民の方々からの了解を得るのに骨が折れた。こうしたことを通じて、基準の設定の難しさ、また運用面での集中的管理の強化を痛感させられることとなった。

三点目は、避難所における弱い立場の人々の問題である。震災後の一日を高齢福祉課に詰めた時に、電話がひっきりなしにかかってくる。その内容は集団生活が困難な高齢者・障害者の方々からの相談であった。こうしたことを通じて、弱い立場の人へのすばやい対応が先ず必要ではないかと感じた。それぞれに対応できる施設の一日も早い開設は、是非考えなければならないことである。それらの施設には専門の職員もおり安心して避難生活を送ることができる。そのためには、もっと施設入所への法の弾力的な扱いが必要だと痛感した。

～震災復興の記録より～

あの日に始まった戦場のような環境で職員や各方面から応援をしていただいた方々と苦労を共にしてきた日々が生々しく胸に焼き付いている。

震災直後の混乱状態の中で、取り敢えず何をすべきか。当日、9時過ぎに、何とか出勤することができた局内の部課長等が集まって当面の対応について緊急協議するとともに、被害が甚大であることから全庁一丸となった対応の必要性とその長期化が予想されることを確認することに始まった。

従事者のエネルギーは、支給・貸付対象者にとりよりも、非対象者との対応にその大部分が向けられた。国・県等の施策の基準や運用指針が実態との間にズレがあるためトラブルも少なくなかった。遅くとも7時までの早朝出勤に加え、昼食もロクに取れないほどの多忙と被災者の怒号の中で夕方までを耐えた上、夜は、その日の事務の整理に疲れた体にムチ打ち、その後には、深夜に及ぶ当日の反省と明日への対応に向けての協議が待っていた。数時間の仮眠もそこそこに空が白み始めると、電話のベルがけたたましくなり始めるのが同時という毎日であった。

このような状態が延々と続いたことや本来所管業務のニーズが急速に高まったこともあって、職員の肉体的・精神的疲労は、限界に達し、倒れる者も相次いだ。内部から、不満が続出、一丸とはいえない状態が生まれつつあり、日頃は、人一倍職務に熱心な職員からも露骨に不満が出始めた。

しかし、管理職職員中心に体勢や業務を改善しようと努力・工夫を重ね、又、その様な状況下であっても、前向きに取り組む少なからぬ職員にも支えられて、一つひとつ、課題を克服していった。

プロジェクトチームの結成も、一定のカンフル剤の役割を果たし、災害業務に特有の危機感が逆にチームの結束力を強める効果をもたらしたように思う。

今回の一連の経過の中で、考えさせられることや問題点は無数にあるが、最も大きい課題は、「責

「任ある体制の確保」にあると思う。このたびのような超大規模災害では、いかなるマニュアルも通用しない。仮に通用するものがあるとしても、いつ起こるか分からない災害のために実践で活用できるようなソフトを維持することは、不可能のように思える。肝心なことは、いかなる状態にも対応できる体制の確立にある。

それにしても、このたびの震災によって、被災者、職員、応援自治体職員、そして、ボランティアの皆さんそれぞれの生きざまに接して、感動と感謝そして残念ながら失望も入り交じって思いは複雑である。

第2節 研修・訓練の実施

【基本計画】

あらかじめ計画された防災体制が、災害時に機能するかどうかは、組織を構成する職員の災害対応能力に大きく左右されることとなる。このため、本市でも、職員の危機管理意識及び能力を絶えず向上させるための教育及び訓練を継続して実施しているが、震災を経験していない職員の増加に伴い、震災経験の風化、ひいては災害対応力の低下を懸念する声もあげられている。

しかし、そもそも災害対応は「慣れない人」が「慣れない場所」で「知らない人」と行う業務であるため、出来るだけ「定形化」「標準化」「各職員の仕事の見える化」したマニュアル等を準備し、それを基にした各種実動及び図上訓練等の実施を通じて、「学び」「習い」「ためす」を繰り返すことが大切である。さらに、震災を経験した職員の経験を学ぶ機会等も設けて、災害によって混乱が生じる初期段階でも迅速かつ確な対応ができる人づくりの促進を図る。

1 防災研修及び防災訓練等を実施する

(1) 職員の防災研修等の実施

【担当局】総務局

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、人命救助をはじめ防災に関する研修、講習等を実施する。また、関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させるとともに、職員への各種資格の習得奨励、制度的促進手段の検討を図る。

また、各部においても、図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

さらに、放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害の対策業務に携わるものに対しては、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用して、対策に関する必要な研修を実施する。

【職員に対する防災教育の方法及び主な内容(例示)】

方法	<ul style="list-style-type: none">① 講習会、研修会の実施② 各種防災訓練への積極的参加の促進③ 災害時業務計画や啓発資料の作成・配布④ 災害現場の現地視察・調査の実施
内容	<ul style="list-style-type: none">① 地震、津波、風水害等、事故災害についての一般的知識② 気象情報の収集とデータ分析の方法③ 防災対策の現況と課題④ 地域防災計画、災害時業務計画の内容⑤ 関係機関の防災体制と各自の役割分担⑥ 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等）⑦ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）⑧ 県フェニックス防災システム及び市防災情報システムの操作方法⑨ 防災・災害対策への男女共同参画視点の導入

(2) 防災訓練の実施

【担当局】総務局、消防局、全局

【関係機関】関係機関

各防災関係機関と連携協力して、以下の各種訓練を実施する。そして、訓練実施後は、すみやかに反省・検証を行い、その結果を関係者と共有したうえ、業務改善等に活用する。

ア 総合防災訓練の実施

関係機関との緊密な連携協力のもと総合的な防災訓練を実施する。総合防災訓練には、市民及び自主防災組織等、幅広い関係組織の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織の協力を含めた防災体制の強化を図る。

また、訓練を実施するに当たり、必要に応じ県の協力、助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫に努める。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の性差によるニーズの違い等、多様な性の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施する。

イ 個別防災訓練の実施

甚大な被害を及ぼす大規模災害に対処するため、初動体制確立及び情報伝達に関する訓練や市民参加による災害避難訓練等を実施する。

【防災訓練種別】

- | | |
|-----------|------------|
| ● 図上訓練 | ● 水難訓練 |
| ● 通信訓練 | ● 救護訓練 |
| ● 水防訓練 | ● 災害応急復旧訓練 |
| ● 消防訓練 | ● 山地災害避難訓練 |
| ● 災害救助訓練 | ● 津波災害避難訓練 |
| ● その他防災訓練 | |

(3) 防災訓練の事後評価

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】関係機関

防災訓練の実施後、関係機関等訓練参加者の意見収集等により、訓練の成果及び問題点を点検・評価し、組織体制や災害対応マニュアル等の改善の必要性について検討を行う。

第3節 広域防災体制の確立

【基本計画】

大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対してすみやかに応援要請を行うことが必要となる。また、本市では、市内の流通業者及び関係団体との災害時応援協定の締結を推進しており、今後も民間事業者への理解と協力を呼びかけていくことが必要である。

このため、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から応援要請及び受入のための体制確立を図るとともに、今後は、より広範囲の市町村との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制確立に努める。

1 地方自治体の応援体制を充実させる

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

県内市町、阪神広域行政圏の7市1町、中核市をはじめ、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する覚書等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各相互応援協定内容の充実を図るとともに、県と協議のうえ、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

資料3-2 「災害時における相互応援協定」参照

資料3-3 「災害時における相互応援協定に関する実施細目」参照

資料3-4 「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照

資料3-5 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-8 「中核市災害相互応援協定」参照

資料3-9 「中核市災害相互応援協定実施細目」参照

2 国・県・公的機関との連携を強化する

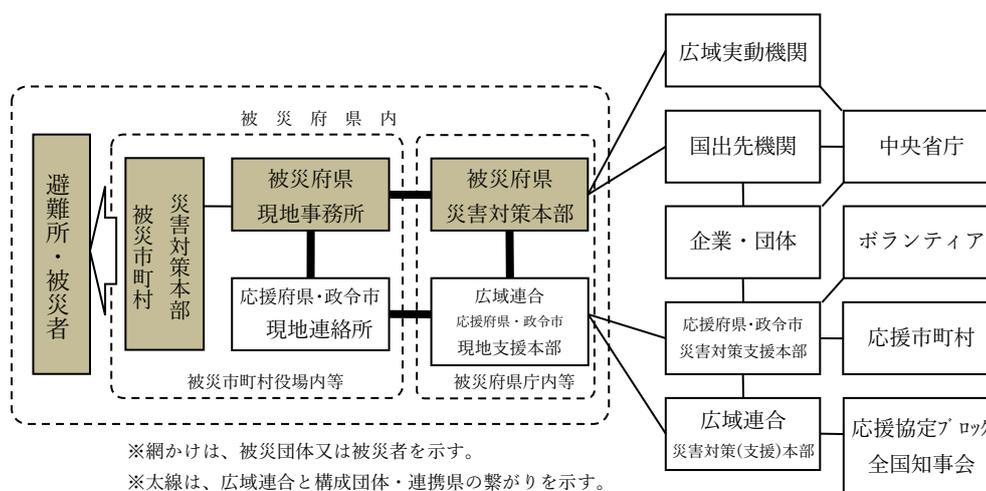
(1) 国・県・公的機関との連携

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】国、兵庫県、関係機関

国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、関西広域連合、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。

なお、関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との連絡調整は、原則として県が行うが、法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。



(2) 自衛隊との連携

【担当局】総務局

【関係機関】自衛隊

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、平時における協議や防災訓練の実施等を通じて連携強化に努めるとともに、自衛隊及び県との間において、情報連絡体制、及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

3 専門家・専門機関等との連携を強化する

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、関係機関

避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害が発生した場合、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ決めておく。また、県と協議し、現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてもあらかじめ決めておく。

4 市内の連携を強化する

(1) 自主防災組織及び地縁団体・NPO等との連携

【担当局】総務局、市民局、消防局

【関係機関】関係機関

震災直後に見られた助け合い、支え合いの意識を風化させることなく、さらに発展させるためには、従来からの自主防災組織及び自治会をはじめとする地縁団体に加え、NPOなどとの組織的連携も強化することが必要である。そこで、防災のみならず地域の課題解決に向けて、イベント等を活用したコミュニティづくりを通じて、地域住民、ボランティア団体、行政、事業者等のパートナーシップを強化し、「参画と協働のまちづくり」の推進を図る。

(2) 学校（教職員）との連携

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会、総務局

平時における協議や防災訓練の実施等を通じて学校との連携強化を図るとともに、災害時連絡体制の構築に努める。

学校等は、災害が発生したときに、児童・生徒の安全を確保し、迅速かつ適切な行動がとれるようマニュアルを定め、教職員、児童・生徒、保護者等に対して周知徹底を行う。

(3) 民生委員・児童委員との連携

【担当局】健康福祉局、保健所、総務局

【関係機関】西宮市民生委員・児童委員会

民生委員・児童委員は、日頃から見守りや安否確認を必要とする高齢者等の実態把握の中心的な存在である。今後も、民生委員・児童委員が、災害時だけでなく平時から地域での安心（見守り）ネットワークづくりや要配慮者支援を推進するとともに、個人情報保護に配慮した上で、自主防災組織・自治会等や各防災関係機関との連携を強化できるよう努める。

(4) 西宮市社会福祉協議会との連携

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

西宮市社会福祉協議会は、震災時の経験から、コミュニティの形成が救援・復興の速度に大きな影響を与えるものと認識し、気軽に集える交流の場の確保や見守り・訪問活動の強化、また概ね小学校区ごとでの地区ボランティアセンターの設置等、平時から様々な地域活動を通じて「福祉コミュニティづくり」に取り組んでいる。今後とも、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会等と協働して、要配慮者等の総合的な支援体制や災害ボランティアセンター設置体制の整備を推進する。

(5) 学生ボランティアとの連携

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

震災時には、全国各地から数多くの若者が駆けつけ、「ボランティア元年」といわれるほどの活動が展開され、本市内の学生も、各大学等を拠点として、あるいは個人として、本市の応急救助や復旧活動などに参加し、目覚ましい活躍を見せた。これをきっかけとして、ボランティア活動を基軸とした大学連携を進める機運が高まり、市内の大学・短期大学、西宮ロータリークラブ、西宮商工会議所、そして本市によって「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。そして、同センターが果たしてきた役割と積み重ねてきた実績は、現在、「西宮市大学交流センター」と「西宮市大学交流協議会」に発展的に引き継がれている。

こうした経験と経緯を踏まえ、今後も大学、行政、地域と協働した災害ボランティア支援の強化を推進する。

(6) 西宮商工会議所との連携

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮商工会議所

西宮商工会議所は、震災時には、商工業者に対する支援活動(総合相談窓口開設、会議所ニュースの発行)や地場産業に対する復興支援、あるいは本市の復興計画への協力等、様々な面から復旧・復興支援の中心的役割を果たしてきた。今後も、国、県、公的金融機関、市内商工業者等と西宮商工会議所の連携を強化し、事業所防災活動の推進を図る。

(7) 事業所等との連携

【担当局】総務局、産業文化局、関係所管局

【関係機関】西宮商工会議所

災害時において、各種応急・復旧対策活動に対する円滑な協力体制を構築するため、西宮商工会議所等を通じて、事業者、NPO 及び関係団体との災害時応援協定締結を推進する。なお、推進に当たっては、本市ホームページ等で公募を行うなど積極的に周知を図り、広く協力者を募る。

災害時連絡体制の構築や各種防災訓練等の実施を通じ、既に応援協定を締結している事業所等との連携強化に努める。

資料5-1 「災害時応援協定一覧(民間機関等)」参照

(8) 防災士との連携

【担当局】総務局

【関係機関】日本防災士会

防災士は、防災に関する基本的な知識と技能を有して、「災害の備え」を担い社会全体の継続的な「防災力向上」を支援することを目的とし、平時には地域や職場での防災活動ボランティアとして、また災害時には公的支援が到着するまでの間に被害の拡大を軽減する活動が期待されている。そこで、市内在住の防災士を中心に連携を強化し、地域防災力の向上及び活性化を図る。

(9) 市議会との連携

【担当局】 全局

【関係機関】 市議会

国・県・市等の行政及び公的機関が実施する各種防災対策のチェック役として、また自主防災組織・自治会等との地域調整・パイプ役として、今後も各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から市議会との協働関係の強化を図る。

(10) 不動産業界との連携

【担当局】 都市局

【関係機関】 不動産業界

被災者用応急住宅として、公営住宅・公的住宅等が不足する場合に必要な応じて、民間賃貸住宅を借上げて提供できるよう、全国宅地建物取引業協会、全日本不動産協会などの不動産業界との連携を強化する。

(11) 西宮市友会との連携

【担当局】 総務局

【関係機関】 西宮市友会

西宮市職員の退職者で構成される西宮市友会と、非常時だけでなく、平時から連携関係を強化し、その震災経験から得られた教訓や優れた業務ノウハウを積極的に活用する。

5 災害時応援協定の締結を推進する

【担当局】 総務局、関係所管局

突発的な大規模災害時には、専門能力と組織力に優れ、地元に着着した企業・団体・事業所等の協力やボランティア活動が不可欠である。そのため、業種分野を問わず、企業・団体・事業所等に対して、災害時応援協定の締結を推進し、市内の災害時協力体制の充実を図る。

6 「公の施設」に係る指定管理者への指導・監督を行う

【担当局】 各局施設管理者

公の施設について、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、そのノウハウを有する民間事業者等にも管理運営を委ねることができる指定管理者制度を設けて、その推進を行っている。

公の施設は、既に避難所あるいは応急活動拠点等の重要施設と位置付けられているものもあるため、各局の施設管理者は、災害発生時にも適切な管理運営が行われるよう、指導・監督を行う。

7 広域応援派遣体制の整備及び受援計画を策定する

【担当局】総務局、関係所管局

【関係機関】兵庫県

他の市町村が被災した場合に応援派遣を行うため、相手方に負担をかけないことを考慮した派遣体制を整備する。広域災害時には、被災地の状況把握、情報入手が困難なことから、派遣隊を編成し、現地確認を行うなどの対策を講じる。

関西広域連合や近隣市にて応援チームを編成し、「カウンターパート方式」による特定の自治体へ支援するなど、関係機関と連携して、支援に当たる。また、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣する。

他の市町村等が被害を受け、救援物資による支援が必要と認められる場合、市民に対し救援活動に必要な救援物資の提供を呼びかけ、仕分けの上、被災地に送付する。

また、大規模災害発生により本市が被害を受けた時に、外部の地方自治体等からの応援要員・救援物資等を円滑に受け入れるため、兵庫県とともに受援計画の策定を進める。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。

資料2-5「西宮市災害派遣要綱」参照

8 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 情報通信機器・施設の整備・運用

【基本計画】

大規模な災害が発生したときは、災害情報及び被害情報を迅速に把握し、分析することによって、的確かつ素早い応急対策を行うことが可能となる。なお、災害時には通信機器の障害や回線の途絶等により情報伝達できなくなる可能性が高いため、情報通信手段の多重化を図ることが重要である。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要となる。近年、様々な情報媒体が普及し、市の情報通信機器も計画的な充実が図られているため、今後は、これらを効果的かつ効率的に運用することによって、情報伝達の迅速性・正確性を更に向上させていくことが課題である。

このため、緊急地震速報や気象警報をはじめ、災害対策上重要な情報を観測・収集するための体制を強化するとともに、報道機関とも連携しながら、これら情報を迅速に伝達するための市内通信機器の整備充実を図ると共に、既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入も検討する。特に、多くの市民が携帯電話を保有する現在では、これを利用して防災情報を提供することが非常に効果的な方法であり、積極的な活用を図る。

1 市の通信基盤を整備強化する

(1) 防災行政無線(デジタル同報系)の整備

【担当局】総務局

防災行政無線(デジタル同報系)は、緊急災害時に、屋外にいる市民や広範囲の居住区に対して迅速・確実に一斉広報することが可能であり、停電時や公衆回線等の有線が途絶した時にも使用可能であることから、特に、地震・津波・洪水・土砂災害等の対応時に効果的と期待されている。

市内の災害が発生する危険がある箇所あるいは区域に対して屋外拡声器(防災スピーカー)を配置し、防災行政無線(デジタル同報系 60MHz 帯)により各種情報を周知するほか、にしのみや防災ネット、SNS(市公式 X(旧 Twitter)・Facebook・LINE)、職員参集システム及び電話応答システムとの連携により、様々な情報媒体における各種情報の一斉配信を行う。また、沿岸部の屋外拡声器には回転灯等を設置している。

さらに、防災行政無線と同じ内容の放送を聞くことができる緊急告知ラジオを、自主防災組織や社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設に配備を進めるとともに、公共利用施設の放送設備での同期放送の実装、及び点検を行う。

資料 10-3 「防災行政無線設置箇所一覧」参照

(2) 移動系無線の導入

【担当局】総務局、都市局、土木局、保健所、上下水道局

停電時や公衆回線等が途絶した場合、各機関・職員間の情報伝達・収集体制が非常に脆弱となる。

初動期の災害対応業務を滞りなく遂行するには、電気・電話等の基幹インフラが一時的に機能不全状態となっても最低限の情報伝達収集を行うことが必要であるため、平成 23 年度よりデジタル MCA 移動システム無線を移動系無線として導入し、各局へ配備している。

デジタル MCA 移動システム無線では通話に加えて、短文送付等の災害時に利用できる機能を搭載しており、日ごろより月 1 回の通信訓練等を通じて習熟を図る。

さらに、本部と災害現場等との迅速な情報伝達・収集体制を広めるため、携帯性に優れた IP 無線機を導入し、各災対局へ配備を行う。

(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備

【担当局】総務局

津波情報や緊急地震速報等を市民まで瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム(Jアラート)を導入し、防災行政無線(同報系)との連携を行っている。

※全国瞬時警報システム(Jアラート)：津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

資料 10-7 「各種機器動作表一覧」参照

2 観測・情報通信システムを整備・強化する

(1) 観測・情報通信システムの多重化、バックアップ機能の充実

【担当局】総務局、消防局

観測・情報通信システムについては、通信ネットワークのループ化や多重化等、バックアップ機能の充実を図る。

また、地震により各種観測・通信機器等の使用に支障が生じないように、耐震性の確保に努めるとともに、周辺の備品や機器類の転倒等により被害を受けないような対策を講じる。津波や洪水に対応する必要があるところでは耐水化を図る。

(2) 非常用電源の確保

【担当局】総務局、財務局、消防局

各種観測・通信機器や情報システムについて、無停電電源装置(UPS)の設置、及び非常用電源確保に努める。また、非常用電源設備については、風水害等のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図るとともに、定期的に点検整備を行い、その使用方法の習熟に努める。

(3) 機器等の障害発生時対応マニュアルの作成

【担当局】総務局、財務局、消防局

各種観測・通信機器に不具合が生じた場合、又は、情報システムがダウンした場合に備えて、事前に対応方法や情報提供者・保守管理業者等の問合せ先を整理したマニュアルを作成し、それを基に訓練を行う。

3 通信機器システムを整備強化する

(1) 災害時優先電話の拡充及び衛星携帯電話の導入

【担当局】総務局

災害時でも輻輳し難い災害時優先電話の拡充を検討する。また、一般加入電話の不感地域での災害対応活動も予想されるため、衛星携帯電話を導入している。

(2) 地域密着型メディア(コミュニティFM・ケーブルテレビ)の活用

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】さくらFM株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ

コミュニティFM「さくらFM」、ケーブルテレビ「ベイ・コミュニケーションズ」等の地域密着型メディアのさらなる活用について検討を行う。さくらFM株式会社については、「あんあん情報局」などの番組を通じた日頃の啓発に努めるほか、緊急時に自動起動し防災スピーカーと同様の内容が最大音量で流れる緊急告知ラジオの一般販売をさくらFM株式会社や市役所本庁舎1階売店、市内各所で行う。

(3) 電話応答システムの利用

【担当局】総務局

防災行政無線で放送した内容を電話応答サーバに登録することで、放送内容を確認したい市民が電話応答サーバに架電すると、放送内容を確認することができるシステムを導入している。

(4) モバイル端末の導入、整備

【担当局】総務局、市民局、産業文化局、都市局、土木局、教育委員会、上下水道局

本部と災害現場等との情報共有や、総括部と避難所・物資搬送の情報共有など、出動部隊との迅速な情報伝達・収集体制を充実させるため、モバイル端末の導入、整備を進める。

4 防災情報システムを整備強化する

【担当局】総務局

大規模災害時には、同時期にあらゆる災害情報を収集し、正確かつ迅速に処理したうえで、必要な情報に関係機関、各部署や市民へ配信しなければならない。

さらに、迅速かつ的確な災害対応を実施し、市民の安全を確保するためには、これらの情報収集、処理、配信などによる「情報共有」が最も重要な業務である。

導入した防災情報システムを活用し、情報共有の強化を図るとともに、システムの機能強化と習熟訓練に努める。

5 災害情報収集・伝達活動の検討体制を整備する

【担当局】総務局、政策局、消防局

【関係機関】近隣市町、ライフライン事業者等

災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達にかかる体制及び手段等を検討するため、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等の体制を整備する。

また、各種防災訓練等への参加促進や、関係各部署や関係機関が実施する研修・イベント等を通じて、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

6 情報収集・伝達体制を強化する

(1) 情報収集・市民への伝達体制の強化

【担当局】総務局、政策局、消防局

特に次の点に留意して、市民への情報伝達体制の強化を図る。

- ① 自主防災組織等の連絡体制の充実
- ② 通信設備障害時に備えて、自主防災組織や消防団員等を介した伝達、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等、伝達手段におけるバックアップ体制の確保
- ③ 要配慮者等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる広報体制の整備
- ④ ライフライン関係機関と協力し、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報と、その伝達体制の整備

(2) 報道機関との連携体制の強化

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】兵庫県、放送事業者等

放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者と協力し、市民に対してリアルタイムな防災情報等の提供を行う。また、県及び報道機関と協議し、地上デジタル放送や衛星デジタル音声放送等を活用した災害情報の伝達方法について研究、検討を行う。

その他、災害時協定に基づく放送要請の方法等について連絡体制を整備する。

また、フェニックス防災システムに連携したLアラートにより、各メディアへの円滑な情報提供を行う。

資料5-2「災害情報等に関する放送の実施に関する協定書」参照

資料5-3「災害時における放送要請に関する協定（参考）」参照

(3) 気象情報収集・伝達体制の強化

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、神戸地方気象台

市、県及び防災関係機関は、気象情報の観測・伝達体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を、円滑に相互提供できるような体制の整備に努める。

また、市民向けには、西宮市雨量情報システム(市ホームページ、携帯サイト)、にしのみや防災ネットによる気象情報等メール配信システム等を利用し、市民向けの各種気象情報の伝達体制を構築する。

資料10-1「水位計・量水標一覧」参照

資料10-2「雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧」参照

(4) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)運用体制の強化

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

フェニックス防災システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町及び関係機関へ迅速に伝達するシステムであり、災害情報の一元化、データベース化により、迅速な把握及び的確な災害情報の提供が可能である。そこで、災害時に円滑な運用ができるよう、本システムの研修を積極的に活用して操作の習熟に努める。

7 市民への情報提供方法を充実させる

(1) 既存情報提供媒体の活用充実

【担当局】総務局、政策局

市政ニュースや防災に関するページ、にしのみや防災ネット等の内容及び利用方法について、平時及び緊急時での活用方法を更に検討し、その充実を図る。

(2) 要配慮者への情報提供方法の検討

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

要配慮者に対しては、その障害の内容等に応じて、文字放送や手話等により、効果的な情報提供を検討する。

また、外国人への広報手段については、県、公益財団法人西宮市国際交流協会（以下、「西宮市国際交流協会」という。）、外国語ボランティア等と連携して、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援、外国人市民のニーズの把握に努めるとともに、日常生活上の問題への相談体制の充実を図る。

(3) スマートフォン、SNSの活用強化

【担当局】総務局、政策局

にしのみや防災ネットの緊急情報メールや各キャリアの緊急速報メール（エリアメール）のほか、情報提供手段の多重化とメール登録者の増加を図るため、スマートフォンアプリ「ひょうご防災ネット」とも連携して情報を配信するとともに、その普及促進を図る。

また、市公式X（旧 Twitter）、Facebook、LINE等のSNSを用いて情報を発信するとともに、その他の民間事業者のスマートフォンアプリを活用した情報提供を検討する。

(4) 防災サインの設置

【担当局】総務局、各施設管理者

自然災害が発生した際に、市民や本市を訪れた人々が安全な場所まで円滑に避難できるよう、避難場所や避難誘導に関する情報を看板等に表示し、市内各所に設置する。また、日本工業規定に基づく災害種別一般記号（ピクトグラム等）を使用し、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(5) 防災指揮車の活用

【担当局】総務局、財務局

災害発生のおそれがある場合、あるいは災害発生時において、その発生現場における迅速な情報収集活動のため、関係者が随時活動を行えるよう、防災指揮車を活用する。

また、津波・洪水災害時のように広域避難誘導等を行う場合には、全公用車両の使用を検討する。

(6) 災害用伝言サービスの広報体制

【担当局】総務局

【関係機関】通信キャリア各社

災害時は公衆回線が輻輳しやすいことから、通信キャリア各社と連携して、広報紙や市民向け研修等、各々が保有する広報手段を活用し、「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板」等の災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。

また、大規模災害発生時に、各災害用伝言サービスの運用開始時の広報体制について、県及び通信キャリア各社との間で協議調整を行う。

8 情報収集・伝達業務を整理・強化する

(1) 情報収集・伝達業務のマニュアル化及び記録様式の統一の促進

【担当局】全局

災害発生時に、的確な情報収集・伝達に基づいた迅速かつ円滑な災害応急活動を実施するため、その業務のマニュアル化と記録様式を統一し、担当者が変わっても業務が円滑に行われるよう努める。

(2) 各情報システム運用訓練の実施と検討

【担当局】全局

ア 被災者支援システム

災害業務支援システムである被災者支援システムについて、災害時に円滑な運用ができるよう、操作研修を通じて操作の習熟に努める。

なお、被災者支援システムは、犠牲者・遺族管理、緊急物資管理、倒壊家屋管理、仮設住宅管理、避難所関連、被災予測等・復旧復興関連の各システムの中核をなすもので、被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、罹災証明書の発行、各種義援金の交付等を総合的に管理するシステムである。

イ 安否情報システム

武力攻撃事態等における安否情報を収集・提供するための安否情報システムの自然災害・事故時等における利用について、消防庁及び県と協議し、その運用体制も含めて検討を図る。

ウ 職員参集システム

職員の緊急参集を目的とした職員参集システムについては、災害時に円滑な運用ができるよう、マニュアル等により習熟に努める。また、そのシステム改善について検討を行い、より運用性、機能性、経済性に優れたシステムの導入を図る。

9 情報管理・運用業務を整理・強化する

(1) 情報セキュリティの強化

【担当局】総務局

庁内におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティ確保の徹底に努める。

また、平常業務及び災害復旧等に必要となる情報のバックアップを取得し、同じ災害で同時に被災しない場所で保存するよう努める。特に広範囲に業務を支える電算システムについては、セキュリティレベルの高い市役所第二庁舎やクラウドサービスで運用し、データ等はバックアップファイルを取得するとともに、同時被災を避けるため、その一部を遠隔地に保管する。

(2) 各種災害の GIS (Geographic Information System) データの活用

【担当局】総務局

各災害の避難計画の検討、ハザードマップの作成等において、県が提供する津波・洪水・土砂災害等の GIS データを活用する。

(3) 災害時の個人情報等の取り扱いの整理

【担当局】全局

災害時の個人情報の取り扱いにおいて、本人同意を得ない場合での、要配慮者情報等の第三者提供や庁内情報の目的外使用については、個人情報保護法及び西宮市個人情報保護条例に基づき西宮市個人情報保護審議会への諮問にて了承を得る等、市民の十分な理解のもとに進める。

～震災復興の記録より～

今回の災害は、未曾有の規模であったため、防災計画上の各部が市民などからの情報によってそれぞれ必要な対策に追われており、特に初期の段階では各部の把握している情報を情報部に集約するという事は、非常に困難な状況であった。

対策本部を252会議室に設置したが、ここが市民や災害現場からの情報、あるいは自衛隊、市職員、消防など被災地現場への対応に追われ、大変な混乱に陥り、とても「各情報を情報部へ」という機能を果たすような状況ではなかった。

初期の頃、市内の被害状況や市の応急対策などの市民への広報について、不十分であるという指摘をされたが、市政ニュースを「災害広報」として1月19日から準備にかかり、23日に第1号を（被災地の中では最も早い発行であった）、以降1週間に1度発行することとしたのは大変効果があったと思っている。

本部会議は442会議室で開催し、情報はそれぞれ各部へ伝達し、また本部長ほかからの指示も色々あったが、各職員へ情報が周知されていないということをよく耳にした。

今回の災害に直面して、十分な対応ができたとは決して思っていないが、各職員は懸命に努力し、よくやってくれたと感謝している。

このような大災害のあらゆる情報を一つの部門に集約し、また必要な情報を効果的に発信すること、特に初期の情報の収集、集約、発信組織を、この際見直し確立することは、地域防災計画を充実させる大きなポイントである。

～震災復興の記録より～

当日見聞きした事は本部事務局に報告するようになっているが、誰が従事してもわかる様に情報を張り出す必用ある。

各担当部の動きを職員に伝わる様にしなければいけない。

情報不足で案内に困った。

被災者証明は何処でしているのか、担当はどこなのか。苦情を一番沢山聞いた様に思う。1日5～6千人の人達の対応に追われ職員は次々に声を嗄らし風邪を引き倒れた。

災害時にすぐ対応できるように業務と従事場所（会議室等）、担当課は毎年防災計画見直し時に決めておけば、今回の震災の教訓が生かされた事になるだろう。

第5節 防災拠点の整備

【基本計画】

本市の災害対策本部は市役所第二庁舎（危機管理センター）に設置されるが、大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を行うには、防災中枢機能を備えた危機管理センターや各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠である。

そこで、地域防災拠点の整備を充実させるとともに、概ね中学校区を単位とする「地区防災ブロック」ごとに、各防災拠点と避難場所、緊急物資の備蓄庫、緊急用水源及び救護所の整備を図り、その運用ネットワークの形成を推進する。

1 防災拠点を整備する

（1）地域防災拠点の整備

【担当局】総務局、各施設管理者

地域防災拠点は、応援部隊の集結・活動拠点や臨時ヘリポート機能、食料、資機材、仮設組立式トイレの備蓄等、並びに飲料水や非常用物資の集配や救護拠点としての機能を有する。

南部地域において「西宮中央運動公園」、「津門中央公園」の2箇所、北部地域において「塩瀬中央公園」、「流通東公園」、「山口中央公園」の3箇所を地域防災拠点として、機能の充実を図る。

資料8-3「防災拠点」参照



(2) 災害用臨時ヘリポートの確保

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、各施設管理者

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、必要に応じて次のヘリポート以外についても増設を検討する。また、大規模災害時に孤立が予想される地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定（離着陸が困難な場合はホイストによる救出地点）及び確保を重点的に推進する。

新たに臨時ヘリポートを選定した場合は、地域防災計画に定め、県に必要事項を報告し、報告事項に変更が生じた場合も同様とする。

臨時ヘリポートの管理に当たっては、平時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど、常に使用できるように現状把握に努める。

資料 8-20 「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」参照
資料 12-8 「土砂災害による孤立可能性集落一覧」参照

2 防災装備等を整備する

(1) 各種防災装備等の整備・点検

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】阪神南県民センター

県及び関係機関と協力し、防災用車両、及びその他防災用装備等の整備を推進する。また、保有防災装備等については、定期的に点検メンテナンスを行う。

(2) 資機材等の調達

【担当局】総務局、消防局

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、あらかじめ調達先の確認等を行う。

資料 5-1 「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照
資料 9-4 「備蓄資器材一覧」参照

(3) OA 機器等の転倒・落下防止対策

【担当局】全局

災害発生時、未固定の書棚、ロッカー、キャビネット、OA 機器等は転倒・落下の可能性があり、早期の業務実施を阻害するおそれがある。そのため、各執務室等において、執務場所の整理整頓や OA 機器等の転倒・落下防止対策に努める。あわせて、ガラス等の飛散防止対策に努める。

第6節 火災予防対策の推進

【趣旨】

災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備について定める。

1 消防体制を強化する

(1) 常備消防力の強化

【担当局】消防局

西宮市における常備消防力（1本部、4消防署、4消防分署）を災害発生時に最大限有効に活用するため、部隊行動の徹底、指揮命令系統を遵守した訓練を実施する。

また、大規模災害や特殊災害等の各種災害に対処するため、消防資機材の整備、拡充を図る。

資料7-2「消防力の現況」参照

(2) 西宮市消防協力隊の強化

【担当局】消防局

災害時に、事業所が保有する資機材等を活用して、災害活動を行うことにより、被害の軽減を図ることを目的として結成された西宮市消防協力隊については、保有資機材の取扱訓練をはじめ、各種合同訓練への参加依頼を積極的に行うことにより、消防協力隊の体制強化を図る。

資料7-5「西宮市消防協力隊結成状況」参照

(3) 機能別消防団員（西宮市消防団災害活動支援隊）の強化

【担当局】消防局

消防職・団員のOBで構成され、大規模災害時に出動し、避難誘導や情報伝達等、災害活動の支援を目的とする機能別消防団員の強化を図る。

(4) 消防水利・資機材の整備

【担当局】消防局

消防水利は、消防水利の基準等に基づき整備するとともに、消火栓が機能しない場合に備え、防火水槽（耐震性貯水槽）の計画的な更新や補修を実施する。また、河川取水ピットの設置を進め、自然水利の活用を図る。

消防資機材についても、消防力の整備指針等に基づき、計画的な整備・更新を進める。

資料8-15「消防水利施設一覧」参照

2 出火防止対策を強化する

(1) 消防局の防火対策

【担当局】消防局

消防局は、講習会の実施等を通して、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理状況及び消防用設備の維持管理状況について適宜査察、指導を行う。

また、各家庭の防災診断等を通して、災害、火災、日常事故に対する対策の普及を図るとともに、防火教室の開催及び防火イベントの実施、啓発ポスター及びチラシの配布により市民の防火意識の高揚を図る。

(2) 防火管理者の防火対策

【実施主体】防火管理者

【担当局】消防局

消防局は、防火管理者が、当該防火対象物に関する消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的実施するほか、消防用設備の機能維持、火気使用設備の安全管理を実施するよう啓発に努める。

(3) 自治会・自主防災組織等の防火対策

【実施主体】自治会・自主防災組織等

【担当局】消防局

消防局は、自治会、自主防災組織、少年消防クラブ、家庭防火クラブ等各種団体が、消火器具等の普及に努めるとともに、取扱いの訓練を実施するよう啓発に努める。

3 救急・救助体制を強化する

(1) 救急・救助体制の強化

【担当局】消防局、総務局

救急隊員及び救助隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進する。また、消防団員、市職員を中心に救急・救助訓練を実施し、迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図るとともに、消防緊急情報システムの活用等により、救急及び救助隊の出勤体制の強化に努める。

さらに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、AED（自動体外式除細動器）の研修などを含め、応急手当の普及啓発の推進を図る。

(2) 高度救助隊（愛称：センサー/SENSR）の育成強化

【担当局】消防局

高度救助用資機材を装備し、救助技術に優れた隊員で構成する高度救助隊（愛称：センサー/SENSR）の育成強化を図る。

【高度救助用資機材】

- ☆画像探索機： CCD カメラで瓦礫の隙間の生存者を探索する。
- ☆地中音響探知機： 瓦礫に閉じ込められた生存者の音を探索する。
- ☆熱画像直視装置： 人の放射熱を感知する。
- ☆夜間用暗視装置： 暗がりを昼間のように見ることが可能。
- ☆地震警報器： 地震後の救助活動の隊員に地震を知らせる。
- ☆電磁波探査装置： 瓦礫に閉じ込められた生存者の呼吸や動きを探索する。

(3) 救急・救助用資機材等の整備

【担当局】消防局、総務局

救急・救助用資機材などの充実を図るとともに、災害時に建物やブロック塀が倒壊した時の救急・救助活動に備え、より高度な救急・救助用資機材の充実に努める。また、消防団車庫や自主防災組織の拠点等には、バール、ジャッキ、ノコギリ等の災害救助関係資機材を整備する。

資料9-4 「備蓄資器材一覧」参照

～震災復興の記録より～

消防団にあっては、早い段階で消防局の指揮下に入るよう消防団長から命令が発せられたため、各消防分団は管轄の地域で作業が完了すれば、即消防局に参集して消防局の指揮下に入り、消防団車両に消防職員1人が同乗して現場に出動した。ポンプ車38台、731人の団員は被害の軽減に大きく寄与したものである。

震災直後多くの119番通報を受信したが、すべての災害現場に対応できないため「消防車は全車出動しています。近所の人と協力して救出してください。火を消してください。」と管制職員は応答せざるを得ませんでした。“消防車は待っていても来ない。自分たちで何とかしなければ。”と非常事態を理解され、多くの市民の方々が救助活動と消火活動を行っていただいた。市民の方の防災対応力が高かったものと感謝しています。

このたびの震災は救助する者自身が被災者であり、家族の死亡、負傷等の最悪の事態を乗り越え長期間消防活動に従事した消防職員・団員の崇高な消防魂を誇りに思っております。

第7節 防災資機材の整備

【基本計画】

各地域で迅速な救助活動を展開するに当たっては、災害応急活動に必要な資機材をあらかじめ確保しておく。

1 災害用資機材を備蓄・調達する

(1) 備蓄調達計画の策定と運用

【担当局】総務局、産業文化局

被害想定、避難所の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。また、応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議しておく。

(2) 災害用資機材の備蓄及び調達

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】ライフライン事業者

想定避難所生活者数に対応できるよう、災害用資機材を地区防災ブロックの各備蓄庫及び地域防災拠点（中央運動公園、津門中央公園等）に分けて備蓄する。また、自主防災組織に対して、防災用資機材を支給し、各地域での備蓄を推進する。調達・輸送体制については、協定締結者、近隣市町、県と十分に協議し整備強化を図る。

なお、水防活動に用いる資機材は、水防倉庫(西福町、結善町、武庫川町、山口町、塩瀬町)に備蓄している。

【資機材品目(例示)】

資機材	ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽 バール、ジャッキ、のこぎり、発電器、投光器、小型水中ポンプ ハンドマイク、テント、防水シート、懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池、 移送用具（自転車、バイク、一輪車、ゴムボート、担架等） 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
-----	--

【避難運営事務用品等(例示)】

派遣職員用	腕章、携帯電話、ヘルメット、筆記用具、メモ用紙、懐中電灯、トランジスタラジオ、電池（予備）、日記、非常食、飲料水、ちり紙、歯磨きセット、タオル、マスク、ナップザック、避難所の鍵
事務用品	ボールペン、カッター、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画鋸、コピー用紙、模造紙等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石鹼、洗剤、ゴム手袋、軍手等
その他	自転車、トランシーバー、台車、テント、消火器、電卓、パソコン等

資料9-3「資器材倉庫（水防倉庫）一覧」参照

資料9-4「備蓄資器材一覧」参照

(3) 給水用資機材の備蓄調達

【担当局】上下水道局

迅速な応急給水に対応するために、必要な給水用資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等）の整備を図り、緊急時の調達先として当該資機材を有する関係機関又は応援協定を締結する民間事業者などと十分協議し、その協力体制の整備に努める。

(4) 防疫、衛生用資機材の備蓄

【担当局】総務局、環境局

所管局において仮設トイレの消毒用薬剤やその他感染症予防のための薬剤など、防疫、衛生用資機材を備蓄する。また、津門中央公園及び地区防災ブロックの備蓄庫において、組立式仮設トイレを配備する。仮設トイレは、丈夫で組み立てが容易なパネル構造等とし、マンホールトイレとして利用が可能な仕様とする。また、洋式で車椅子の使用が可能である等、利用者のプライバシーと要配慮者の利用に配慮する。

資料9-2「防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧」参照

(5) アスベスト用資機材の備蓄

【担当局】総務局、環境局

災害対応やアスベスト調査を実施する際、職員の安全確保の観点から、所管局において必要な資機材（電動ファン付き呼吸用保護具、防じんマスク、防護服、軍手、双眼鏡等）の備蓄又は応援協定の締結に努める。

【非常物資供給イメージ】

	非常用物資 種別	災害発生当日	2日目	3日目以降
自助	家庭内備蓄	→		
共助	市との協定業者の備蓄	→		
	個人・事業所 救援物資	→		
公助	市備蓄	→		
	近隣市町 救援物資	→		
	広域応援 救援物資	→		

2 備蓄品を管理する

【担当局】各局

各担当部は、備蓄品の点検を定期的実施し、適宜補充・更新する。また、その結果を[災害対策課危機管理室](#)へ報告する。

第8節 災害救急医療システムの整備

【基本計画】

災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品等や医療資機材の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想される。

医療機関及び医療関係団体との緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療活動が行われるよう、医療救護活動体制の整備、医療救護資機材の確保に努める。

1 初動医療体制を整備する

(1) 大規模医療救護活動体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時における医療救護活動を迅速かつ確実に実施するため、平時から災害救急医療情報システムや保健医療活動を基礎とした災害医療救護活動体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努めるとともに、救護所等の開設場所の指定等を行う。

また、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者、県、医療機関との連絡体制の整備を図る。

資料7-7「市内医療関係組織」参照

(2) 西宮市災害医療救護連絡協議会の設置

【担当局】保健所、消防局、総務局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、各医療関係機関

保健所と危機管理室は、災害発生時に関係機関で設置する災害医療救護活動本部の円滑な運営を確保するため、平時からの連絡調整機関である西宮市災害医療救護連絡協議会にて、必要な事項を定める。

なお、協議会は、次の事項を協議していく。

- ① 災害時における医療救護活動本部の運営に関すること。
- ② 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整に関すること。
- ③ 救護所の設置・運営に関すること。
- ④ 医療救護班の調整に関すること。
- ⑤ 医薬品の備蓄及び輸送に関すること。
- ⑥ 後方医療施設に関すること。
- ⑦ 傷病者等の搬送に関すること。
- ⑧ その他協議会が必要と認めること。

(3) 災害救急医療情報システムの活用

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時において、防災機関、医療機関、及び市民が迅速かつ確実に医療情報の検索・照会ができるよう、「災害救急医療情報システム」等のシステムを有効に活用する。

【災害救急医療情報システム】

県内の各市消防本部、災害拠点病院、地域保健医療情報センター（県保健所）、市保健所、郡市医師会、システム参加医療機関により、平常時は救急医療情報、広域災害時は患者搬送や救護班派遣要請及び支援情報を共有するシステム。

(4) 災害医療コーディネーターとの連携

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】災害拠点病院、西宮市医師会、各医療関係機関

平時から災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医学的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

(5) 医療救護チーム等の派遣要請・受入れ調整

【担当局】保健所

【関係機関】災害拠点病院、西宮市医師会、各医療関係機関

迅速な医療救護活動を実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療救護チームや医療ボランティアの派遣要請及び受入れ調整の体制を整備する。

【DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム】

- ・災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。
- ・DMAT は、DMAT 本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポート等を考慮する。

(6) トリアージ知識の普及

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時に多くの負傷者が出る場合を想定し、日頃から、トリアージ等の災害医療知識の普及を図る。また、トリアージタグ（重症度識別表）に関する知識の普及を図り、救急医療処置の迅速化を図る。

【トリアージ】

トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。負傷程度に応じて優先度をカラー表示したトリアージタグにより識別を行う。

2 後方医療体制を整備する

(1) 後方医療体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、広域的医療活動を要請する体制を整備する。また、県と協議し、近隣の緊急時対応可能医療機関を事前に把握する。

資料4-3「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」参照

(2) 後方搬送体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関、海上保安庁

広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプターや船舶等を利用した移送手段について県（災害対策課）、神戸市消防局、自衛隊、西宮海上保安署等と調整を行う。

資料4-1「消防相互応援に関する協定」参照

資料13-2「広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」参照

3 医薬品等を確保する

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、各医療関係機関

医薬品等に関しては、災害拠点病院（兵庫医科大学病院、兵庫県立西宮病院）及び市立中央病院における在庫の拡充を図る。

市は、西宮市薬剤師会の協力体制のもとに、災害時に必要な医薬品等の備蓄に関して整備する。あわせて、発災後の医療救護活動における医薬品の迅速かつ確実な確保及び輸送体制の整備に努める。また、医療機関等の関係機関とともに、医療資機材の備蓄等に努める。

～震災復興の記録より～

正常な検査値を求めて診療を行う筈の病院が、突然の激震によって、すべてが異常となったなかで、中央病院は医師3人、看護師14人など22人の当直職員と、急ぎ駆けつけた医師らによって、震動が終わると同時に、204人の入院患者への看護と、水浸しのロビーで血に染まった負傷者の応急措置を行った。

防災計画にある救護班は被災患者の処置や全市被災による医療の流れからみて、当院から派遣できる状況になかった。当院としては、震災後の救急医療の必要性から、院内相協力し、また、大阪市大・阪大・兵庫医大各病院の協力も得て、4診療科について、24時間態勢をとることを決め、3月末まで実施した。特に小児が風邪による高熱でぐったりとして訪れる人も多く、市民の病院として役割を果たしたと考えている。

この震災を通じて、既に言い尽くされたこととはいえ、如何にライフラインの確保が大切なものを体験し、代替設備など自己防衛策の必要なことを痛感した。さらに重篤患者を転送するにも、相手病院探しが大変なことであった。病院の系列枠を超えた広域的な病院連携システムづくりや病院と医院とがチームを組み、地域医療に協力していく体制づくりが必要であると考えている。

～震災復興の記録より～

この震災を契機に今後の対応を考えると次の問題を考えるべきです。

- ① 医療機関の耐震性と補強
- ② 3日分の食料・水・医療品の備蓄
- ③ 通信手段と情報収集対策（災害時優先電話、携帯電話、携帯ラジオ等）
- ④ 代替ライフラインの確保（井戸、プロパンガス、自家発電等）
- ⑤ 緊急搬送のためのトリアージ
- ⑥ 重傷者は被災地外への緊急搬送（ヘリコプター、舟艇等）
- ⑦ 精神的ストレス、心の問題対策
- ⑧ 避難所の防疫対策

以上は医療機関としての震災対策及び地域防災対策として十分に心にとめなければならない条項であると考えます。

第9節 緊急輸送体制の整備

【基本計画】

災害時、食料、生活必需品、医薬品、各種資機材等の緊急輸送を円滑に行うには、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するとともに、輸送業者を含めた輸送体制を確立する必要がある。

そこで、災害時における迅速な輸送の確保に向け、緊急輸送道路の指定、及び緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送道路を確保する

(1) 緊急輸送道路の確保

【担当局】総務局、土木局

【関係機関】兵庫県、各道路管理者、港湾管理者、警察署、西宮建設協会

災害応急活動を円滑に実施するため、県が指定する次の緊急輸送道路について、平時より防災関係機関及び市民等に広く周知を図る。

なお、市内の備蓄庫や緊急医療機関等を結ぶ輸送路については、警察署及び関係機関と協議のうえ確保する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

(2) 効率的な緊急輸送のための措置

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】各施設管理者、各道路管理者、警察署

市又は各関係機関は効率的な緊急輸送を実施するため、警察署と協議のうえ、緊急車両用の回転灯サイレンやステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備する。

また、災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、災害時の安全性確保に配慮した整備を行う。

県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努める。

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

大規模な災害が発生した場合には、被災地内への緊急通行車両などの通行や広域的な緊急輸送を円滑に進めるため、緊急自動車やあらかじめ登録された車両以外の通行を禁止または制限する「緊急交通路」が指定されている。日ごろから広く周知し、災害時には重要路線として啓開等に当たる。

資料8-22「緊急交通路」参照

2 緊急輸送体制を整備する

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

【担当局】総務局、産業文化局

輸送の実施責任者は、平時から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとにいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携強化

【担当局】総務局、産業文化局

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられるため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

(3) 海上輸送体制の整備

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮海上保安署、兵庫県

災害時の緊急海上輸送に備え、西宮海上保安署や県等の関係機関と協議のうえ、公共埠頭の位置や運行方法等についてあらかじめ定める。

資料8-9「公共埠頭図」参照

(4) 航空輸送体制の整備

【担当局】総務局、消防局、産業文化局

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、今後、必要に応じて増設を図る。

資料8-20「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」参照

第10節 避難対策の充実

【基本計画】

災害時に迅速かつ安全に避難するためには、災害の状況や地域の実情に応じて適正な避難場所等（緊急避難場所・避難所）を確保しておくとともに、地域や事業所ごとに避難誘導體制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。また、近年の事例では、避難情報が伝わっていないケースや、避難情報を受け取っても避難をしないケースが報告されており、日頃から避難の基準及び方法に関して周知することが重要視されている。

本市では、概ね中学校区単位の地区防災ブロックで避難場所等を指定し、避難路の指定・整備を進めているが、今後、これら避難場所等の周知徹底を図るとともに、要配慮者の支援も含めた地域の避難体制の整備に努める。

1 緊急避難場所・避難所を指定し周知する

（1）緊急避難場所等の指定

【担当局】総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、環境局、土木局、消防局、上下水道局、教育委員会

災害が発生又は発生する恐れがある場合に、安全が確保されるまでの間、市民等が一時的に避難する緊急避難場所（一部、指定緊急避難場所）として、「洪水」「土砂災害」「地震」「津波」「大規模火災」の災害種別に対応した安全な場所であり、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設から指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、緊急避難場所を近隣市に設けることを検討する。

ア 緊急避難場所の指定

（ア）洪水緊急避難場所

大雨や台風等により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、水防法に基づき指定される浸水想定区域外の建物から選定する。

浸水想定区域内にある建物の場合は、想定浸水深より上階部から選定する。

（イ）土砂災害緊急避難場所

大雨や台風等により土砂災害の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害警戒区域外の建物から選定する。

土砂災害警戒区域内にある建物の場合は、利用上の注意を示した上で堅牢な建物（安全な構造）から選定する。

（ウ）地震緊急避難場所（一次避難地・広域避難地）

大規模な地震の連続発生や余震による危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、1 ha以上の公園、空地などの屋外施設から選定する。

(エ) 津波緊急避難場所（津波避難場所・津波避難ビル）

津波の発生により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、次から選定する。

① 津波避難場所（一次避難地・広域避難地）

津波浸水想定区域外の原則、1 ha 以上ある公園、空地などの屋外施設

② 津波避難ビル

原則、津波避難対象地域内の「新耐震基準に適合」「RC造又はSRC造」「3階以上」を満たし、一定の避難スペースを確保できる建物

(オ) 大規模火災緊急避難場所（一次避難地・広域避難地）

大規模な地震やその他の要因により大規模火災が発生又は発生の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、1 ha 以上の公園、空地などの屋外施設から、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して選定する。

イ 緊急避難場所を補完する施設の指定

緊急避難場所への避難が困難な地域、状況において、市民等が一時的に避難する場所として、民間施設等の同意を得た建物から選定する。

資料8-2「緊急避難場所等」参照

資料8-6「地区防災ブロック図」参照

(2) 避難所の指定

【担当局】総務局、教育委員会、市民局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

被災者が一定の期間避難生活を送るための施設として、地区防災ブロック毎に避難所を指定する。

避難所においては、避難者を受入れる場所、福祉避難室、救護室、物資保管・災害ボランティア詰所等に使用するスペースをあらかじめ定める。

災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図る。

また、一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する要配慮者を受入れる福祉避難所を指定する。なお、福祉避難所でも避難生活が困難な者については、介護保険施設や医療機関等への入所、入院により対応する。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよ

う努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や有症状者の避難等に適切な対応ができるよう、平常時から危機管理室と保健所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

資料8-1「避難所等」参照

(3) 緊急避難場所・避難所の追加・解除

【担当局】総務局、教育委員会、市民局、健康福祉局、こども支援局、土木局

避難場所等（緊急避難場所・避難所）については、毎年見直しを図り、地域の実情にあわせて指定の追加・解除を行う。

(4) 緊急避難場所・避難所の周知

【担当局】総務局

避難場所等（緊急避難場所・避難所）については、市関係部局、防災関係機関及び自主防災組織等へ周知を行うとともに、市が作成するハザードマップ、市ホームページ等を活用して市民等への周知を行う。さらに、必要に応じて、避難場所等の目視可能な位置に防災サインを設置する。

【緊急避難場所の位置付け】

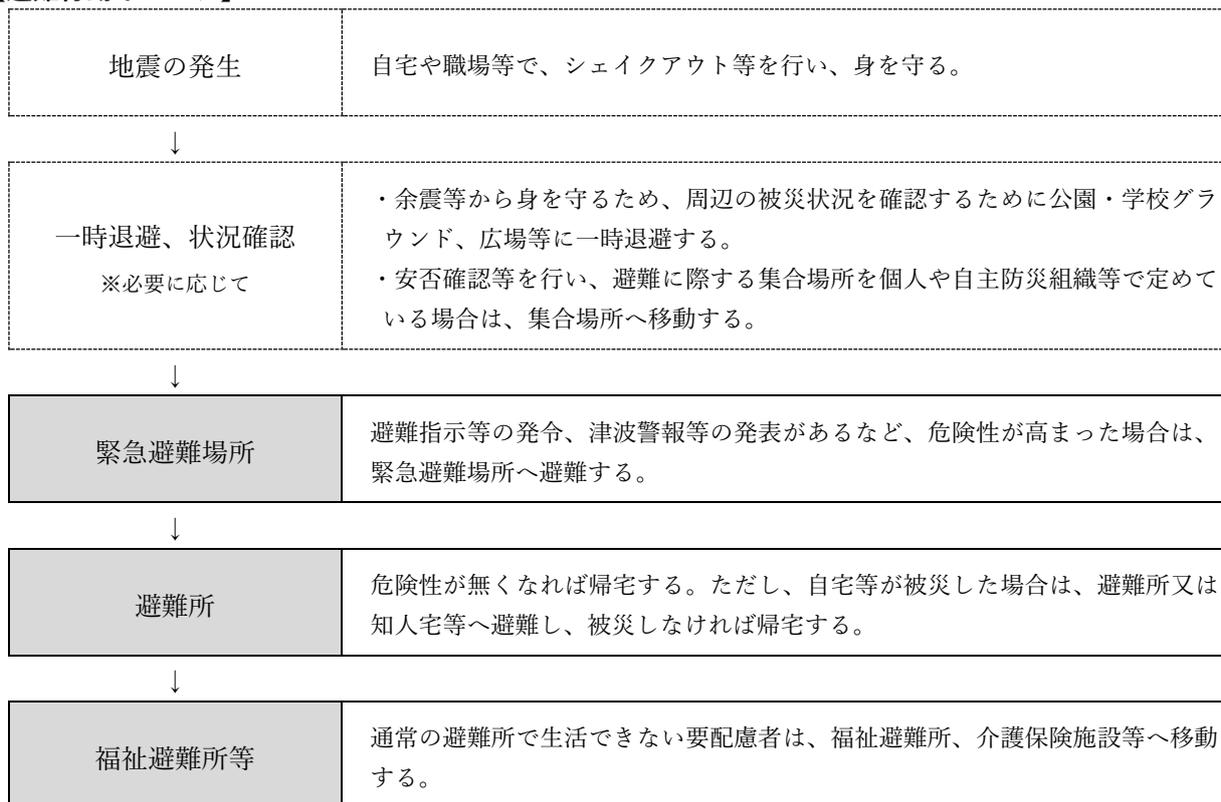
災害種別	屋外施設	屋内施設	指定方針
洪水		●	・ 浸水想定区域外の建物 ・ 浸水想定区域内の建物の想定浸水深より上階
土砂災害		●	・ 土砂災害警戒区域外の建物 ・ 土砂災害警戒区域内の利用に際しての注意を条件にした堅牢な建物（安全な構造）
地震	●		・ 1 ha 以上の公園、空地などの屋外施設

津波	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域外の1ha以上(原則)の公園、空地などの屋外施設(津波避難場所) ・津波避難対象地域内の「新耐震基準に適合」「RC造又はSRC造」「3階以上」を満たし、一定の避難スペースを確保できる建物(津波避難ビル)
大規模火災	●		<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の公園、空地などの屋外施設(火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮)

【避難所の位置付け】

避難所種別	屋外施設	屋内施設	指定方針
避難所		●	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者を受入れるスペース、福祉避難室、救護室、物資保管・ボランティア詰所等スペースを有する建物
福祉避難所		●	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を要する要配慮者を受け入れるための施設

【避難行動イメージ】



(5) 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策

【担当局】総務局、教育委員会

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温・換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ・タイムラインの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等といった多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症等感染症への対応を適宜反映する。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の患者等の被災に備えて、平常時から、危機管理室との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、危機管理室との連携の下、対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月策定、令和5年5月改訂)の主な内容)

- ① フェーズ0 事前準備
 - ・感染対策を考慮した収容人員の確認
 - ・十分な避難所数の確保
 - ・体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
 - ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
 - ・適切な避難所運営を行うための体制の構築
 - ・住民への事前周知
- ② フェーズ1 避難
 - ・適切な避難先の提示
 - ・避難情報発令時の留意事項
- ③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営
 - ・避難所の開設
 - ・避難所の受入れ
 - ・避難所運営
- ④ フェーズ3 避難所解消

等

2 避難路を確保する

(1) 避難路の指定・整備

【担当局】総務局、都市局、土木局

【関係機関】各施設管理者

各地域と避難地、避難所を結ぶ避難路については、避難すべき区域内の市民等を迅速かつ安全に避難させる観点から指定し、避難路については、原則として次の道路等を指定する。

- ① 避難所に通じる概ね幅員4m以上の道路及び河川敷
- ② 緊急避難場所に通じる概ね幅員15m以上の都市計画道路

資料8-7「主な避難路位置図」参照

(2) 避難路の安全性確保

【担当局】政策局、土木局

【関係機関】各道路管理者

避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用して、避難路沿道の建築物不燃化を促進するほか、付帯構造物の耐震性強化を進める。

3 避難支援体制を整備する

(1) 避難方法等の周知

【担当局】総務局、消防局

避難指示等が発令された場合における避難場所等、避難すべき区域、避難の判断基準、及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、これら情報について市民への周知を図る。

また、「マイ・タイムライン」の作成の普及促進等により、「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ一人ひとりが自ら考えることを通じて、市民の避難意識の向上を図る。

(2) 避難誘導體制の確立

【実施主体】自治会・自主防災組織等

【担当局】総務局、消防局

自主防災組織や自治会による自主防災活動の中で、避難指示等が発令された場合における一時避難地や安全な避難経路、あるいは要配慮者等に対する避難誘導の支援者を具体的に決めるなど、地域ごとの避難計画の作成推進を図る。

また、福祉施設、事業所においても、災害時に安全な避難ができるように、各施設管理者に対して避難計画の作成を指導する。

(3) 広域避難体制の確立

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、関西広域連合広域防災局、近隣市

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

～震災復興の記録より～

一つには、避難所業務に携わる職員の多くも又自ら被災者であり、交通機関の寸断もあって直ちに従事できなかったところに、今後の避難所の初動態勢に大きな課題を残すこととなったことである。風水害のような予知可能なケースと全く異なる今回のような事態を想定してとは言葉はいえても容易ではない。防災計画のなかでの役割も認識していたとはいっても、初動期において、残念ながら組織だった機能はできていない。

こういう緊急大惨事のなかで初動期においては、職員一人ひとりが判断し処理していく行動力が求められたのである。

自分自身、あの日適切に迅速に行動したかと思うとき情けないがはっきり記憶がない。今になっても忸怩たる思いである。

二つには、防災計画のなかで避難所として学校がその拠点となって大きな役割を果たしていく又、いかなければならないということから、学校教育と避難所という視点で今一度考えておく必要があるのではないか。

被災を受けた人々のなかに多くの子供たちがいる。肉親を失い、友を失い、家を失い、ズタズタになった子供たちの心のよりどころが又、学校生活にあることを忘れてはならない。

学校が避難所になったことで子供たちは、目のあたりに大きなものを得、すばらしい行動力を見せてくれた。先生や被災者からも聞き、大変うれしかったことをおぼえている。

このことは、又、何物にもかえがたいことであるが、それとは別に今一度議論を深め、学校現場と避難所についてのマニュアルも大切だと考えている。

日がたつにつれ避難所において被災者の方、それを支援する地域のみなさん、ボランティア、他市からの応援、担当職員など多くの人々の支援協力によって避難所のなかに被災者を中心とする自治組織が生まれ、つらい苦しいなかにも平静さをとりもどしていった。

この自治組織が、避難所を少しでもよくしよう、みんなで助けあうという大きな役割を果たしたことは言うまでもない。

～震災復興の記録より～

当時の本市防災計画にもとづく避難所開設・運営は原則的には全て行政の責任において行うこととなっていたが、実際の避難所運営は個々の避難所によって色々な形があった。多くの避難所でボランティアがその中心的役割を果たしたと思われる。しかし、ボランティアの活躍にもかかわらず運営が円滑にできなかった避難所もある。ボランティア組織が確立されていない場合、ボランティア間の意見の食い違いや、避難者との軋轢等で避難所運営が行き詰まった例も見受けられた。ボランティア同士がまた地域住民と普段からの顔見知りでないことも原因であったのだろうか。学校避難所では、制度的には認知されていなかったが、教職員が多く役割を果たし、色々な困難はありながらも比較的安定した避難所運営が行われた。

こういった教訓を踏まえて、教職員が避難所業務に就くことが限定的ではあるが制度化された。また各地域に自主防災組織が次々と結成されたことは、大変有意義なことと思う。今後は行政職員、学校職員、地域自主防災組織、ボランティア等の役割分担と連携を図る基本的なシステムのもと、実際の場面で有効に機能するような訓練と意識づけが必要と考える。

第11節 備蓄体制等の整備

【基本計画】

災害時には、被災者や応急復旧作業従事者が必要とする食料や飲料水及び生活必需品の確保が困難になることが予想される。

そこで、最低でも3日以上を目標に各家庭、各地域における備蓄の充実を図るとともに、周辺都市や民間事業所からも食料・物資を円滑に調達できる体制確立に努める。

1 食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄・調達する

(1) 備蓄調達計画の策定と運用

【担当局】総務局、産業文化局

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等を定める備蓄計画を策定し、適切な食料、生活必需品及び資機材の備蓄を推進する。また、応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議しておく。

さらに、防災訓練等を実施する際、市民等と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用訓練を行う。

なお、各小学校等に備蓄している緊急用備蓄食料については、使用期限があるため、消費期限が満了になる前に有効活用するように、関係機関と調整を図る。

避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(2) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

【担当局】総務局

想定避難所生活者数の災害発生から3日分の非常用食料を地区防災ブロックの各備蓄庫及び地域防災拠点(中央運動公園、津門中央公園等)に分けて備蓄する。

【非常食料の備蓄量の目安】

上町断層帯地震及び南海トラフ巨大地震の被害想定結果に基づき、3日分の非常食料の備蓄を目安とし、個人備蓄と流通備蓄を含め、7日分の備蓄を目標とする。

資料9-1「備蓄倉庫及び備蓄一覧表」参照

(3) 事業所等への備蓄の要請

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、関係各局

事業所に対して、事業所在勤者を対象とした非常用物資の備蓄を要請する。

特に、福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする7日分程度の物資等の備蓄に努める。

(4) 発生時期及び時間帯等への配慮

【担当局】総務局、関係各局

災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で、適宜必要に応じた備蓄品目の検討選定を図る（冬季用の防寒用品、夜間用の照明等）。

【備蓄品目(例示)】

食料	粥、アルファ化米、乳児食（粉ミルク、調製粉乳、液体ミルク）
生活備品	寝具、身回り品、炊事用具、食器、日用品、 光熱材料（ガスボンベ・乾電池） 簡易トイレ、要配慮者向け用品、 女性用衛生用品、紙おむつ

(5) 要配慮者・食物アレルギー者等への配慮

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

要配慮者・食物アレルギー者のほか、年齢、性別、障害等に配慮した備蓄物資の品目選定、供給体制を整える。

(6) 生活用水の確保

【担当局】総務局、環境局、各施設管理者

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を図る。

イ 井戸の活用

民間の井戸について、災害時に生活用水に利用できるよう、地域に開放してもらう「震災時協力井戸」として、所有者から標識設置等の協力を求める。

また、避難所である小学校等へ避難所井戸の設置を進め、災害時の生活用水として活用する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、ポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂の溜水、水道水の備蓄、雨水の貯留等により、各家庭にて生活用水の備蓄が行われるよう、市ホームページや広報紙、防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

(7) 調達・輸送体制の整備

【担当局】総務局、各施設管理者

【関係機関】関係機関、兵庫県、近隣市町

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者、協定締結者、近隣市町、県と十分に協議し整備強化を図る。そのため、事前に調達・輸送に関する協定を締結する。

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状

況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(8) 職員用の非常用備蓄物資の整備

【担当局】総務局

職員用の食料、防寒具及び衛生用品等の非常用備蓄物資の整備を行う。

(9) 衛生物資

【担当局】総務局

ア 備蓄、調達

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(ア) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計* など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など
避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*を含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

* 県で備蓄する衛生物資

(イ) 方法

コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行う。

イ 搬送等

被災者へ衛生物資を適正に配分する。

～震災復興の記録より～

経済部長をはじめ出勤していた数人の職員に「食料調達」を命じた。市内業者は被害を受けており、宝塚、三田方面まで買い出しに出かけた職員とは連絡が取れない。携帯電話を持たせてやれば、助かるのに…。かろうじて西宮浜の米穀業者で米の調達ができた。広域的な食料供給システムの必要性を痛感する。

ひっきりなしに「避難所」開設の連絡があるが、被災者を所定の避難所へ誘導したのではない。教育施設が多いが、市民施設、民間の幼稚園、神社、公園など被災者が駆け込んだところが「避難所」となった。マンションなど施設の安全性を確認しなければならない所もあった。男・女別、老人・乳児の別、ましてや病人の存否など全く不明。食料供給人員も概数しか分からない。全く統制が取れない。氏名の確認など望むべきもない。「管理者」の設置は必要だ！の思いを強くした。

交替要員のないまま連日連夜の作業は職員を疲労の極限まで追い込んだ。長期化する中、本来業務をもって被災者支援をしないと悔いを残す。支援活動も内容が変化し、食料の安定供給のためには日々変動する救援物資だけを当てにできなくなった。

そのため、独自で安定供給する体制、つまり食料の外部発注、受領、保管、配送というシステムとつくりと企画調整部と調達課の応援を得て、新しい「食料供給システム」を確立し、大部分の業務を業者委託することができた。この頃には供給事務の処理もコンピュータを利用しスムーズに行えるようになっていた。これで職員も休養をとり、本来の職場で被災者の対応に取りかかれる。遅きに失したとはいえ有り難い。

新しく、地上に「食料配送センター」ができたとき、そこでNVNの代表と、またボランティアの一人ひとりと握手し涙を流したことは忘れられない。

「救護活動」についても防災計画と全く違う展開があった。避難所では被災者が心身の故障で助けを求めている。保健環境部長から「何とかしなければ！」との問題提起があり1月19日の本部会議に諮り、即活動することになった。この気持ちが西宮保健所、西宮市医師会、NGOなどとの連携プレーの中で、計画・マニュアルがないにもかかわらず救護所開設、医療チームの編成、2次避難所の設置などを可能とした。

いずれも人間として、公務員として何とかしないと…という純粋な気持、これが自らが被災者であるにもかかわらず、家族・家庭を顧みる暇もなく、ボランティアの方々に励まされ、助けられながら、体力の限界まで自分を追い込んで「仕事」をさせたのであろう。

この気持ちを大事に持ち続けて欲しい。そして、これらの人々の気持ちを生かすようにあって欲しい。

～震災復興の記録より～

この度の震災に対し、全国の方々から心暖まる救援物資ゆうパック（郵便小包）を約20万個頂いた。

しかし、ゆうパックを解いてみると、すでに腐っていたり、こわれていたり、また、前述のように破れたものであったり、汚れたもの等様々なものが混入していたため、そのままを直接被災者に配布することができなかった。このため、多くの人手と時間をかけて、一度ゆうパックを解き、中身を点検し、整理する必要があった。

全国のどこかで、今回と同じ規模の地震が起こらないとも限らない。その時、我々が経験したことと同じ苦労をしないために、気のついたことを下記に記す。

(1)被災地にゆうパックを用いて個人的に救援物資を送る場合

(イ)腐るような食べ物、つぶれたり、割れたりする品物は送らない。

(ロ)いろいろの物品を混ぜこぜにせず、単品で送る。

(ハ)ゆうパックには、品物名、数量等中身が一目でわかるよう表記する。

(2)個人で送るより、近所、グループ、団体等で取りまとめて整理し、(1)の方法で送る。

(3)可能なら、もっと大きい組織（例えば市単位、地域単位等）でまとめ、送る。

被災者の支援のために現地に行くことも必要であるが、逆に、被災地で時間や人手を可能な限り省くことも、被災地の支援になる。

アメリカで「救援物資は第二の災害である」といわれていると聞いたことがある。この言葉は、救援物資を送っていただいた方々には大変失礼なことであるが、ある意味では言い当てているような気がする。救援物資を頂く方の身になって、送ることも必要ではないかと思う。

～震災復興の記録より～

災害対策本部では応援部隊として、全国から送られてくる支援物資を市役所前で受け付ける仕事に携わった。

防災計画は、これほど膨大な支援物資は想定しておらず、受入れ体制の細かい定めはなにもなかった。支援物資は飲料、食料、衣料、医薬品等々多種多様であり、それらの配分方法もすぐに決められるものでもなかった。運んでくる車も多様だったが、多くは10トン車のような大型であり、市役所前は駐車場がなく、駐車させる場所に苦労した。

こうした事態は、あらかじめ定められた組織や、権限によって対処することが難しい。担当がだれとか、権限がどうか言っておれない事態である。職員一人一人がその時の状況を判断し、役割を果たして行くしかない。まさに個人の力量が問われた事態であり、そういった意味で反省しきりである。

なお、早朝、夜中にわたり他市町の職員やボランティアの人たちには大変お世話になった。心からお礼申し上げる。

第12節 家屋被害認定士制度等の整備

【基本計画】

今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士等を育成する。

1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

大規模な地震により被災した建築物の連続地震や余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導のもと、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定実施体制の整備

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

大規模な地震により被災した宅地の連続地震や余震等による崩壊から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、県及び兵庫県宅地防災推進協議会と連携し、職員や市民、建築関係事業者等に対して、県等が行う危険度判定講習会への受講を推奨し、被災宅地応急危険度判定士の養成に努め、被災した宅地に対する危険度判定実施体制の整備を推進する。

また、危険度判定に必要な技術マニュアル、判定時に必要な資機材や備品の整備、近隣市町との広域相互応援協定の締結等、実施体制の整備に努める。

3 家屋被害調査体制の整備

【担当局】財務局

【関係機関】兵庫県

県が行う家屋被害認定士養成研修を通じて、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、円滑に家屋被害調査を実施できる体制の整備を推進する。

第13節 廃棄物対策の充実

【基本計画】

大規模な地震災害や水害などの災害に伴い発生する災害廃棄物や、避難所などから発生する一般ごみやし尿を迅速かつ適正に処理することは、市民の生活基盤の早期回復と生活環境のすみやかな復旧を図るために欠かすことはできない。しかし、災害時に発生する災害廃棄物はガレキや水分が多く含まれるなど、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量の面で大きく異なるものと想定される。さらに、阪神・淡路大震災の時のように、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平時の一般廃棄物を含めて、その収集運搬や処理を行なうことが困難となる事態も想定される。

そこで、本市では、震災や過去の水害を教訓とした「西宮市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物処理体制の充実を図る。

1 廃棄物処理相互応援体制を整備する

【担当局】環境局

災害廃棄物等の処理の応援を要請する県、他の市町、関係団体について、あらかじめ応援協定の締結を図ること等により連携を強化し、相互協力体制の充実を図る。

市のみでの対応が困難なときは、県と各市町及び一部事務組合が協力して災害廃棄物を円滑に処理するための「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求める。

また、被災状況により必要に応じて、知事に自衛隊の応援を要請する。さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域と指定された場合で、市による災害廃棄物の処理が困難な場合、市長からの要請により環境大臣が災害廃棄物の処理代行を行う。

災害用仮設トイレの整備については、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。あわせて、仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。

なお、災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

資料3-2 「災害時における相互応援協定」参照

資料3-5 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-7 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」参照

2 災害廃棄物処理計画を更新する

【担当局】環境局

災害によるごみやし尿の処理を迅速に行うため、国の「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、一般廃棄物処理計画の特別計画として災害を想定し策定した「西宮市災害廃棄物処理計画」について、必要に応じて更新を行う。

【災害時に発生する廃棄物】

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

- ①生活ごみ：家庭から排出されるごみ
- ②避難所ごみ：避難所から排出される容器包装や段ボール、衣類等のごみ。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
- ③し尿：仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
- ④災害廃棄物：市民が自宅を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下のa～lで構成される。
 - a.可燃物/可燃系混合物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
 - b.木くず：柱・はり・壁材などの廃木材
 - c.畳・布団：被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
 - d.不燃物/不燃系混合物：分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
 - e.コンクリートがら等：コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
 - f.金属くず：鉄骨や鉄筋、アルミ材など
 - g.廃家電（4品目）：被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
 - h.小型家電/その他家電：被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
 - i.腐敗性廃棄物：被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
 - j.有害廃棄物/危険物：石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
 - k.廃自動車等：自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
 - l.その他、適正処理が困難な廃棄物：ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

(1) 震災によるガレキ発生量の推計

ア 算出方法

災害廃棄物量は、可燃物と不燃物に分けて、それぞれ集計する

[算出式]

$$Q1 = s \times q1 \times N1$$

Q1 ; がれき発生量

s ; 1棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)(m²/棟)

q1 ; 単位延床面積当たりのがれき発生量(原単位) (t/m²)

N1 ; 解体建築物の棟数(解体棟数=全壊棟数)(棟)

※ 1棟当たりの平均延床面積は、木造 109.6m²、非木造 474.1m²とする。(「西宮市統計書(平成27年度版)」より)

※ 単位延床面積あたりのがれき発生量(原単位)(t/m²)は、以下のとおりとする。

※ 全壊建物の解体棟数は、全壊棟数とする。

※ 焼失建物は木造とし、平均延床面積および原単位は、木造建物の値を採用する。

木造可燃物	木造不燃物	非木造可燃物	非木造不燃物
0.194	0.502	0.1	0.81

イ 災害廃棄物等予測量

(上町断層帯地震)

可燃物	317,012t
不燃物	1,489,220t
災害廃棄物量合計	1,806,232t

※県公表「内陸活断層による地震(上町断層帯地震)」被害想定における建物被害データを用いて、南海トラフ巨大地震地震の計算手法により西宮市で再計算したもの

(南海トラフ地震)

可燃物	20,383t
不燃物	109,207t
災害廃棄物量合計	129,590t
津波堆積物重量	332,632~532,211t

※平成26年6月県公表「南海トラフ巨大地震津波被害想定」データより引用

(2) 一般ごみの推計

過去の災害時では、一般ごみ量は平時とほぼ同等となっており、平時と同量のごみが発生するものと想定している。

区分	H25年実績	H30年推計	R5年推計
人口	486,145人	492,951人	491,850人
一般ごみ	150,703t	146,742t	142,769t
粗大ごみ	5,160t	5,333t	5,383t
資源ごみ	9,619t	8,585t	7,557t
合計	165,482t	160,660t	155,709t

※出典：「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年度）

(3) 粗大ごみの推計

ア 算出方法

- ・全壊建物からの粗大ごみ量＝全壊建物総数×1.03t
- ・半壊建物からの粗大ごみ量＝半壊建物総数×1.03t×0.6

イ 粗大ごみ予測量

上町断層帯地震の被害想定から、災害時に増加するものと予想される粗大ごみ量を示す。

被害建物	粗大ごみ量
全壊棟数 12,817棟	13,202t
半壊棟数 17,050棟	10,537t
合計	23,739t

(4) 廃家電の推計

ア 算出方法

- ・対象棟数：全壊数＋半壊数×0.6

イ 廃家電排出量の推計

粗大ごみのうち、廃家電の量を示す。

家電製品	対象棟数	台/棟	台数	重量/台 (kg)	重量 (t)	容積/台 (m ³)	容積 (m ³)
エアコン	23,047	2.5	57,618	40	2,305	0.24	13,828
テレビ		2.4	55,313	30	1,659	0.21	11,616
冷蔵庫		1.3	29,961	80	2,397	0.65	19,475
洗濯機		1.2	27,656	40	1,106	0.32	8,850
合計					7,467		53,769

※各原単位は、いなべ市災害廃棄物処理計画による

(5) 適正処理が困難な廃棄物

ア 適正処理が困難な廃棄物の範囲

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、有害廃棄物等市の施設では適正な処理が困難なものをいい、市で収集しない物を次に示す。

【市が収集しない処理困難廃棄物】

区分	品目
有毒性物質を含む物	PCB、アスベスト含有物、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性薬品の容器、強酸性・強アルカリ性の物質
危険性のある物	揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー等）、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
容積・重量・長さが著しく大きい物	ピアノ、オートバイ、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機
電気機器類	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン（重量が1kg以下の物を除く）、衣類乾燥機
著しく悪臭を発生する物	
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

イ 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階から適切な処理方法を市民に広報する。また、相談窓口を設け、平時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。

家電リサイクル法による家電4品目は、平時同様に業者に引き渡すよう指導するが、災害廃棄物処理事業の補助対象となった場合は市が収集・処理を行う。

不法投棄等で適正処理が困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

(6) し尿排出量の推計

し尿排出量 = 53,007人 × 1.4 ℓ / 日 = 74.2k ℓ / 日

(1.4 ℓ / 日 : し尿処理施設構造指針解説による)

※被害想定災害「内陸活断層による地震（上町断層帯地震）」

(7) 津波堆積物の推計

津波堆積物 = 332,632 ~ 532,211t

※被害想定災害「南海トラフ巨大地震」

～震災復興の記録より～

震災復興にあたって、倒壊家屋の迅速な処理は最も大切な第一歩である。そのため、今回、国の方針によって公費による家屋解体が実施され、西宮市において急速な市街地の整理が実現した。しかし、それが実行できたことについては、「甲子園浜」という巨大な仮置場の存在があったことを忘れてはならない。もし、甲子園浜仮置場が無かったら、西宮市の復興は今よりずっと遅れていたに違いないからである。

第14節 要配慮者支援対策の充実

【基本計画】

災害発生時に何らかの配慮が必要な者「要配慮者※」に対する支援の検討を進める。支援を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点への配慮が必要である。

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に沿って整理すると、

- ① 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中で障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

となる。このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。また、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための計画を「個別避難計画」という。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供する。

また、現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供する。

※要配慮者は高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児・児童・生徒、外国人等を指す。なお、病人、旅行者など、上記の者と同様になんらかのハンディキャップがあると考えられる者に対しても、災害時の状況に応じて柔軟に対応する。

1 要配慮者の避難支援指針を策定する

(1) 要配慮者支援の検討体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

災害発生時に、円滑な要配慮者対策を平時から検討及び実施するため、市及び関係機関による「西宮市要配慮者支援連絡協議会」を設置し、情報共有及び支援体制の検討を行う。

(2) 要配慮者支援指針の策定

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)、及び県の「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市要配慮者支援指針」を基に支援対策の推進を図る。

2 要配慮者支援の意識を啓発する

(1) 要配慮者自身の備えの充実

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

要配慮者自身の備えを促すため、次の事項について実施を検討する。なお、被災地で安定して電源を確保できるよう、医療機器の利用者に対して、市の保健師のほか訪問看護ステーション等に協力を得て予備バッテリーの用意を啓発する。

- ① 地域の防災訓練への参加
- ② 避難行動等に要する防災備品の常備
- ③ 避難経路、緊急避難場所の確認
- ④ 支援内容を記載した防災カードの作成
- ⑤ 災害情報を入手する情報機器等の設置

(2) 要配慮者支援意識の向上

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

要配慮者への支援については、パンフレットの作成・配布や防災講習会の開催等により、市民等に支援の必要性、支援方法等を啓発するとともに、自主防災組織等には、地域の自発的な取組の促進を働きかける。

(3) 防災訓練の実施

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

ア 在宅の要配慮者に対する防災訓練

要配慮者の参加を得て、地域ぐるみの避難訓練等を実施することにより、実効性のある支援体制の確立を図る。

イ 施設の要配慮者に対する防災訓練

要配慮者が利用している施設は、災害が発生したときの緊急避難場所、避難誘導方法等に関する計画を策定し、定期的に防災訓練を実施するよう努める。

なお、夜間訓練や夜間を想定した訓練、災害の規模等を考えた訓練など、内容を工夫することにより、画一的な防災訓練にならないよう留意する。

3 避難行動要支援者の情報を把握する

(1) 避難行動要支援者の把握

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市民生委員・児童委員会

関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報をもとに、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

「避難行動要支援者」とは、要配慮者において自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者のことで、自宅で生活している者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で避難支援団体が支援の必要を認めた者

（2）避難行動要支援者データベースの構築

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

収集された避難行動要支援者の情報をデータベース化し、「西宮市要配慮者情報管理システム」により一元的に管理する。

なお、避難行動要支援者名簿は市民の転入・転出事務のほか、各所管課が職権により、随時登録実態の把握し、更新を行う。

【避難行動要支援者名簿に記載する情報】

- ① 固定情報
対象者氏名、住記番号、生年月日、性別
- ② 変動情報
対象者住所、年齢、電話番号、民協校区、避難支援を必要とする理由、
避難支援団体、同意の有無

（3）「地域避難支援制度」登録者名簿の作成・管理

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

避難支援団体が受け持つ地区範囲の避難行動要支援者に対し、「地域避難支援制度」への登録勧奨を行い、同意を得られた者について登録名簿を作成する。（同意・手上げ方式）

登録者名簿を新規に作成したとき及び更新を行ったときは、速やかに必要となる範囲の名簿を支援団体及び避難支援等関係者に提供する。

名簿の提供を受けた避難支援団体及び避難支援等関係者の代表者は、支援以外の目的での使用や紛失がないよう、それぞれの所管分を厳重に保管する。

関係者へ提供する情報については、次の情報を基本とする。

【「地域避難支援制度」登録者名簿に登録する情報】

- ① 固定情報
・対象者氏名、生年月日、性別
- ② 変動情報
・対象者住所・電話番号、同居の有無、年齢、緊急連絡先
・自力で避難が困難な理由
・配慮が必要な事柄
・避難支援団体

(4) 個人情報の取扱い

【担当局】総務局、健康福祉局、子ども支援局、消防局

避難支援団体に登録者名簿等の個人情報を提供する場合には、個人情報保護に関する確認書等の提出を条件とする。そして、名簿を作成する際には、複写防止用紙を使用する、目的に応じて必要最低限の情報を共有する、情報を提供する相手方を特定する等十分に配慮を行う。

また、避難支援団体及び避難支援等関係者は、登録者名簿等の提供を受けたときは、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- イ 第三者へ名簿情報を提供しないこと。
- ウ 名簿情報は原則として複製及び転写をしないこと。
- エ 名簿の紛失等がないように適正な管理下に置くこと。
- オ 避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- カ 原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- キ 避難支援団体において、団体の代表者以外の者が避難支援者となる場合は、当該避難支援者が受け持つ要配慮者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

なお、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告すること。

4 避難行動要支援者の避難を支援する体制を確保する

(1) 地域での避難支援団体の構築

【担当局】総務局、健康福祉局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

自力での避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、支援活動の範囲内における対象者等を提示し、民生委員・児童委員や自主防災組織、自治会をはじめとする地縁団体を中心に、地域での避難支援団体の構築を進める。

また、支援体制の構築等に当たっては、地域で活動するその他の各種組織、団体の参画を促す。

【避難支援団体等となる者の例】

- ①避難支援団体
自主防災組織、自治会、マンション管理組合、社会福祉協議会、地元企業
- ②避難支援等関係者
消防局、警察署、民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会、避難支援団体

資料7-6「避難支援団体登録状況」参照

(2) 避難支援者の選定に関する検討

【担当局】総務局、健康福祉局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

避難支援団体による避難支援が必要と判断された避難行動要支援者については、地域の避難支援団体において対象者1人につき、市民等の中から避難支援者をあらかじめ定め、災害情報の伝達や避難支援を行うよう努める。

【避難支援者の選定方法(例)】

- 避難行動要支援者本人が指定したときは、その者を避難支援者とする。
- 本人の指定がなかったときは、地域の避難支援団体が、避難行動要支援者本人の意向を踏まえた上で、避難行動要支援者と避難支援者を結びつける。
- 避難支援団体による広報ビラを各戸配布する等して協力の呼び掛けも行う。

5 避難行動要支援者の個別避難計画を作成する

(1) 個別避難計画作成を支援するための体制整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、福祉専門職の職種団体

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者ごとに市町村が作成主体となり「個別避難計画」を作成するように努める。

個別避難計画を実行性のある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業、NPO等、様々な関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、地域特性等に留意する。

ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

(2) 個別避難計画の作成

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、福祉専門職の職種団体、地域支援団体

地域におけるハザードの状況や当事者の心身の状況、独居等の居住実態などを総合的に勘案し、優先度の高い人から順に作成を進める。災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な計画となるように努める。

ア 市が主体となって作成する個別避難計画

庁内においては防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどに関連する部署、庁外においては、介護支援専門員・相談支援専門員などの福祉専門職や地域の医療・介護・福祉などに関する職種団体等と連携し、作成を進める。

イ 本人、家族、地域支援団体が主体となって作成する個別避難計画

家族等による支援が得られない等、自力避難が困難で避難支援者が必要な者について、本人やその家族、又は地域支援団体が連携し、作成を進める

6 要配慮者に対する情報伝達体制を確立する

(1) 情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、政策局、消防局

災害情報及び避難情報等が正確に伝達されるよう、インターネット、ケーブルテレビの活用等、要配慮者の態様に応じた伝達に努める。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

【情報伝達手段(例)】

対象者	手段(例)
視覚障害者	広報車、防災スピーカー、緊急告知ラジオ、コミュニティ FM
聴覚障害者	にしのみや防災ネット、インターネット、テレビ、ケーブルテレビ、点滅灯、掲示板
肢体不自由者	広報車、防災スピーカー等による音声情報、掲示板等による文字情報

(2) 広報実施体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、政策局、消防局

災害に関する広報を迅速に行うために、広報車、広報紙、避難所への掲示、防災行政無線、コミュニティ FM、インターネット、テレビ、ケーブルテレビ等のあらゆる広報媒体の協力を得る体制づくりを推進する。また、自治会、自主防災組織等を通じて迅速かつ的確な広報活動を行う体制づくりも推進する。

さらに、緊急災害時放送への字幕の挿入などについて、報道機関の協力を得られる体制の整備を図る。

(3) 要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、教育委員会

災害時において緊急情報を発令する際に、要配慮者利用施設等に対して一斉電話配信システムなど電話を用いた直接伝達を行うなどの情報伝達体制の整備充実を図る。

7 要配慮者のための避難環境を整備する

(1) 福祉避難所での受入れ

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

職員又は保健師の巡回等により、一般の避難所での生活が困難であると認められた要配慮者は、福祉避難所で受入れる。福祉避難所への移送手段については、民間事業者との応援協定等を進める。

資料8-1「避難所等」参照

(2) 社会福祉施設・介護保険事業所等との協力体制の検討

【担当局】 総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】 西宮市社会福祉協議会、西宮市社会福祉事業団、民間福祉施設

社会福祉施設や介護保険事業所等は、入所者や利用者の保護はもとより、災害時の一時避難所としての役割が期待されるため、県とともに、市民等や自主防災組織等と社会福祉施設との間で、施設機能を低下させない範囲内で要配慮者等を優先的に受け入れてもらうための協力体制の構築や受入に関する災害時応援協定を進める。

また、災害時には、多くの要配慮者の受け入れや社会福祉施設が被害を受けることが見込まれるため、近隣市町・社会福祉施設との間で相互応援体制を構築することも検討する。

(3) 避難所のバリアフリー化

【担当局】 教育委員会、市民局、各施設管理者

学校等の避難所については、平時より段差解消のためのスロープを設けるなど、バリアフリー化の推進を図る。

【避難所におけるバリアフリー化対策(例)】

- 身障者用トイレの設置
- スロープ、手すりの設置
- エレベーターの設置 等

(4) 社会福祉施設等の対応力の強化

【担当局】 総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組を進めるよう、啓発に努める。

(5) 難病患者等への支援体制の整備

【担当局】 総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

県及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、災害時に避難入院先の確認や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができる体制整備に努める。

(6) 要配慮者の物資等の備蓄

【担当局】 関係各局

要配慮者の生活に必要な食料品、生活用品等の確保を図る。

【備蓄物資等(例)】

種類	物資(例)
食料品	粥・流動食品、粉ミルク、離乳食、野菜ジュース、野菜スープ等
生活用品	車いす、杖、老眼鏡、補聴器、紙おむつ(乳幼児用、大人用)、簡易トイレ
その他	哺乳瓶、カセットコンロ、医薬品、衛生用品、ホワイトボード、パーティション等

8 外国人等への支援対策を強化する

(1) 外国人への普及啓発等

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

外国人の住民登録の機会等を活用して、居住地の災害危険性や防災体制等に関する情報の提供に努める。また、市内で生活する外国人に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の作成・配布のほか、市ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃から外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知を行う。

(2) 多言語化表示の推進

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進するほか、理解可能な方法により、事前に必要な情報を伝達しておく。

(3) 市対応体制の整備

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

平時から、県、西宮市国際交流協会、外国語ボランティア等と連携して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

また、災害時における通訳等語学ボランティア活用体制や多言語の印刷物による情報提供等広報体制の整備、災害時における相談窓口の設置マニュアル等の整備等も推進する。

(4) 観光客への対策

【担当局】総務局、産業文化局

観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。

また、災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

9 在宅医療患者への支援を整理する

(1) 在宅患者への対応の検討

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

在宅介護・看護事業者と協働し、在宅療養患者への災害時の安否確認や避難後生活の支援体制の構築を進める。

第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【基本方針】

阪神・淡路大震災では、全国から駆けつけた災害ボランティア、被災地域の災害ボランティア団体、行政機関（西宮市）が連携した「西宮ボランティアネットワーク」（NVN）※が設立され、「西宮方式」と呼ばれる民間と行政の一体化した救援活動が行われた。その後、全国各地で発生した災害でも、災害ボランティアが、生活の支援や復興に大きな役割を果たしているが、災害ボランティアと市民等との間の信頼関係や、災害ボランティアによる活動範囲について、日頃から活動環境や活動体制を整備しておくことの重要性が指摘されている。

このため、本市では、阪神・淡路大震災における教訓や現在の市内の災害ボランティアの活動状況等を踏まえながら、災害時のボランティア活動を円滑に行うことができる体制を整備する。

※現在は、「NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク」（NVNAD）として活動中。

1 災害ボランティア活動ネットワークを強化する

（1）災害ボランティア活動の検討体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

災害ボランティア支援の主体となる災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる西宮市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等だけでなく中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めて、日頃から相互にコミュニケーションを取り合うことで「顔の見える関係」を構築し、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。

また、各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、これまで関係各部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施していた研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

（2）災害ボランティア活動指針の策定

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

県の「災害ボランティア活動指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市災害ボランティア活動指針」を基に災害ボランティア活動の推進を図る。なお、この活動指針については、策定後も適宜更新を実施し、内容の充実を図る。

2 災害ボランティアの育成を支援する

（1）災害ボランティアに対する訓練・研修の実施

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市及びボランティア関係機関は、平時より協力して、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、各種研修、訓練等の実施により、市民の災害ボランティア意識の普及・啓発を図る。

【訓練・研修の内容】

① 研修・講習会

- 災害現場で実績のある災害ボランティアや防災専門家等を講師に招いた講演会等の開催
- 防災関係機関が実施する災害ボランティア関係研修・講習会等への関係職員の派遣
- 災害ボランティア支援マニュアル等を活用した勉強会の実施
- 西宮市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関への防災に関する研修の実施

② 訓練

- 市総合防災訓練等での、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施
- ボランティア関係機関との災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- 避難所運営に関する訓練

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会を開催し、災害ボランティアコーディネーターの育成支援に努める。また、講習会等の講師の依頼、市が開催するイベントでの登用などを通じて、平時から災害ボランティアコーディネーターに活動の場を提供するよう努める。

その他、ボランティア関係機関等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネーターを体験させる。

(3) 地域防災サポーターの登録

【担当局】総務局

西宮市地域防災サポーター登録制度により、災害発生時における応急活動等を支援する団体・企業ボランティアの登録を行う。地域防災サポーターは、地域団体・企業等が、災害時には、地域における被害の軽減や被災者の生活支援、社会基盤の早期復旧のため、また、平常時には、地域の防災活動に協力するために、人的・物的資源を活かしたボランティア活動を行う。

【協力内容】

- 労務、技術、資機材等の提供
- 飲料水、日用品等物資の支援
- その他災害対策および地域防災活動に必要な支援協力

3 災害関連 NPO との連携強化を図る

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、災害関連 NPO

市は、大規模な災害発生時には、災害関連 NPO 等が持つ専門的なノウハウやネットワークの力が非常に有効となるため、平時から各団体と協議及び連携するとともに、協働事業の実施などを通じて、自主防災組織等との防災ネットワークの形成を図る。

～震災復興の記録より～

総務局は、地域防災計画においては「動員部」として職員の招集、配置等後方支援が担当業務であるが、この度の震災においては、この他にボランティアあるいは他の自治体からの応援職員の受入の窓口となった。

待ったなしの救助・救援業務は膨大な量で、ボランティアの方々の応援なくして対応できなかったことを思うとき、厚くお礼を申し上げる次第である。

その後、本市ではボランティアの協力により、2月1日には「西宮ボランティアネットワーク(NVN)」が組織化され、行政と連携しながら、ボランティアの受付、コーディネートなどをボランティア自体が自主的に行っていただけの体制ができあがった。

このことは、ボランティアと行政が比較的うまくいった例として「西宮方式」と呼ばれ評価されているが、これもボランティアの方々のおかげと感謝している。

また、他市からの職員の応援についても、3月末までの短期の応援として、兵庫県内はもとより全国の自治体から202団体、延べ12,659人の方々がかけつけていただき、食事・宿泊場所もお世話できない状況の中で、ごみの収集、避難者への給水、家屋危険度判定業務、被災証明の発行等救援業務を助けていただいた。

災害発生時の初動体制のあり方、とくに職員との関係においては、職員への情報伝達、指揮・命令等役割と責任体制、防災マニュアルの作成、仮眠場所の確保、職員の健康管理等、反省すべき点も多く、今後の貴重な教訓として生かしていかなければならないと考えている。

行政とボランティアとの連携、いわゆる“西宮方式”だった。これによりボランティアのネットワーク化がなされ、彼らのノウハウが発揮されることになった。行政側は情報提供と後方支援に徹した訳である。

震災でできあがったボランティアとの連携、これは市民に対する“更なる心の支援”をも手に入れたに等しいと思う。震災で、多くの人や物を失った我々だが、行政に携わる者であるからこそ、いざという時に頼れる、目には見えない大きな心の支援・ふれあいを得た事は、今後も忘れてはならない大きな財産として残してゆかなければならない。

第16節 水防対策等の充実

【基本方針】

水災による被害の軽減を図るため、危険区域の把握・事前周知を図り、浸水想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の措置を実施する。

1 洪水・雨水出水・高潮災害対策を推進する

(1) 洪水・雨水出水・高潮災害に関する市民への啓発

【担当局】総務局、上下水道局

【関係機関】兵庫県

ア 洪水災害に係る危険区域の把握・事前周知

水防法に基づき県が、洪水予報河川、水位周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川について、浸水想定区域を指定した際は、市は、該当区域及び浸水想定水深等に関する情報について、ハザードマップ等、市ホームページ、市政ニュース等により、周辺地域の住民等へその危険性や避難方法等を周知する。また、周辺地域の住民等に対し、災害前兆現象の通報等の住民自身による積極的な自主防災行動を促すよう図る。

イ 雨水出水災害に係る危険区域の把握・事前周知

水防法に基づき県又は市が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域を指定した際は、市は、該当区域及び浸水想定水深等に関する情報について、ハザードマップ等、市ホームページ、市政ニュース等を通じて、周辺地域の住民等へその危険性や避難方法等を周知する。

また、周辺地域の住民等に対し、災害前兆現象の通報等の住民自身による積極的な自主防災行動を促すよう図る。

ウ 高潮災害に係る危険区域の把握・事前周知

水防法に基づき県が、水防法に基づく、水位周知海岸について、高潮浸水想定区域を指定した際は、市は、該当区域及び浸水想定水深等に関する情報について、ハザードマップ等、市ホームページ、市政ニュース等を通じて、周辺地域の住民等へその危険性や避難方法等を周知する。

また、周辺地域の住民等に対し、災害前兆現象の通報等の住民自身による積極的な自主防災行動を促すよう図る。

エ 地下施設等の危険性の周知

地下施設では地上の気象等の情報把握が困難であり、避難時の危険性も高くなるなどの可能性があるため、市は、市民に対して、洪水時における地下施設等の危険性に関する周知・啓発に努める。

また、地下施設の所有者、管理者等に対し、洪水発生の恐れがある場合での円滑かつ迅速な避難について指導・啓発に努めるとともに、豪雨時等には必要な防災情報の把握に努めるよう啓発する。

(2) 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】兵庫県、関係機関

ア 情報収集体制の整備

気象庁等からの洪水・高潮・津波情報及びフェニックス防災システム（兵庫県水位予測システム、兵庫県河川情報システム、川の防災情報、兵庫県海の防災情報）等、あるいは市民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。

イ 水防体制の強化・充実

水防計画に基づき、水防管理団体間での連携体制及び水防に必要な資機材・設備の整備を推進し、並びに災害警戒本部及び災害対策本部の組織運用について強化に努める。

ウ 市民等への情報伝達体制の整備

市民等の避難のため、収集した情報を、広報車、市ホームページ、SNS、エリアメール、自主防災組織・自治会連絡網等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

また、緊急時に一斉同報可能な防災行政無線等により周知を行う。

エ 避難体制の整備

洪水・高潮・津波災害の発生が予測あるいは覚知された場合に、関係住民に対し、避難指示等を行い、安全な避難への誘導が行える体制を整備するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、洪水・高潮災害等の複合的な災害が発生することを考慮する。

また、浸水災害発生時に徒歩での避難が困難と予想される場合については、一時的に待避できる避難体制の整備を推進する。なお、本市で指定している津波避難ビルは洪水による避難勧告時での一時避難にも使用することとしている。浸水が終息し避難行動の安全性が確保された段階で、避難所等へ避難する。

オ 応急対策体制の整備

県及び市は、洪水・高潮・津波災害発生時における応急対策活動に必要な人員、資材の確保等に関し、市内建設業者等と応援協定締結を推進し、緊急時に即応できる体制を整備する。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

(3) 浸水想定区域における災害防止対策

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、関係機関

水防法第14条及び第15条に基づき、浸水想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難確保を図るため、洪水予報等の伝達方法や避難場所等、その他必要となる事項を定める。

(4) 道路・地下施設・要配慮者利用施設の浸水防止対策等の推進

【担当局】土木局、上下水道局、総務局、消防局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会、保健所

【関係機関】国、兵庫県、対象施設管理者

ア 道路冠水による事故防止対策の強化

近年の都市型短期集中豪雨にて、道路のアンダーパス部が冠水し、車両が水没する事故が多発している。そのため、以下の点に留意し、各道路管理者と協働して、予防対策を推進する。

【アンダーパス部における留意点】

●監視体制の強化

気象情報の収集及び初動体制の強化だけでなく、必要に応じ水位監視装置及び冠水情報板等の設置を検討し(西宮市管理の車道アンダーパス部については、平成21年度迄に冠水情報板を設置済)、各道路管理者による通行止め等の措置や道路利用者への情報提供を適切に実施する。

●関係機関との協力体制の強化

アンダーパス部等の局部的に低い区間について、各道路管理者相互、及び防災関係機関とで、情報共有体制を確立し、迅速な各種応急対策を実施できるよう、協力関係を強化する。

●冠水可能性箇所の周知

各道路管理者及び防災関係機関は、アンダーパス部等の局部的に低い区間について、豪雨時には冠水する可能性がある旨を、様々な啓発活動及び広報媒体を通じて周知に努める。

資料8-11「ポンプ場配置一覧」参照

イ 地下施設(地下街、地下駐車場等)における浸水防止及び避難対策

地下街や地下駐車場等の閉鎖空間では、集中豪雨などにより浸水が始まれば、施設内水位の上昇が早く、避難時の危険性も高いことを考慮し、地下施設の所有者、管理者等に対して、地下施設計画時における浸水防止対策(止水板の設置や進入路を道路より高くするなど)と、豪雨時等の防災情報の把握、洪水時の円滑・迅速な避難について指導・啓発に努める。

なお、水防法第15条第1項第3号で規定される浸水想定区域内の地下施設等については、洪水時の避難の確保状況などについて調査を行い、必要により本計画にその名称、所在地を記載して対策を行う。

資料12-5「浸水想定区域内の地下街等」参照

ウ 要配慮者利用施設の浸水防止及び避難対策

水防法による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設、学校)に対しては、洪水時には特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、施設の名称・所在地を把握して、洪水時の避難のための情報伝達体制等を整備する。

資料12-7「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

2 浸水対策を充実させる

(1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院、教育委員会

洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸、雨水出水の損害による公共下水道等の排水施設について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条の規定に基づき、少なくとも当該浸水想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、次に掲げる措置を実施する。

ア 浸水想定区域内の施設名称及び所在地

水防法第15条の規定に基づき、措置を実施する対象者は、「地下街等」「要配慮者利用施設」「大規模工場等（市条例で定める基準に該当する施設のうち申出があったもの）」とする。

資料 12-5 「浸水想定区域内の地下街等」参照

資料 12-6 「浸水想定区域内の大規模工場等」参照

資料 12-7 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

イ 避難場所及び避難路その他に関する事項及び避難訓練・浸水防止活動等の実施に関する事項

(ア) 地下街等

地下街等の所有者、又は管理者は、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画・浸水防止計画」）を作成するとともに、自衛水防組織を設置する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を、市長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき、避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施する。

(イ) 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成する。また、自衛水防組織の設置に努める。

計画の作成及び自衛水防組織を設置した際は、市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(ウ) 大規模工場等

大規模工場等の所有者、又は管理者は、洪水時における浸水の防止を図るとともに、必要な訓練その他の措置に関する「浸水防止計画」の作成、及び自衛水防組織の設置に努める。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を、市長に報告し、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

ウ 洪水予報、避難指示等の伝達方法

アで定めた浸水想定区域内にある施設の所有者又は管理者、及び自衛水防組織の構成員に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な確保が図られるよう、次のとおり情報を伝達する。

(ア) 伝達する情報

洪水予報、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

(イ) 伝達手段

「第3編第2章第3節第4款 災害情報の収集・報告」、「第3編第3章第4節第1款 避難の実施」による。

エ 浸水ハザードマップ等の作成

洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸、雨水出水の損害による公共下水道等の排水施設について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条第3項の規定に基づき、浸水ハザードマップ等を作成する。その際、河川付近や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要である区域」として明示する。また、市民等が自らの居住する地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、市民等に対して防災マップや浸水ハザードマップ等を配布し分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第17節 土砂災害対策の充実

【基本方針】

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく対策を行っていく。

1 土砂災害等に関する市民等への啓発

【担当局】総務局

【関係機関】国、兵庫県

関係法令に基づき県が指定した、又は調査により抽出した次の土砂災害に関する危険箇所について、防災マップ、市ホームページ、市政ニュース等により、危険箇所周辺の市民等へ、その危険性や避難方法等を周知する。

また、市民等に対し、災害前兆現象の通報などの住民自身による積極的な自主防災行動を促す。

【土砂災害等に係る各種危険箇所】

急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険箇所とは、がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、県が調査抽出している箇所である。 急傾斜地崩壊危険区域は、上記の中で急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定されている区域のことである。
地すべり危険箇所 地すべり防止区域	地すべり危険箇所とは、地すべりが発生し、河川や道路、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがあり、過去の地すべりが発生した箇所、地すべりが発生するおそれのある箇所である。 地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条により指定されている区域のことである。
土石流危険溪流	土石流危険溪流とは、土石流が発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれがあり、谷地形をしている溪流、過去に土石流が発生した溪流、土石流が発生するおそれのある溪流で、県が調査抽出している箇所である。
山地災害危険地区	山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり、土砂流出等の山地災害が起きやすい箇所であり、県が調査抽出している地区である。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域は、急傾斜地、地すべり、及び土石流危険溪流に係る危険箇所、土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で指定される区域のことである。 土砂災害特別警戒区域は、同法第9条により指定される区域であり、土砂災害警戒区域の中でも特に住民等に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のことである。

資料 12-3 「土砂災害危険予想箇所」参照
資料 12-4 「法指定区域等」参照

2 土砂災害に関する警戒避難体制の整備

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、都市局、土木局、消防局、
中央病院、教育委員会

【関係機関】国、兵庫県

市内に指定されている土砂災害警戒区域等に対しては、土砂災害防止法第8条に基づき、次のとおり警戒避難体制を整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、洪水・高潮災害等の複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

ア 収集する情報

気象予報、気象情報（土砂災害警戒情報等）、雨量情報

イ 伝達する情報

土砂災害警戒情報、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

ウ 伝達手段

「第3編第3章第4節第1款 避難の実施」による。

(2) 避難計画（避難場所及び避難経路並びに避難行動）の作成

土砂災害に関する避難場所、避難経路や避難行動などについては、市民等自らが周辺の危険区域等や避難所などの避難先を確認し、避難のタイミングや安全な避難先、避難経路の選定など独自の避難計画を作成する。

また、市は市民等が、独自の避難計画を作成する際の基盤となる「(仮称)西宮市土砂災害避難計画」を作成する。

(3) 土砂災害に関する避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練については、西宮市総合防災訓練や小学校区防災訓練などにより実施する。

(4) 要配慮者が利用する施設の把握

土砂災害に関する要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、危険区域等に該当する要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設、学校）の名称及び所在地を把握する。

資料 12-7 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

(5) 土砂災害が発生した際の救助

土砂災害が発生した際の救助については、「第3編第3章第2節 救助・救急、保健・医療対策の実施」による。

(6) 危険箇所等のパトロール

国、県と連携し、平常時から危険箇所等の点検パトロールを定期的に行い、状況把握に努める。

(7) 孤立可能性集落に備えた対策

土砂災害によりアクセス道路が遮断され、孤立する可能性がある集落を把握し、日ごろから連携を図る。また、孤立した場合に備えてヘリコプターによる救助地点を事前に決定し、県へ報告する。

資料 12-8 「土砂災害による孤立可能性集落一覧」参照

3 土砂災害警戒区域等における災害防止対策

【担当局】総務局、土木局、都市局

【関係機関】国、兵庫県

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、地すべり及び土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のことであり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、知事より指定を受ける。

土砂災害警戒区域について、以下の措置を講ずる。

- ・警戒区域ごとに警戒避難体制（予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助など）を整備する。（土砂災害防止法第8条）
- ・要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。（土砂災害防止法第8条）
- ・危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報が記載されたハザードマップを住民に配布し、周知の徹底に努める。（土砂災害防止法第8条）

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域とは、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことであり、知事より指定を受ける。

土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する支援について、以下の措置を講ずる。

- ・改修及び移転に対する住宅・建築物安全ストック形成事業による補助
（社会資本整備総合交付金）

資料 12-4 「法指定区域等」参照

4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院、教育委員会

市内で指定されている土砂災害警戒区域内の社会福祉施設や学校、医療施設について、土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該警戒区域ごとに円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、次に掲げる措置を実施する。

(1) 土砂災害警戒区域内の施設名称及び所在地

土砂災害防止法第8条に基づき、措置を実施する要配慮者利用施設の施設名称及び所在地を定める。

資料 12-7 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

(2) 避難場所及び避難路その他に関する事項及び避難訓練の実施に関する事項

要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成する。

計画を作成した際は、市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3章 市民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

【趣旨】

市民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

1 日頃から防災意識を高める

(1) 防災知識の普及、災害教訓の伝承支援

【実施主体】 市民

【担当局】 総務局、消防局

【関係機関】 関係機関

市民が災害に対する意識を持ち続けるように努め、日頃から地域の災害リスク情報や災害時における心得等に関する防災知識を習得できるよう啓発に努める。

また、市民等に対して、パンフレットやハザードマップ等の配布、広報・インターネットによる情報提供を行うとともに、防災に関する様々な講座・イベント等を開催する。

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

防災知識の普及方法及び内容は、次に例示するとおりとする。

【普及の方法(例)】

啓発事業・各種関係団体を通じての普及・啓発	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 防災ゲーム、動画資料等の貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供 5 防災分野への男女共同参画の視点導入に関する学習
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット SNS（市公式 X（旧 Twitter）・Facebook・LINE 等） 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災啓発動画の配信 5 講演会、防災イベント等の開催 6 ハザードマップ

【災害リスクに関して周知する情報】

- ① 市の防災対策
- ② 災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ③ 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の意味合い

【災害に対する平時の心得】

- ① 周辺地域における災害危険性の把握
- ② 家庭内の連絡体制の確保
- ③ 家屋等の点検や家具類の転倒防止対策
- ④ 応急救護等の知識・技術の習得
- ⑤ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み(正常性バイアス)の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング(逃げ時)等をあらかじめ設定しておくことの重要性
- ⑥ 避難の方法(警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等)や必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)
- ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄(7日分程度)
- ⑧ 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等)
- ⑨ 火災の予防
- ⑩ 要配慮者への配慮

【災害時の行動に関する心得】

■水害への心得

- ① 平常時から、ハザードマップ等を用いて危険箇所の把握をする。
- ② 雨量情報、水位情報を確認し、危険が迫る前に早めの避難を行う。
- ③ 避難するときは2人以上が原則。浸水時は道路等が冠水しているため注意して移動する。
- ④ 建物の上階に避難する。
- ⑤ 逃げ遅れたときなど、立退き避難を行うことでかえって生命又は身体に危害が伴うおそれがある場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。

■土砂災害への心得

- ① 平常時から、ハザードマップ等を用いて危険箇所の把握をする。
- ② 雨量情報、土砂災害警戒情報を確認し、早めの避難を行う。前兆現象が見られたら即避難。
- ③ がけ崩れの場合はできるだけ速く、土石流の場合は流れに対して直角に避難する。
- ④ 土砂災害警戒区域等の外への立退き避難をする。
- ⑤ 逃げ遅れたときなど、立退き避難を行うことでかえって生命又は身体に危害が伴うおそれがある場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への避難や、山と反対側の上階の部屋等に避難する「屋内安全確保」を行う。

■竜巻への心得

- ① 気象情報に注意し極力外出を控える。
- ② 家にいる場合は、窓・カーテン・雨戸等を閉め、最下階の家の中心部で待機する。
- ③ 外にいる場合は、車庫や物置等に隠れずに丈夫な建物に避難する。避難できる建物が無い場合は水路やくぼみで身を伏せる。

(2) 参画・協働意識の高揚

【実施主体】市民

【担当局】市民局

【関係機関】西宮コミュニティ協会、防災関係機関

市民が、参画と協働によるまちづくりに自主的に関わるよう努めるとともに、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう啓発に努める。

西宮コミュニティ協会と連携し、地域情報誌「宮っ子」や市ホームページ、コミュニティ活動等の情報提供等を行い、地域のコミュニティ意識の高揚を図る。

また、市民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化への支援、各種団体の支援を推進する。

2 災害対応能力を高める

(1) 要配慮者に対する意識の向上

【実施主体】市民

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市民が、市及び自主防災組織等と連携して、日頃から近隣の要配慮者の所在及び生活習慣等に関する把握に努め、災害情報の伝達や避難を支援する地縁団体や市民の選定に対しても積極的に協力するよう啓発に努める。また、災害発生時には、情報伝達や安否確認、避難誘導等に対して支援・協力を行うよう啓発に努める。

(2) 災害ボランティア活動に対する意識の向上

【実施主体】市民

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市民が、阪神・淡路大震災の時に「西宮方式」と呼ばれて注目を集めた行政とボランティアとの連携の重要性をあらためて認識し、災害時に自分たちができるボランティア活動について考え、活動に関する知識や能力の習得ができるよう啓発に努める。

(3) 防災訓練への参加

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】各防災関係機関

市民が、日頃から防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努められるよう、市及び各防災関係機関は、防災訓練の意義と必要性について、市民への啓発に努める。

(4) 地域防災計画の周知

【担当局】総務局

市民が主体となった防災まちづくりや様々な要望等に対応できるよう、地域防災計画の見直しにあわせて内容の充実に努める。また、市民に対して、地域防災計画の目的及び主な内容に関する周知を図る。

3 家庭の防災力を向上する

(1) 家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

市民が、定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持出品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認するよう啓発に努める。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法(災害伝言ダイヤル 電話番号;171の利用など)や最終的な集合場所も決めておくよう啓発に努める。

(2) 愛玩動物(ペット)に対する避難対策

【実施主体】市民

【担当局】保健所、総務局

災害発生時には、愛玩動物(以下、「ペット」という。)との同行避難が想定される。そのため、ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないため、

飼い主に対しパンフレット等を用いて災害時の備えについて普及啓発を行う。

<同行避難への備え>

- ◎飼い主の明示・・・犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマイクロチップ等の装着。
- ◎しつけ・・・他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく。
- ◎健康管理・・・狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施。
- ◎備蓄品の用意・・・フード・水(最低5日分以上)、シーツ等ペット用品、飼育手帳等

【同行避難の定義(平成30年3月環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」を参照し作成)】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。つまり、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

(3) 家庭内備蓄の促進(食料・飲料水等)

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

市民が、大規模な災害直後にはライフラインが途絶することを想定して、次の内容に留意し各家庭での備蓄を行うよう啓発に努める。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておくよう啓発に努める。

【家庭内での備蓄】

- ① 食物アレルギー等に配慮した、家族の7日分程度の食料と飲料水等の備蓄
- ② カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ③ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- ④ 懐中電灯やLEDランタン等停電時でも使用可能な照明器具及び乾電池の備蓄
- ⑤ 災害用トイレ、ウェットティッシュなどの衛生用品の7日分程度の備蓄
- ⑥ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

※南海トラフ地震では発災時には物流が長期間途絶する可能性から7日間の備蓄を推奨

4 家庭内の安全対策を強化する

(1) 耐震診断及び耐震補強の実施

【実施主体】市民

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

市民が、住宅の耐震化が減災まちづくりにおいて必要かつ重要である旨を理解し、専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を実施するよう啓発に努める。

(2) 室内安全対策の実施

【実施主体】市民

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

市民が、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施するよう啓発に努める。

5 学校における防災活動体制を強化する

(1) 学校防災体制の整備推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

地域防災計画や学校園防災マニュアルに沿って、市内の学校、幼稚園、(以下、「学校園」という。)における防災体制構築を支援するとともに、学校間の連絡網を整備し、適宜更新を行う。

また、公立の学校は避難所となるため、地震に備えた耐震化の推進、備蓄庫の充実、ライフラインの強化等を実施し、災害に強い施設づくりを推進する。特に、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検については、日頃から定期的に行うよう努める。

(2) 学校園防災マニュアルの作成推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

教育委員会及び学校園は、県教育委員会の「学校防災マニュアル」を参考に、学校防災計画の整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする平時の安全対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図る。

(3) 学校園における避難確保計画の作成

【実施主体】学校園

【担当局】総務局、教育委員会、こども支援局

【関係機関】兵庫県

学校園における避難確保計画の作成については、「風水害等対策計画第2編第2章第16節 2 浸水対策を充実させる」、「風水害等対策計画第2編第2章第17節 4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置」による。

(4) 要配慮者に対する配慮

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

教育委員会及び学校園は、防災計画の作成や施設・設備の整備を行う際には、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

(5) 「震災・学校支援チーム(EARTH)」との連携推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

県内の教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員とカウンセラーで構成され、教育復興を支援する、防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「震災・学校支援チーム」との連携を、平時より図るよう努める。

【震災・学校支援チーム(EARTH) 活動内容】

○平時：各種研修活動等への指導助言	○災害：震災・学校の復興支援活動
1.各地域の地域防災体制への協力	1.学校教育応急対策と早期再開
2.各校の新たな防災教育の推進	2.児童・生徒のこころのケアの在り方
3.訓練・研修の実施	3.避難所運営

※避難所運営班、こころのケア班、学校教育班、学校給食班の4班編成

6 学校における防災教育・訓練を実施する

(1) 教職員への防災教育の推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会、総務局

【関係機関】 兵庫県

学校園の防災担当教員やその他の教員に対し、防災教育の方向性を示すとともに、研修や資料の情報共有ができる仕組み作りを行う。

学校園は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育等に関する研修や図上訓練を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

特に、震災の体験や教訓を生かすため、「震災の項」を設けた郷土史の副読本や「ボランティア教育副読本」、あるいは震災の記録集等を総務局等と協議し収集の上、授業等で活用するよう努める。

また、災害時には多くの避難者が予想される中で、教職員が避難所運営に携わる機会が想定される。より分かりやすく避難所運営を理解してもらうために、HUG（避難所運営ゲーム）を導入する。HUGは、ゲームを通して避難所運営を考える訓練であり、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームである。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会

【関係機関】 兵庫県

校長は、各学校の立地条件等の実情を踏まえながら、各教科、各種防災行事（防災訓練、避難訓練、震災追悼行事を含む。）等、学校の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を実施する。

また、児童・生徒一人ひとりが「減災社会」の担い手として、「自助」「共助」の考え方を身に付け、災害への備えの大切さや、人と人が支え合う地域社会が安全・安心を支える基本であることを理解できるように、防災教育の推進を図る。

(3) 学校と地域との協働推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会、総務局

【関係機関】 兵庫県

例年「ひょうご安全の日」を含む「減災月間」に、自主防災組織及び地縁団体、市民等、学校が連携して行う、「地域防災力強化訓練」を推進し、地域の防災ネットワークの充実を図る。

(4) 子供のこころのケア対策の推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会

【関係機関】 兵庫県

阪神・淡路大震災等では、心の健康が阻害されている子どもが多く見られたため、非常災害時のこころのケアに関する事例・対応を掲載した「学校精神保健ガイドブックⅡ」（平成12年3月）の教職員への周知や、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修等、様々なこころのケアの取組を継続的かつ長期的に進めるよう努める。

7 私立学校園等との連携を推進する

(1) 防災体制の整備推進にかかる協働強化

【実施主体】 学校園

【担当局】 総務局

【関係機関】 兵庫県

市内の私立及び県立の学校園に対して、県と協力し、平時から円滑な情報連絡体制の構築や、協定締結等を通じた災害時における協力・連携の強化に努めて、各学校園における防災体制の整備推進について、要請・支援を行う。

また、各学校園の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災及びボランティア教育に努めるよう要請する。

(2) 地域との連携推進にかかる協力要請

【実施主体】 学校園

【担当局】 総務局

【関係機関】 兵庫県

災害発生時には、私立学校園等も公立の学校園と同様に、幼児・児童・生徒の安全と学校教育の実施を確保するためには、地域との密接な協力関係が必要不可欠となる。

そのため、学校園における社会的責任からも、平時より周辺地域の地縁団体と円滑な協働関係を構築し、学校園を含めた周辺地域全体の防災力の向上に努めるよう要請する。

～震災復興の記録・職員の手記より～

その瞬間、西宮の歴史に大きな黒い刻印が押された。自然の脅威をまざまざと感じさせられた一瞬でもあった。校舎のほとんどが大きな被害を受けるなかで、学校は避難所となり、被災者で溢れかえった。職員の多くは被災者でもあり、我が家と家族を気遣いながらも、本来業務に併せて避難所・震災復旧関連業務に携わると共に、学校再開に向けて必死の努力を続けた。

高層ビル、高速道路など人間の叡智で創造し偉容を誇示していたものが空しく崩れ去ったが、人と人との絆、心の暖かさ、他人への思いやり等が顕著に現れた。夫婦愛、親子愛、兄弟愛、友情、隣人愛など、確かなものであった。自然の脅威に驚かされたと同様に人間としての喜びに満ちた驚きを、改めて思い知らされたのである。目には見えないものの強固な実存の確認、それは悲しみと苦しみの代償だったのだろうと。改めて、崇高な精神が人間にとって如何に大切であるかを思い知らされ、知育教育もさることながら、徳育教育の重要性を強く感じざるを得なかった。

校舎は崩れ、運動場に亀裂が走ろうとも、諸先輩方が営々として築いてこられ、私たちが受けついでいる「西宮教育」は微動だにしなかった。そのことに誇りを持って、これからも前進し、歩んでいきたい。

第2節 自主防災体制の整備

【基本方針】

災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たすのが地域の自主的な防災活動であり、阪神・淡路大震災の際にも、近隣住民の力で多くの人々が捜索・救出された。

本市は、阪神・淡路大震災後より自主防災組織の育成・強化に努めている。今後も、自治会をはじめとする地縁団体や市民等に向けて、積極的に設立趣旨の周知や講習会・防災行事等を通じた啓発活動に努め、全市的に地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成推進を図る。

1 地区防災計画を作成する

(1) 地区防災計画の定義

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、市民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画をいう。ただし、地域防災計画に抵触しない内容である。

(2) 地域防災計画への規定

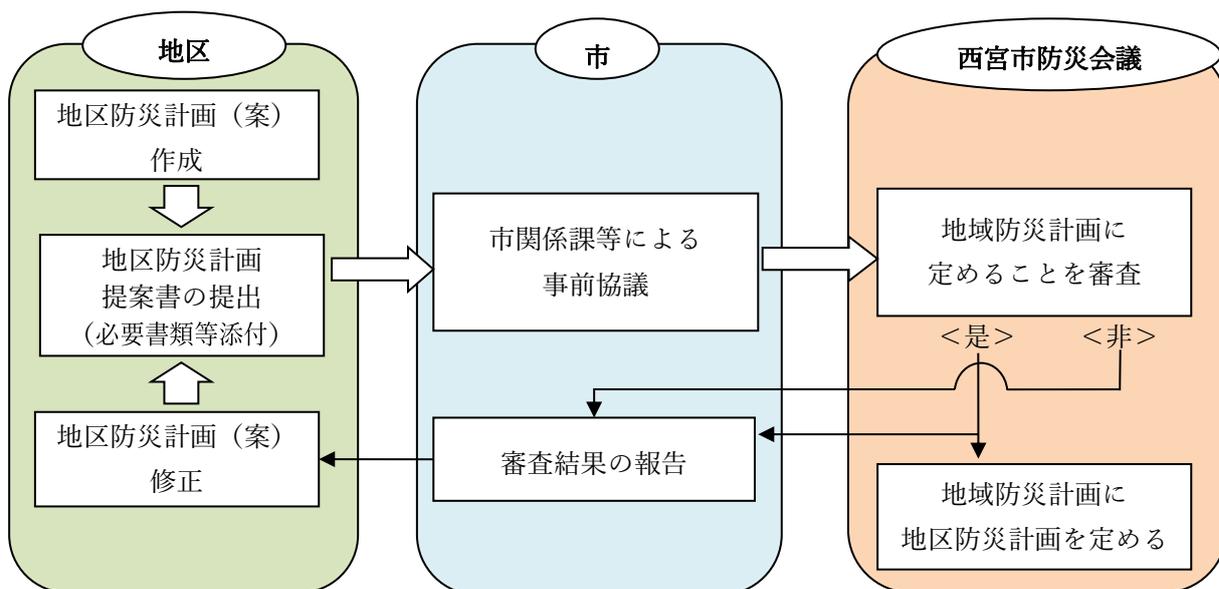
【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

本市では、災害対策基本法第42条の2に基づき、市民等が共同して提案した地区防災計画（案）を、市防災会議において審査を行い、審査結果に基づき地域防災計画に定める。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【地区防災計画の規定手続】



資料2-6 「西宮市地区防災計画の運用に関する要綱」参照

(3) 防災活動の実施

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

市民等が、各地区防災計画に基づく防災活動を実施するよう啓発に努める。

当該地区の防災活動の更なる推進のため、アドバイスや訓練指導、各種情報の提供等を継続的に実施するなど、市民等の防災活動を支援する。

(4) 計画の見直し

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

地域防災計画の修正があったときや、訓練結果や日頃の防災活動を踏まえ、地区防災計画の見直しに努めるよう啓発に努める。

資料2-6 「西宮市地区防災計画の運用に関する要綱」参照

2 自主防災組織の活性化を図る

(1) 自主防災組織の育成・支援の推進

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

自主防災組織が結成されていない自治会等の地縁団体に対して、結成を促す事業を実施する。また、結成された自主防災組織に対しては、組織的活動に必要な資機材の整備支援や出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、防災訓練の実施に関する消耗品等の支援、その他組織的活動全般に対する支援を行う。

また、近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も支援する。

なお、自主防災組織の活動内容として代表的なものは次のとおりであるが、地区の実情にあわせて各自主防災組織で活動内容を決定する。

資料7-4 「自主防災組織結成状況」参照

【自主防災組織の主な活動内容】

	平時の活動	災害発生時の活動
情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及及び高揚 ・防災に関する知識の普及 ・情報収集、伝達体制の構築 ・関係機関との連絡体制の構築 ・地域版防災マップ、訓練計画、備蓄計画等の地区防災計画の作成 ・「マイ・タイムライン」作成の普及促進等による避難意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集伝達及び広報 ・住民等の安否確認 ・地域の要配慮者の把握
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・実働訓練等の実施・参加 ・災害図上訓練の実施・参加 	—
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火の徹底 ・出火防止訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の備蓄・保守管理 ・救出及び救護訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出・援護
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難誘導 ・地域の要配慮者の避難支援
避難所運営 (大規模災害時等)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動訓練や避難所運営訓練等の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設(開錠、安全確認、受入スペースの区割り等) ・避難所の運営(食料救援物資等の配布、トイレ・ゴミ対策、生活支援情報の周知等) ・避難所内の要配慮者への配慮 ・市災害対策本部との適切な連携
避難所外避難者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃のあいさつやコミュニティ活動を通じた近隣住民の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅及び車中避難者に対する健康状態の確認 ・生活支援情報の周知 ・食料、救援物資等の配布

(2) 自主防災組織の活動にかかる人材の発掘育成

【実施主体】 市民

【担当局】 総務局、消防局

【関係機関】 兵庫県

自主防災組織の活動の核となるべき人材を育成するため、防災研修等を実施するとともに、県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」の周知と受講助成を行う。

また、出前講座や研修会等の学習機会を通じて、新たな人材の発掘育成に向けた事業を実施する。

(3) 自主防災組織等による地区防災計画（地域版防災マップや避難計画等）の作成推進

【実施主体】市民

【担当局】総務局

自主防災組織等を中心とした市民等が、身近なリスク情報を再認識し、地域における防災意識の啓発及び地域における連携強化を図ることを目的として、地区防災計画（津波、洪水、土砂災害等に関する地域版防災マップや避難実施計画等）の作成推進に努められるよう、市はその側面的支援を行う。

(4) 活動助成金制度の検討

【担当局】総務局

自主防災組織の円滑な運営と自主性の向上を図るため、県などの活動助成制度を紹介とその活用についてアドバイスを行うとともに市独自の活動助成金制度の導入について検討する。

第3節 消防団の充実強化

【基本計画】

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

1 消防団の強化

【担当局】消防局

本市の消防団は、市内を7地区に分け1本部33分団の組織体制をもって各種災害対応活動に従事しているが、近年では、団員のサラリーマン化や高齢化の進展による団員数の減少の影響で、消防力の低下が懸念されている。そこで、地域における消防団活動を充実させるため、地域の実情に応じて次の取組を実施するとともに、自主防災組織との連携強化を図る。

また、災害時に消防団が常備の消防隊と一体となって消防活動を実施し、初期消火、避難誘導等の防災活動を効果的に行うことができるよう、平常時からの連携強化と技能向上を図るための教育訓練を実施する。

【消防団活動充実に向けた取組】

- ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する教育訓練の実施
- ③ 消防団員の処遇の改善
- ④ 消防団の装備の改善
- ⑤ 消防団の活動拠点施設、設備の整備
- ⑥ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
- ⑦ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑧ 入団募集方法の検討や事業所への働きかけ、企業等へ向けた消防団のPR、大学等の協力による消防団員の確保

資料7-2 「消防力の現況」参照

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

【基本計画】

多くの人が働く事業所においては、従業員や顧客の安全を確保する必要があり、そのためにも、日頃から事業所内の予防対策を講じるとともに、地域との連携を強化しておく必要がある。また、震災後、取引先や利用客の減少などから、市内の中小企業は大変厳しい状況におかれ、多くの会社が倒産することになった。こうしたことから、事業所の利益や従業員の雇用を確保し、対外的な信頼を得るためにも、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる準備をしておくことが必要である。

そこで、事業所の防災力向上を図るため、地域の防災組織との連携強化のための橋渡しを行うほか、事業継続計画や備蓄等の備えに対して意識啓発及び支援を行う。

1 事業所の防災活動体制を強化する

(1) 事業所における避難確保計画・浸水防止計画の作成

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院

事業所（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等）における避難確保計画・浸水防止計画の作成については、「風水害等対策計画第2編第2章第16節 2 浸水対策を充実させる」、「風水害等対策計画第2編第2章第17節 4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置」による。

(2) 事業所の自主的な防災組織設置の推進

【実施主体】事業所

【担当局】消防局

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、市民等の自主防災組織との連携強化を図る。また、それ以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(3) 西宮市消防協力隊への加入促進

【実施主体】事業所

【担当局】消防局

西宮市消防協力隊は、災害活動能力を有する事業所で構成され、自然災害や大規模事故災害の発生時に、事業所が属する小学校区を中心に災害活動を展開することを主たる目的としている。

なお、事業所周辺以外で発生した災害であっても協力できる事業所が数多く存在するため、今後は、これら事業所の加入も含めて協力隊組織の拡充を図る。

資料4-2 「消防協力隊の災害応急活動に関する協定書」参照

資料7-5 「西宮市消防協力隊結成状況」参照

(4) 事業所の防災訓練・研修会等の実施

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、消防局

事業所が、その事業所内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図るよう、啓発に努める。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する啓発

【実施主体】施設管理者

【担当局】消防局、総務局

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等の、防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員を対象とした、災害発生時のとるべき措置に係る講習会や防災訓練の実施を指導する。

また、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

2 事業所の防災への備えを強化する

(1) 事業所内の備蓄

【実施主体】事業所

【担当局】総務局

事業所が、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう、啓発に努める。

(2) 事業継続計画（BCP）策定の支援

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、産業文化局

事業所等の災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定について、平成24年3月に阪神南県民センターが作成した「BCPテキスト」等を利用し、啓発に努める。

【事業継続計画(Business Continuity Plan : BCP)】

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから事業所を守るための経営戦略。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

第4章 治山・治水対策の推進

第1節 水害の防止施設等の整備

【基本計画】

河川、海岸、ため池の被害を防止するため、河川・海岸施設等の整備を促進するとともに、管理点検体制を強化する。

1 河川・海岸施設等の整備推進

【担当局】土木局、上下水道局

【関係機関】兵庫県

(1) 河川等の整備

洪水・高潮被害の防止・軽減を図るため、県及び関係機関と協力して、堤防や護岸等の河川構造物の保全及び改修を推進する。

なお、水路改修と合わせて、消火用の取水ピット（深さ 50cm 程度）の設置を進める。

その他、水路などの局部的に排水不良箇所の改良に努める。

(2) 下水道の整備

本市の下水道整備の基本計画は、市が単独で処理場を持つ単独公共下水道と、県が事業主体である武庫川流域下水道に接続する関連公共下水道からなっており、これを西宮・武庫川下流・武庫川上流の3処理区に分けて事業を進めている。市は、浸水被害を軽減するため、下水道整備等に関する計画に基づき、管渠や貯留施設の整備を推進するとともに、既設管や既設雨水渠の改修及び既存施設の点検補修を実施する。

(3) 高潮対策施設の整備

県及び市は、海岸地帯の市街地、工場地域等を高潮災害から防護するため、高潮に係る事業計画に基づき、防潮堤、河川護岸等における水密性、耐震性を確保するため、天端の嵩上や補強工事を実施する。また、防潮門扉等の電動化を進め、閉鎖の迅速化と操作責任者等の負担軽減に努める。

(4) 津波対策工事等の推進

県及び市は、津波防災インフラ整備計画に基づき、南海トラフ地震による津波に備え、防潮堤の整備・補強や津波対策を計画的・効率的に推進する。

2 河川・海岸保全施設の管理・点検体制の強化

【担当局】土木局、上下水道局、総務局、産業文化局

【関係機関】兵庫県

(1) 河川及び水路の管理・点検

河川及び水路管理者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

資料 12-1 「重要水防箇所」参照

(2) 防潮堤・海岸保全施設の管理・点検

緊急時の操作に支障のないよう、定期的に防潮堤、水門及び排水ポンプ場等の海岸保全施設の監視や協定に基づく門扉等施設の操作状況及び老朽化の確認を行い、県に報告して、その機能維持に努める。また、管理の実施に当たっては、以下の点にも留意する。

【管理実施の留意点】

●海岸保全施設閉鎖の励行

操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で海岸保全施設を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

●常時開放する必要がある施設への対応

海岸保全施設の設置目的から、通常閉鎖ができない施設に対して、あらかじめ閉鎖優先順位を定め、分担に応じて迅速に閉鎖活動を行う体制を構築する。

●海岸保全施設の操作訓練

防災関係者が海岸保全施設の操作方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

●海岸保全施設閉鎖器具及び閉鎖手順書の配備

必要に応じて協力を求める防災関係機関及び自主防災組織等に対して、海岸保全施設の閉鎖に必要な器具及び閉鎖手順書を供与するとともに、その操作方法等について必要な指導と助言を行う。

(3) 樋門の点検

樋門の開閉責任者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

(4) ため池の点検

ため池管理者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

農業委員会や各農会は、所有者又は管理者から、点検の結果報告を受けることにより、危険ため池の把握に努める。

資料 6-1 「海岸保全施設の管理に関する協定」参照

資料 6-2 「堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

資料 6-3 「東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

資料 8-9 「公共埠頭図」参照

資料 8-10 「海岸保全施設一覧」参照

資料 8-11 「ポンプ場配置一覧」参照

資料 8-12 「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

3 堤防等河川管理施設及び港湾施設の災害予防対策

【担当局】土木局、総務局

【関係機関】各河川管理者、各港湾施設管理者

河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

また、災害時における海上からの救援物資輸送を確保するため、関係機関に要望し、耐震強化岸壁等、港湾施設の強化を促進する。

資料8-9「公共埠頭図」参照

資料8-10「海岸保全施設一覧」参照

資料8-11「ポンプ場配置一覧」参照

資料8-12「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

第2節 地盤災害の防止施設等の整備

【基本計画】

地盤災害による被害を防止するため、各整備事業の円滑な推進を図るとともに、災害のおそれのある宅地等のパトロールや指導を行う。

1 砂防及び治山事業等への協力

【担当局】総務局、土木局

【関係機関】国、兵庫県

土砂災害危険箇所における災害防止のために、国土交通省、農林水産省林野庁、県に対して次の対策を要請し、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

(1) 砂防事業

国・県が行う土石流危険渓流に対する施設工事及び砂防区域の指定に協力し、土石流対策事業を推進する。

(2) 地すべり対策事業

地すべり危険箇所に対する県の事業に協力し、保全対象の安全確保を図る。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

県が行う急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所についても、県と協力して同法に準じ災害防止に努める。

(4) 治山事業の推進、保安林の指定及び整備

山地災害危険地区において、国・県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

2 災害のおそれのある宅地等における災害予防対策

【担当局】総務局、都市局

【関係機関】国、兵庫県

(1) 宅地等造成行為の指導

宅地造成等規制法に基づき市長の許可が必要となる一定の宅地造成工事に関しては、その工事の内容について審査及び検査を行い、必要に応じて指導する。

(2) 災害のおそれのある宅地等のパトロール及び指導

例年実施される「宅地防災月間」に、県、市、及び関係機関と合同で宅地防災パトロールを行い、擁壁崩壊等の災害のおそれのある宅地の土地所有者等に改善勧告を実施し、災害のおそれのある宅地の改善を促進する。

また、市長の勧告・命令を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度や「西宮市既成宅地等防災工事資金融資あっせん制度」を斡旋し、必要となる防災工事を促進する。

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に対し、助言や支援を求める。

(3) 危険住宅移転の促進等

関係機関及び県と連絡調整を図り、がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省住宅局の事業）、防災集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）等の各種制度の活用により、必要となる危険住宅の移転促進を図る。

資料 12-4 「法指定区域等」参照

(4) 大規模盛土造成地マップの公表

安心・安全なまちづくりを進めるために、大規模な盛土造成地の存在を公表し市民の防災意識を高めると共に、建物建設時等における地盤調査の重要性を認識してもらうことを目的とする。

第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

【基本方針】

緊急に防災機能の向上を図るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業や防災対策事業の推進について定める。

1 防災基盤整備事業を活用する

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

「災害等に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、本事業を活用し、地域の防災機能の向上等を目的として、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

【対象事業（例示）】

① 消防防災施設整備事業

防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備

② 消防広域化対策事業

市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備

③ 緊急消防援助隊施設整備事業

緊急消防援助隊の編成に必要な車両、資機材等の整備、活動拠点等の確保

第2節 都市の防災構造の強化

【基本方針】

阪神・淡路大震災の経験から、人口と情報の多くが都市に集中している状況では、ひとたび災害が発生すると市民生活に甚大な被害が生じることを学んだ本市では、この教訓を踏まえ、被災市街地における土地区画整理などの面整備もあわせて都市基盤整備を計画的に推進してきた。

今後も、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進めるとともに、市民の理解や協力を得ながら、災害の危険性のある市街地の改善を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

1 災害に強い市街地を形成する

(1) 面的な整備事業の推進

【担当局】都市局

都市機能の再生や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、市民の理解と協力を得ながら地域の環境改善や防災性の向上に努める。

(2) 市民主体の防災まちづくりの支援

【実施主体】市民、事業所

【担当局】政策局

市民が主体となったまちづくりに対し、コンサルタントの派遣等による技術的支援や、まちづくり助成制度等による資金的支援等によって、積極的に支援する。

(3) 建物の耐火・不燃化の促進

【実施主体】市民、事業所

【担当局】政策局

耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図るため、防火地域、準防火地域及び高度利用地区等の地域地区制度を活用する。特に、高度利用を図る地域、主要な避難路（延焼遮断帯）の沿道など、不燃化を促進する必要がある地域については、防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

(4) みやっこ防災マンションを推進する

【担当局】都市局

防災機能の向上に係る一定の基準を満たす優良な民間のマンションを「みやっこ防災マンション」と認定する制度を創設した。新規もしくは既設マンションが認定を受けることを目指すことで、より災害に強いまちづくりを推進する。

(5) 老朽化マンションの管理適正化の推進（マンションの管理の適正化の推進に関する法律）

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

「西宮市マンション管理適正化推進計画」に基づき、老朽化マンションの管理適正化を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンションを減らし、都市環境の改善を図る。

(6) 空家対策を推進する

【担当局】環境局、都市局

管理が不適切な空家には、倒壊や部材の飛散等により周辺に被害を生じさせるものや、避難の妨げとなるものがあるため、「第二次西宮市空家等対策計画」（令和4年4月）に基づく対策を推進する。

また、市民等からの相談で把握した管理が不適切な空家については、関係課と連携しながら、継続して所有者等に対して適正管理指導を行うとともに、管理が不適切な空家の発生を抑制するため、パンフレット等様々な媒体を通じ、空家の適正管理の重要性について、広く継続的に啓発を行う。

2 防災空間を整備する

(1) 公園等の整備

【担当局】土木局、都市局

延焼防止や避難地確保などのオープンスペースとしての役割をはたす公園等の配置・整備を計画的に推進する。

(2) 道路の整備

【担当局】土木局、都市局

【関係機関】各道路管理者、各ライフライン事業者

災害時における円滑な交通を確保するため、市域内の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進する。特に、避難路や緊急輸送道路の機能がある幹線道路については、沿道の安全化や道路拡幅及びライフラインの耐震化等の整備を推進する。

生活道路は、市民が日常利用するとともに、災害時には避難路となる。そこで、段差の解消や幅の広い歩道を整備するなど要配慮者に配慮し、安全に利用できるような道路づくりを推進する。

また、道路と鉄道の平面交差部において、耐震性等に配慮した立体交差化を促進するとともに、災害時の避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路狭あい部において拡幅整備による改良を図る。

資料8-7「主な避難路位置図」参照

3 居住空間に係る安全対策を推進する

(1) ブロック塀の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

ブロック塀の倒壊による危険性や構造基準等について、市ホームページへの掲載等により市民に周知する。

(2) 落下物の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

災害時の落下物による人身事故の防止、緊急輸送道路等の通行確保のため、窓ガラス、外壁材、天井については、国土交通省の定めにより、現地調査を行い、落下のおそれがあるものについては、改善を行うよう指導する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

(3) エレベーターの安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

エレベーターの所有者に対して、建築基準法に基づく定期検査等の機会を活用して、災害時の危険性や安全対策について周知する。

4 その他の安全対策を推進する

(1) 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

【担当局】都市局、総務局

【関係機関】県阪神南県民センター

阪神・淡路大震災の教訓から、全国に先駆けて創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、市民の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修のための相互扶助の取組を周知する。

(2) 地籍調査事業の推進

【担当局】土木局

土砂災害等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。

第3節 交通関係施設の整備

【基本計画】

多元多重の交通ルート確保を考慮の上、災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を行う。

1 道路・橋梁の災害予防対策

【担当局】土木局、各施設管理者

降雨又は溢水による道路面の流失防止や、法面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等道路の排水施設の充実を図るとともに、平素から道路の点検補修や清掃等の維持管理に努める。また、落石等の道路災害の発生を防止するため、危険箇所には落石防止のための防止柵や法面保護等を整備する。

道路・鉄道を跨いでいる橋梁や落橋すると孤立してしまう橋梁で耐震性が不足している場合は、更新、耐震補強等によって耐震性の向上を図る。

第4節 ライフライン関係施設の整備

【趣旨】

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 上水道施設の災害予防対策

【担当局】上下水道局

【関係機関】兵庫県、阪神水道企業団

「西宮市水道事業ビジョン2016」や「西宮市水道施設整備計画」などにに基づき、上水道施設に関して次の対策を実施する。

(1) 施設の安全性強化

次の対策により、災害が発生しても、水道施設に被害が極力生じないようにする。

【施設の耐震化】

対策	概要
拠点施設の耐震化	構造物・設備・場内管路の耐震化
管路の耐震化	導・送水管の耐震化、配水管の耐震化
給水装置等の耐震化	給水装置の耐震化

(2) バックアップ機能の強化

次の対策により、施設被害が生じる場合でも、代替・補完機能を確保し、水補給を継続できるようにする。

【バックアップ機能の強化】

区分	対策	概要
拠点施設の機能強化	貯水容量の確保	配水池容量を12時間分確保
	電源システムの強化	自家発電設備の整備
水運用機能の強化	浄・受水場間のバックアップ	浄・受水場間の連絡管等整備、新規供給拠点の整備
	配水区域内のバックアップ	配水幹線の整備
	広域的なバックアップ	近隣他市水道事業者との連絡管整備・連携強化

(3) 応急給水対策

次の対策により、災害により水の供給が困難となる地域への応急給水を実施できるようにする。

【応急給水対策】

対策	概要
緊急時給水拠点の整備	避難所などに緊急貯水槽などを設置、配水槽に緊急遮断弁等を設置
緊急時運搬給水拠点の整備	配水池に非常用給水設備等を設置
緊急給水栓の整備	配水本管の消火栓の整備、緊急給水栓の確保

資料8-14「水道施設等一覧」参照

(4) 復旧対策

次の対策により、被災後の応急復旧をすみやかにかつ効率的に実施できるようにする。

【復旧対策】

対策	概要
配水ブロック化	配水ブロック構成に必要な管路の整備
施設情報管理システムの構築	マッピングシステムの導入

(5) 広域的対策

他市水道事業者及び用水供給事業者との連携を行う。

2 下水道施設の災害予防対策

【担当局】上下水道局、総務局、教育委員会

【関係機関】各施設管理者

緊急輸送道路下の下水道管路施設及び広域避難地・各避難所等の防災拠点や要配慮者利用施設から処理場までの下水道管路施設の耐震化を順次図る。また、その他地盤が軟弱な地域等においては、地震等による管渠の折損並びに継ぎ手部からの漏水被害が想定されることから、管路管渠接合部に変位吸収部材を使用することにより耐震性の向上を図る。また、コンクリート製の管渠から塩化ビニール管への布設替え等状況に応じた対策を順次実施するとともに、避難所等及び防災拠点へのマンホールトイレシステムの設置を推進する。また、避難所等及び防災拠点へ設置されたマンホールトイレシステムの各管理者は、組立トイレ、仮設トイレの設置及び使用方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

ポンプ場・処理場については、地震時にも機能低下を最小限に抑え、かつ早期に機能回復可能な下水道システムを構築するため、非常用電源設備等の整備推進や施設の耐震化を図るとともに、施設と流入・流出管の接合部の不等沈下による損傷を防止するための耐震化も推進する。また、ポンプ場・処理場が被害を受けた場合に備え、幹線管渠のループ化及び各処理場間のネットワーク化を図る。

3 自然エネルギー活用による災害予防対策

【担当局】各施設所管局

ライフライン施設対策として、次の身近な自然エネルギーを利用した施設整備に努める。

【自然エネルギー活用対策】

- ① 雨水を一時貯留して、防火用水及び生活用水に利用する
- ② 緊急用電源として太陽光発電の利用を推進する
- ③ 緊急用の生活用水として井戸、河川水の利用を図る

4 医療機関におけるライフライン確保対策

【担当局】保健所、中央病院

【関係機関】各ライフライン事業者

病院の給水タンクや非常用電源の耐震化を促進し、医療活動に不可欠な水、電源等を優先的に確保する対策を講ずる。特に、人工透析等の生命維持に必要な施設については、県と協議しながら強化を図る。

また、県と連携を図りながら、プロパンガス協会に対し、医療機関へのガスの優先的供給を要請するとともに、都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスの利用についても要請する。

第5節 文化財を災害から守る

【基本方針】

阪神・淡路大震災の際、本市では多くの指定文化財が損傷したが、損傷し、損壊程度の著しい文化財は一部指定解除となった。その後、関係機関や研究者グループ等により救援救護の協力体制がいち早く組織され、指定文化財の修理、被災した家屋からの古文書・民俗資料等の救出、埋蔵文化財の発掘調査など、被災した文化財の復旧復興を着実に推進することができた。

本市では、こうした経験を踏まえ、文化財の日常管理に心がけるとともに、緊急時における対応体制を平時から確立しておく。

1 文化財の予防対策を充実させる

(1) 指定文化財の保全措置の強化

【実施主体】文化財所有者・管理者

【担当局】産業文化局

建造物を中心とする文化財所有者が、修理・保存により指定文化財としての価値を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するよう啓発に努める。

美術工芸品、有形民俗文化財等の所有者が、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう、国・県及び市が指導・支援を行う。

史跡、名勝、天然記念物の所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じるよう啓発に努める。

(2) 未指定文化財への対応

【実施主体】文化財所有者・管理者

【担当局】産業文化局

文化財の所在情報の収集を行うとともに、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

2 緊急時の対応体制を充実させる

(1) 緊急時対応体制の整備

【担当局】産業文化局

【関係機関】関係機関

市内に所在する文化財の現状把握を迅速に行い、必要に応じて国・県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や地震時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

(2) 施設管理者の対応能力向上

【担当局】産業文化局

【関係機関】関係機関

文化財展示施設及び設備等については定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。また、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認を行うとともに、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

第3編 災害予防計画

目次

第1章 基本方針.....	2-1
第2章 災害応急対策への備えの充実.....	2-2
第1節 組織体制の整備.....	2-2
第2節 研修・訓練の実施.....	2-6
第3節 広域防災体制の確立.....	2-8
第4節 情報通信機器・施設の整備・運用.....	2-14
第5節 防災拠点の整備.....	2-22
第6節 火災予防対策の推進.....	2-24
第7節 防災資機材の整備.....	2-27
第8節 災害救急医療システムの整備.....	2-29
第9節 緊急輸送体制の整備.....	2-33
第10節 避難対策の充実.....	2-35
第11節 備蓄体制等の整備.....	2-42
第12節 家屋被害認定士制度等の整備.....	2-47
第13節 廃棄物対策の充実.....	2-48
第14節 要配慮者支援対策の充実.....	2-53
第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備.....	2-61
第16節 水防対策等の充実.....	2-64
第17節 土砂災害対策の充実.....	2-69
第3章 市民参加による地域防災力の向上.....	2-73
第1節 防災に関する学習等の充実.....	2-73
第2節 自主防災体制の整備.....	2-82
第3節 消防団の充実強化.....	2-86
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進.....	2-87
第4章 治山・治水対策の推進.....	2-89
第1節 水害の防止施設等の整備.....	2-89
第2節 地盤災害の防止施設等の整備.....	2-92
第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備.....	2-94
第1節 防災基盤・施設等の整備.....	2-94
第2節 都市の防災構造の強化.....	2-95

第3節 交通関係施設の整備	2-98
第4節 ライフライン関係施設の整備	2-99
第5節 文化財を災害から守る	2-102

第1章 基本方針

災害予防計画は、西宮市国土強靱化地域計画を踏まえ、次の考え方のもとに作成する。

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実
- ・ 要配慮者支援対策の充実
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 水防対策等の充実
- ・ 土砂災害対策の充実

第2 市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 治山・治水対策の推進

山、川、海の流域全体の視点で災害に強い県土づくりを計画的に進めるため、次の事項を中心に、治山・治水対策の内容等を明示する。

- ・ 水害の防止施設等の整備
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備

第4 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- ・ 防災基盤・施設等の整備
- ・ 都市の防災構造の強化
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備 等

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

【基本計画】

災害が発生した際に迅速かつ適切な対策を実施するためには、市及び関係機関の組織体制を見直し、必要に応じて再整備することが必要である。特に、突発的で広域的な被害が想定される災害時には、職員の参集・配備や初動時の危機管理が非常に重要となるため、都市環境の変化や組織体制の変更に応じて、適宜防災体制の見直しを図る必要がある。

本市では、阪神・淡路大震災において、職員の参集、指揮系統、役割分担など、地域防災計画と実際の災害対応には大きな隔たりがあったことを経験した。その後、この経験を生かして、防災体制の見直しを行ってきたが、今後も、各組織の役割や特性を踏まえるとともに、全国各地の災害対応なども参考にしながら、迅速な初動体制がとれる組織づくりを目指す。

1 初動体制を確立させる

(1) 緊急連絡網及び動員計画の作成

【担当局】全局

各局長は、防災指令の発令に備え、職員を動員配備するための計画と緊急連絡網を人事異動ごとに作成し、総務局長及び危機管理監に通知する。動員の系統及び時系列順の連絡方法等については、可能な限り具体的な計画を作成する。職員は、あらかじめ定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

なお、動員計画には、原則として、会計年度任用職員及び臨時的任用職員、並びに公益的法人等への専任派遣職員、他地方自治体及び外部機関への派遣職員は含まないが、緊急連絡網には職員の安否確認のため、所属する会計年度任用職員等の連絡先を記入する。

(2) 非常参集体制の整備

【担当局】総務局、全局

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員動員体制の整備を図る。また、緊急連絡の実施方法については、電話連絡だけでなく、メールを活用するなどの多重化を図る。

勤務時間外における災害発生時に迅速な初動体制を確立することを目的として、所定の職員を対象として、緊急情報伝達訓練、職員緊急招集訓練、あるいは災害対策本部設置訓練を定期的実施する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合を想定した参集訓練等の実施を検討する。

2 組織の運営体制を整備する

(1) 災対局総括部担当者会議の開催

【担当局】総務局、全局

平時から、全庁的な災害予防対策の推進と災害応急活動における連携強化を図るため、災対局総括部担当者（総括室長及び総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて総務局が招集する。

(2) 災害対策本部室の整備

【担当局】総務局

次の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

- ① 本部室の本部統制局による運営体制
- ② 災害時に備えた非常用電源・自家発電機及び予備回線の確保
- ③ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- ④ 非常用電話回線の増強
- ⑤ 業務従事者用の仮眠室及び食料等の整備

(3) 西宮市業務継続計画（BCP）の整備

【担当局】全局

災害により何らかの被害が発生すれば、全ての行政事務を通常どおり行うことは困難となるが、本計画に基づいた災害応急対策や災害復旧・復興を行う一方で、行政自身が被災し行政能力が低下した状況下でも継続しなければならない通常業務がある。これらの応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務を円滑かつ継続的に実施するため、西宮市業務継続計画（BCP）の整備を行い、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりを行う。

3 災害救助法運用体制を整備する

(1) 災害救助法等の運用への習熟

【担当局】総務局、財務局

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟するため、その運用訓練の実施を図る。また、災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

【担当局】総務局、財務局

県や他の適用事例等を参考に、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを作成する。

4 マニュアルを整備する

(1) 各部局におけるマニュアルの作成

【担当局】全局

災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる初動時のマニュアルなど、個々の職員が災害時の状況や時系列に応じて的確に対応するための行動マニュアルを各部局において作成する。また、組織変更等にあわせて整備するとともに、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。

～震災復興の記録より～

まず事業団職員の状況確認、引き続き訪問入浴車等利用者の安否確認等を出勤できた職員で手分けして行った。それ以降は本来の事業団業務を行いながら、3月末まで、主に第一次義援金の支払い、被害家屋調査、被災者証明書の発行、被災者の相談等の業務に従事してきた。それらの業務を通じて感じたことを二、三記してみたいと思う。

その一つは、全体の被害状況等が全く福祉局職員全体に伝わってこない、情報が上から下へも、下から上へも流れなかったことである。情報の集約をどれだけ早くするか、また情報源をいかに多く持つか、それと強い指導力の必要性であった。多少の抵抗があるにしても方針を貫く勇気が必要ではないかと感じた。

二点目は、判定基準の設定と運用の難しさである。家屋調査や義援金の世帯認定での基準の設定は大変難しいものであった。市民からの苦情のほとんどがこの問題から発生したものであった。その対応のため大変な労力を費やす結果になり、市民の方々からの了解を得るのに骨が折れた。こうしたことを通じて、基準の設定の難しさ、また運用面での集中的管理の強化を痛感させられることとなった。

三点目は、避難所における弱い立場の人々の問題である。震災後の一日を高齢福祉課に詰めた時に、電話がひっきりなしにかかってくる。その内容は集団生活が困難な高齢者・障害者の方々からの相談であった。こうしたことを通じて、弱い立場の人へのすばやい対応が先ず必要ではないかと感じた。それぞれに対応できる施設の一日も早い開設は、是非考えなければならないことである。それらの施設には専門の職員もおり安心して避難生活を送ることができる。そのためには、もっと施設入所への法の弾力的な扱いが必要だと痛感した。

～震災復興の記録より～

あの日に始まった戦場のような環境で職員や各方面から応援をしていただいた方々と苦労を共にしてきた日々が生々しく胸に焼き付いている。

震災直後の混乱状態の中で、取り敢えず何をすべきか。当日、9時過ぎに、何とか出勤することができた局内の部課長等が集まって当面の対応について緊急協議するとともに、被害が甚大であることから全庁一丸となった対応の必要性とその長期化が予想されることを確認することに始まった。

従事者のエネルギーは、支給・貸付対象者にとりよりも、非対象者との対応にその大部分が向けられた。国・県等の施策の基準や運用指針が実態との間にズレがあるためトラブルも少なくなかった。遅くとも7時までの早朝出勤に加え、昼食もロクに取れないほどの多忙と被災者の怒号の中で夕方までを耐えた上、夜は、その日の事務の整理に疲れた体にムチ打ち、その後には、深夜に及ぶ当日の反省と明日への対応に向けての協議が待っていた。数時間の仮眠もそこそこに空が白み始めると、電話のベルがけたたましくなり始めるのが同時という毎日であった。

このような状態が延々と続いたことや本来所管業務のニーズが急速に高まったこともあって、職員の肉体的・精神的疲労は、限界に達し、倒れる者も相次いだ。内部から、不満が続出、一丸とはいえない状態が生まれつつあり、日頃は、人一倍職務に熱心な職員からも露骨に不満が出始めた。

しかし、管理職職員中心に体勢や業務を改善しようと努力・工夫を重ね、又、その様な状況下であっても、前向きに取り組む少なからぬ職員にも支えられて、一つひとつ、課題を克服していった。

プロジェクトチームの結成も、一定のカンフル剤の役割を果たし、災害業務に特有の危機感が逆にチームの結束力を強める効果をもたらしたように思う。

今回の一連の経過の中で、考えさせられることや問題点は無数にあるが、最も大きい課題は、「責

「任ある体制の確保」にあると思う。このたびのような超大規模災害では、いかなるマニュアルも通用しない。仮に通用するものがあるとしても、いつ起こるか分からない災害のために実践で活用できるようなソフトを維持することは、不可能のように思える。肝心なことは、いかなる状態にも対応できる体制の確立にある。

それにしても、このたびの震災によって、被災者、職員、応援自治体職員、そして、ボランティアの皆さんそれぞれの生きざまに接して、感動と感謝そして残念ながら失望も入り交じって思いは複雑である。

第2節 研修・訓練の実施

【基本計画】

あらかじめ計画された防災体制が、災害時に機能するかどうかは、組織を構成する職員の災害対応能力に大きく左右されることとなる。このため、本市でも、職員の危機管理意識及び能力を絶えず向上させるための教育及び訓練を継続して実施しているが、震災を経験していない職員の増加に伴い、震災経験の風化、ひいては災害対応力の低下を懸念する声もあげられている。

しかし、そもそも災害対応は「慣れない人」が「慣れない場所」で「知らない人」と行う業務であるため、出来るだけ「定形化」「標準化」「各職員の仕事の見える化」したマニュアル等を準備し、それを基にした各種実動及び図上訓練等の実施を通じて、「学び」「習い」「ためす」を繰り返すことが大切である。さらに、震災を経験した職員の経験を学ぶ機会等も設けて、災害によって混乱が生じる初期段階でも迅速かつ確な対応ができる人づくりの促進を図る。

1 防災研修及び防災訓練等を実施する

(1) 職員の防災研修等の実施

【担当局】総務局

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、人命救助をはじめ防災に関する研修、講習等を実施する。また、関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させるとともに、職員への各種資格の習得奨励、制度的促進手段の検討を図る。

また、各部においても、図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

さらに、放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害の対策業務に携わるものに対しては、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用して、対策に関する必要な研修を実施する。

【職員に対する防災教育の方法及び主な内容(例示)】

方法	<ul style="list-style-type: none">① 講習会、研修会の実施② 各種防災訓練への積極的参加の促進③ 災害時業務計画や啓発資料の作成・配布④ 災害現場の現地視察・調査の実施
内容	<ul style="list-style-type: none">① 地震、津波、風水害等、事故災害についての一般的知識② 気象情報の収集とデータ分析の方法③ 防災対策の現況と課題④ 地域防災計画、災害時業務計画の内容⑤ 関係機関の防災体制と各自の役割分担⑥ 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等）⑦ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）⑧ 県フェニックス防災システム及び市防災情報システムの操作方法⑨ 防災・災害対策への男女共同参画視点の導入

(2) 防災訓練の実施

【担当局】総務局、消防局、全局

【関係機関】関係機関

各防災関係機関と連携協力して、以下の各種訓練を実施する。そして、訓練実施後は、すみやかに反省・検証を行い、その結果を関係者と共有したうえ、業務改善等に活用する。

ア 総合防災訓練の実施

関係機関との緊密な連携協力のもと総合的な防災訓練を実施する。総合防災訓練には、市民及び自主防災組織等、幅広い関係組織の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織の協力を含めた防災体制の強化を図る。

また、訓練を実施するに当たり、必要に応じ県の協力、助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫に努める。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の性差によるニーズの違い等、多様な性の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施する。

イ 個別防災訓練の実施

甚大な被害を及ぼす大規模災害に対処するため、初動体制確立及び情報伝達に関する訓練や市民参加による災害避難訓練等を実施する。

【防災訓練種別】

- | | |
|-----------|------------|
| ● 図上訓練 | ● 水難訓練 |
| ● 通信訓練 | ● 救護訓練 |
| ● 水防訓練 | ● 災害応急復旧訓練 |
| ● 消防訓練 | ● 山地災害避難訓練 |
| ● 災害救助訓練 | ● 津波災害避難訓練 |
| ● その他防災訓練 | |

(3) 防災訓練の事後評価

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】関係機関

防災訓練の実施後、関係機関等訓練参加者の意見収集等により、訓練の成果及び問題点を点検・評価し、組織体制や災害対応マニュアル等の改善の必要性について検討を行う。

第3節 広域防災体制の確立

【基本計画】

大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対してすみやかに応援要請を行うことが必要となる。また、本市では、市内の流通業者及び関係団体との災害時応援協定の締結を推進しており、今後も民間事業者への理解と協力を呼びかけていくことが必要である。

このため、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から応援要請及び受入のための体制確立を図るとともに、今後は、より広範囲の市町村との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制確立に努める。

1 地方自治体の応援体制を充実させる

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

県内市町、阪神広域行政圏の7市1町、中核市をはじめ、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する覚書等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各相互応援協定内容の充実を図るとともに、県と協議のうえ、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

資料3-2 「災害時における相互応援協定」参照

資料3-3 「災害時における相互応援協定に関する実施細目」参照

資料3-4 「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」参照

資料3-5 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-8 「中核市災害相互応援協定」参照

資料3-9 「中核市災害相互応援協定実施細目」参照

4 市内の連携を強化する

(1) 自主防災組織及び地縁団体・NPO等との連携

【担当局】総務局、市民局、消防局

【関係機関】関係機関

震災直後に見られた助け合い、支え合いの意識を風化させることなく、さらに発展させるためには、従来からの自主防災組織及び自治会をはじめとする地縁団体に加え、NPOなどとの組織的連携も強化することが必要である。そこで、防災のみならず地域の課題解決に向けて、イベント等を活用したコミュニティづくりを通じて、地域住民、ボランティア団体、行政、事業者等のパートナーシップを強化し、「参画と協働のまちづくり」の推進を図る。

(2) 学校（教職員）との連携

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会、総務局

平時における協議や防災訓練の実施等を通じて学校との連携強化を図るとともに、災害時連絡体制の構築に努める。

学校等は、災害が発生したときに、児童・生徒の安全を確保し、迅速かつ適切な行動がとれるようマニュアルを定め、教職員、児童・生徒、保護者等に対して周知徹底を行う。

(3) 民生委員・児童委員との連携

【担当局】健康福祉局、保健所、総務局

【関係機関】西宮市民生委員・児童委員会

民生委員・児童委員は、日頃から見守りや安否確認を必要とする高齢者等の実態把握の中心的な存在である。今後も、民生委員・児童委員が、災害時だけでなく平時から地域での安心（見守り）ネットワークづくりや要配慮者支援を推進するとともに、個人情報保護に配慮した上で、自主防災組織・自治会等や各防災関係機関との連携を強化できるよう努める。

(4) 西宮市社会福祉協議会との連携

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

西宮市社会福祉協議会は、震災時の経験から、コミュニティの形成が救援・復興の速度に大きな影響を与えるものと認識し、気軽に集える交流の場の確保や見守り・訪問活動の強化、また概ね小学校区ごとでの地区ボランティアセンターの設置等、平時から様々な地域活動を通じて「福祉コミュニティづくり」に取り組んでいる。今後とも、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織・自治会等と協働して、要配慮者等の総合的な支援体制や災害ボランティアセンター設置体制の整備を推進する。

(5) 学生ボランティアとの連携

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

震災時には、全国各地から数多くの若者が駆けつけ、「ボランティア元年」といわれるほどの活動が展開され、本市内の学生も、各大学等を拠点として、あるいは個人として、本市の応急救助や復旧活動などに参加し、目覚ましい活躍を見せた。これをきっかけとして、ボランティア活動を基軸とした大学連携を進める機運が高まり、市内の大学・短期大学、西宮ロータリークラブ、西宮商工会議所、そして本市によって「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。そして、同センターが果たしてきた役割と積み重ねてきた実績は、現在、「西宮市大学交流センター」と「西宮市大学交流協議会」に発展的に引き継がれている。

こうした経験と経緯を踏まえ、今後も大学、行政、地域と協働した災害ボランティア支援の強化を推進する。

(6) 西宮商工会議所との連携

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮商工会議所

西宮商工会議所は、震災時には、商工業者に対する支援活動(総合相談窓口開設、会議所ニュースの発行)や地場産業に対する復興支援、あるいは本市の復興計画への協力等、様々な面から復旧・復興支援の中心的役割を果たしてきた。今後も、国、県、公的金融機関、市内商工業者等と西宮商工会議所の連携を強化し、事業所防災活動の推進を図る。

(7) 事業所等との連携

【担当局】総務局、産業文化局、関係所管局

【関係機関】西宮商工会議所

災害時において、各種応急・復旧対策活動に対する円滑な協力体制を構築するため、西宮商工会議所等を通じて、事業者、NPO 及び関係団体との災害時応援協定締結を推進する。なお、推進に当たっては、本市ホームページ等で公募を行うなど積極的に周知を図り、広く協力者を募る。

災害時連絡体制の構築や各種防災訓練等の実施を通じ、既に応援協定を締結している事業所等との連携強化に努める。

資料5-1 「災害時応援協定一覧(民間機関等)」参照

(8) 防災士との連携

【担当局】総務局

【関係機関】日本防災士会

防災士は、防災に関する基本的な知識と技能を有して、「災害の備え」を担い社会全体の継続的な「防災力向上」を支援することを目的とし、平時には地域や職場での防災活動ボランティアとして、また災害時には公的支援が到着するまでの間に被害の拡大を軽減する活動が期待されている。そこで、市内在住の防災士を中心に連携を強化し、地域防災力の向上及び活性化を図る。

(9) 市議会との連携

【担当局】全局

【関係機関】市議会

国・県・市等の行政及び公的機関が実施する各種防災対策のチェック役として、また自主防災組織・自治会等との地域調整・パイプ役として、今後も各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から市議会との協働関係の強化を図る。

(10) 不動産業界との連携

【担当局】都市局

【関係機関】不動産業界

被災者用応急住宅として、公営住宅・公的住宅等が不足する場合に必要な応じて、民間賃貸住宅を借上げて提供できるよう、全国宅地建物取引業協会、全日本不動産協会などの不動産業界との連携を強化する。

(11) 西宮市友会との連携

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市友会

西宮市職員の退職者で構成される西宮市友会と、非常時だけでなく、平時から連携関係を強化し、その震災経験から得られた教訓や優れた業務ノウハウを積極的に活用する。

5 災害時応援協定の締結を推進する

【担当局】総務局、関係所管局

突発的な大規模災害時には、専門能力と組織力に優れ、地元に着した企業・団体・事業所等の協力やボランティア活動が不可欠である。そのため、業種分野を問わず、企業・団体・事業所等に対して、災害時応援協定の締結を推進し、市内の災害時協力体制の充実を図る。

6 「公の施設」に係る指定管理者への指導・監督を行う

【担当局】各局施設管理者

公の施設について、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、そのノウハウを有する民間事業者等にも管理運営を委ねることができる指定管理者制度を設けて、その推進を行っている。

公の施設は、既に避難所あるいは応急活動拠点等の重要施設と位置付けられているものもあるため、各局の施設管理者は、災害発生時にも適切な管理運営が行われるよう、指導・監督を行う。

7 広域応援派遣体制の整備及び受援計画を策定する

【担当局】総務局、関係所管局

【関係機関】兵庫県

他の市町村が被災した場合に応援派遣を行うため、相手方に負担をかけないことを考慮した派遣体制を整備する。広域災害時には、被災地の状況把握、情報入手が困難なことから、派遣隊を編成し、現地確認を行うなどの対策を講じる。

関西広域連合や近隣市にて応援チームを編成し、「カウンターパート方式」による特定の自治体へ支援するなど、関係機関と連携して、支援に当たる。また、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣する。

他の市町村等が被害を受け、救援物資による支援が必要と認められる場合、市民に対し救援活動に必要な救援物資の提供を呼びかけ、仕分けの上、被災地に送付する。

また、大規模災害発生により本市が被害を受けた時に、外部の地方自治体等からの応援要員・救援物資等を円滑に受け入れるため、兵庫県とともに受援計画の策定を進める。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。

資料2-5「西宮市災害派遣要綱」参照

8 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県

大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 情報通信機器・施設の整備・運用

【基本計画】

大規模な災害が発生したときは、災害情報及び被害情報を迅速に把握し、分析することによって、的確かつ素早い応急対策を行うことが可能となる。なお、災害時には通信機器の障害や回線の途絶等により情報伝達できなくなる可能性が高いため、情報通信手段の多重化を図ることが重要である。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要となる。近年、様々な情報媒体が普及し、市の情報通信機器も計画的な充実が図られているため、今後は、これらを効果的かつ効率的に運用することによって、情報伝達の迅速性・正確性を更に向上させていくことが課題である。

このため、緊急地震速報や気象警報をはじめ、災害対策上重要な情報を観測・収集するための体制を強化するとともに、報道機関とも連携しながら、これら情報を迅速に伝達するための市内通信機器の整備充実を図ると共に、既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入も検討する。特に、多くの市民が携帯電話を保有する現在では、これを利用して防災情報を提供することが非常に効果的な方法であり、積極的な活用を図る。

1 市の通信基盤を整備強化する

(1) 防災行政無線(デジタル同報系)の整備

【担当局】総務局

防災行政無線(デジタル同報系)は、緊急災害時に、屋外にいる市民や広範囲の居住区に対して迅速・確実に一斉広報することが可能であり、停電時や公衆回線等の有線が途絶した時にも使用可能であることから、特に、地震・津波・洪水・土砂災害等の対応時に効果的と期待されている。

市内の災害が発生する危険がある箇所あるいは区域に対して屋外拡声器(防災スピーカー)を配置し、防災行政無線(デジタル同報系 60MHz 帯)により各種情報を周知するほか、にしのみや防災ネット、SNS(市公式 X(旧 Twitter)・Facebook・LINE)、職員参集システム及び電話応答システムとの連携により、様々な情報媒体における各種情報の一斉配信を行う。また、沿岸部の屋外拡声器には回転灯等を設置している。

さらに、防災行政無線と同じ内容の放送を聞くことができる緊急告知ラジオを、自主防災組織や社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設に配備を進めるとともに、公共利用施設の放送設備での同期放送の実装、及び点検を行う。

資料 10-3 「防災行政無線設置箇所一覧」参照

(2) 移動系無線の導入

【担当局】総務局、都市局、土木局、保健所、上下水道局

停電時や公衆回線等が途絶した場合、各機関・職員間の情報伝達・収集体制が非常に脆弱となる。

初動期の災害対応業務を滞りなく遂行するには、電気・電話等の基幹インフラが一時的に機能不全状態となっても最低限の情報伝達収集を行うことが必要であるため、平成 23 年度よりデジタル MCA 移動システム無線を移動系無線として導入し、各局へ配備している。

デジタル MCA 移動システム無線では通話に加えて、短文送付等の災害時に利用できる機能を搭載しており、日ごろより月 1 回の通信訓練等を通じて習熟を図る。

さらに、本部と災害現場等との迅速な情報伝達・収集体制を広めるため、携帯性に優れた IP 無線機を導入し、各災対局へ配備を行う。

(3) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備

【担当局】総務局

津波情報や緊急地震速報等を市民まで瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム(Jアラート)を導入し、防災行政無線(同報系)との連携を行っている。

※全国瞬時警報システム(Jアラート)：津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

資料 10-7 「各種機器動作表一覧」参照

2 観測・情報通信システムを整備・強化する

(1) 観測・情報通信システムの多重化、バックアップ機能の充実

【担当局】総務局、消防局

観測・情報通信システムについては、通信ネットワークのループ化や多重化等、バックアップ機能の充実を図る。

また、地震により各種観測・通信機器等の使用に支障が生じないように、耐震性の確保に努めるとともに、周辺の備品や機器類の転倒等により被害を受けないような対策を講じる。津波や洪水に対応する必要があるところでは耐水化を図る。

(2) 非常用電源の確保

【担当局】総務局、財務局、消防局

各種観測・通信機器や情報システムについて、無停電電源装置(UPS)の設置、及び非常用電源確保に努める。また、非常用電源設備については、風水害等のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図るとともに、定期的に点検整備を行い、その使用方法の習熟に努める。

(3) 機器等の障害発生時対応マニュアルの作成

【担当局】総務局、財務局、消防局

各種観測・通信機器に不具合が生じた場合、又は、情報システムがダウンした場合に備えて、事前に対応方法や情報提供者・保守管理業者等の問合せ先を整理したマニュアルを作成し、それを基に訓練を行う。

3 通信機器システムを整備強化する

(1) 災害時優先電話の拡充及び衛星携帯電話の導入

【担当局】総務局

災害時でも輻輳し難い災害時優先電話の拡充を検討する。また、一般加入電話の不感地域での災害対応活動も予想されるため、衛星携帯電話を導入している。

(2) 地域密着型メディア(コミュニティFM・ケーブルテレビ)の活用

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】さくらFM株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ

コミュニティFM「さくらFM」、ケーブルテレビ「ベイ・コミュニケーションズ」等の地域密着型メディアのさらなる活用について検討を行う。さくらFM株式会社については、「あんあん情報局」などの番組を通じた日頃の啓発に努めるほか、緊急時に自動起動し防災スピーカーと同様の内容が最大音量で流れる緊急告知ラジオの一般販売をさくらFM株式会社や市役所本庁舎1階売店、市内各所で行う。

(3) 電話応答システムの利用

【担当局】総務局

防災行政無線で放送した内容を電話応答サーバに登録することで、放送内容を確認したい市民が電話応答サーバに架電すると、放送内容を確認することができるシステムを導入している。

(4) モバイル端末の導入、整備

【担当局】総務局、市民局、産業文化局、都市局、土木局、教育委員会、上下水道局

本部と災害現場等との情報共有や、総括部と避難所・物資搬送の情報共有など、出動部隊との迅速な情報伝達・収集体制を充実させるため、モバイル端末の導入、整備を進める。

4 防災情報システムを整備強化する

【担当局】総務局

大規模災害時には、同時期にあらゆる災害情報を収集し、正確かつ迅速に処理したうえで、必要な情報に関係機関、各部署や市民へ配信しなければならない。

さらに、迅速かつ的確な災害対応を実施し、市民の安全を確保するためには、これらの情報収集、処理、配信などによる「情報共有」が最も重要な業務である。

導入した防災情報システムを活用し、情報共有の強化を図るとともに、システムの機能強化と習熟訓練に努める。

5 災害情報収集・伝達活動の検討体制を整備する

【担当局】総務局、政策局、消防局

【関係機関】近隣市町、ライフライン事業者等

災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達にかかる体制及び手段等を検討するため、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等の体制を整備する。

また、各種防災訓練等への参加促進や、関係各部署や関係機関が実施する研修・イベント等を通じて、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

6 情報収集・伝達体制を強化する

(1) 情報収集・市民への伝達体制の強化

【担当局】総務局、政策局、消防局

特に次の点に留意して、市民への情報伝達体制の強化を図る。

- ① 自主防災組織等の連絡体制の充実
- ② 通信設備障害時に備えて、自主防災組織や消防団員等を介した伝達、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等、伝達手段におけるバックアップ体制の確保
- ③ 要配慮者等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる広報体制の整備
- ④ ライフライン関係機関と協力し、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報と、その伝達体制の整備

(2) 報道機関との連携体制の強化

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】兵庫県、放送事業者等

放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者と協力し、市民に対してリアルタイムな防災情報等の提供を行う。また、県及び報道機関と協議し、地上デジタル放送や衛星デジタル音声放送等を活用した災害情報の伝達方法について研究、検討を行う。

その他、災害時協定に基づく放送要請の方法等について連絡体制を整備する。

また、フェニックス防災システムに連携したLアラートにより、各メディアへの円滑な情報提供を行う。

資料5-2「災害情報等に関する放送の実施に関する協定書」参照

資料5-3「災害時における放送要請に関する協定（参考）」参照

(3) 気象情報収集・伝達体制の強化

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、神戸地方気象台

市、県及び防災関係機関は、気象情報の観測・伝達体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を、円滑に相互提供できるような体制の整備に努める。

また、市民向けには、西宮市雨量情報システム(市ホームページ、携帯サイト)、にしのみや防災ネットによる気象情報等メール配信システム等を利用し、市民向けの各種気象情報の伝達体制を構築する。

資料10-1「水位計・量水標一覧」参照

資料10-2「雨量情報観測箇所及びワイヤーセンサー観測箇所一覧」参照

(4) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)運用体制の強化

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

フェニックス防災システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町及び関係機関へ迅速に伝達するシステムであり、災害情報の一元化、データベース化により、迅速な把握及び的確な災害情報の提供が可能である。そこで、災害時に円滑な運用ができるよう、本システムの研修を積極的に活用して操作の習熟に努める。

7 市民への情報提供方法を充実させる

(1) 既存情報提供媒体の活用充実

【担当局】総務局、政策局

市政ニュースや防災に関するページ、にしのみや防災ネット等の内容及び利用方法について、平時及び緊急時での活用方法を更に検討し、その充実を図る。

(2) 要配慮者への情報提供方法の検討

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

要配慮者に対しては、その障害の内容等に応じて、文字放送や手話等により、効果的な情報提供を検討する。

また、外国人への広報手段については、県、公益財団法人西宮市国際交流協会（以下、「西宮市国際交流協会」という。）、外国語ボランティア等と連携して、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援、外国人市民のニーズの把握に努めるとともに、日常生活上の問題への相談体制の充実を図る。

(3) スマートフォン、SNSの活用強化

【担当局】総務局、政策局

にしのみや防災ネットの緊急情報メールや各キャリアの緊急速報メール（エリアメール）のほか、情報提供手段の多重化とメール登録者の増加を図るため、スマートフォンアプリ「ひょうご防災ネット」とも連携して情報を配信するとともに、その普及促進を図る。

また、市公式X（旧 Twitter）、Facebook、LINE等のSNSを用いて情報を発信するとともに、その他の民間事業者のスマートフォンアプリを活用した情報提供を検討する。

(4) 防災サインの設置

【担当局】総務局、各施設管理者

自然災害が発生した際に、市民や本市を訪れた人々が安全な場所まで円滑に避難できるよう、避難場所や避難誘導に関する情報を看板等に表示し、市内各所に設置する。また、日本工業規定に基づく災害種別一般記号（ピクトグラム等）を使用し、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(5) 防災指揮車の活用

【担当局】総務局、財務局

災害発生のおそれがある場合、あるいは災害発生時において、その発生現場における迅速な情報収集活動のため、関係者が随時活動を行えるよう、防災指揮車を活用する。

また、津波・洪水災害時のように広域避難誘導等を行う場合には、全公用車両の使用を検討する。

(6) 災害用伝言サービスの広報体制

【担当局】総務局

【関係機関】通信キャリア各社

災害時は公衆回線が輻輳しやすいことから、通信キャリア各社と連携して、広報紙や市民向け研修等、各々が保有する広報手段を活用し、「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板」等の災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。

また、大規模災害発生時に、各災害用伝言サービスの運用開始時の広報体制について、県及び通信キャリア各社との間で協議調整を行う。

8 情報収集・伝達業務を整理・強化する

(1) 情報収集・伝達業務のマニュアル化及び記録様式の統一の促進

【担当局】全局

災害発生時に、的確な情報収集・伝達に基づいた迅速かつ円滑な災害応急活動を実施するため、その業務のマニュアル化と記録様式を統一し、担当者が変わっても業務が円滑に行われるよう努める。

(2) 各情報システム運用訓練の実施と検討

【担当局】全局

ア 被災者支援システム

災害業務支援システムである被災者支援システムについて、災害時に円滑な運用ができるよう、操作研修を通じて操作の習熟に努める。

なお、被災者支援システムは、犠牲者・遺族管理、緊急物資管理、倒壊家屋管理、仮設住宅管理、避難所関連、被災予測等・復旧復興関連の各システムの中核をなすもので、被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、罹災証明書の発行、各種義援金の交付等を総合的に管理するシステムである。

イ 安否情報システム

武力攻撃事態等における安否情報を収集・提供するための安否情報システムの自然災害・事故時等における利用について、消防庁及び県と協議し、その運用体制も含めて検討を図る。

ウ 職員参集システム

職員の緊急参集を目的とした職員参集システムについては、災害時に円滑な運用ができるよう、マニュアル等により習熟に努める。また、そのシステム改善について検討を行い、より運用性、機能性、経済性に優れたシステムの導入を図る。

9 情報管理・運用業務を整理・強化する

(1) 情報セキュリティの強化

【担当局】総務局

庁内におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティ確保の徹底に努める。

また、平常業務及び災害復旧等に必要となる情報のバックアップを取得し、同じ災害で同時に被災しない場所で保存するよう努める。特に広範囲に業務を支える電算システムについては、セキュリティレベルの高い市役所第二庁舎やクラウドサービスで運用し、データ等はバックアップファイルを取得するとともに、同時被災を避けるため、その一部を遠隔地に保管する。

(2) 各種災害の GIS (Geographic Information System) データの活用

【担当局】総務局

各災害の避難計画の検討、ハザードマップの作成等において、県が提供する津波・洪水・土砂災害等の GIS データを活用する。

(3) 災害時の個人情報等の取り扱いの整理

【担当局】全局

災害時の個人情報の取り扱いにおいて、本人同意を得ない場合での、要配慮者情報等の第三者提供や庁内情報の目的外使用については、個人情報保護法及び西宮市個人情報保護条例に基づき西宮市個人情報保護審議会への諮問にて了承を得る等、市民の十分な理解のもとに進める。

～震災復興の記録より～

今回の災害は、未曾有の規模であったため、防災計画上の各部が市民などからの情報によってそれぞれ必要な対策に追われており、特に初期の段階では各部の把握している情報を情報部に集約するという事は、非常に困難な状況であった。

対策本部を252会議室に設置したが、ここが市民や災害現場からの情報、あるいは自衛隊、市職員、消防など被災地現場への対応に追われ、大変な混乱に陥り、とても「各情報を情報部へ」という機能を果たすような状況ではなかった。

初期の頃、市内の被害状況や市の応急対策などの市民への広報について、不十分であるという指摘をされたが、市政ニュースを「災害広報」として1月19日から準備にかかり、23日に第1号を（被災地の中では最も早い発行であった）、以降1週間に1度発行することとしたのは大変効果があったと思っている。

本部会議は442会議室で開催し、情報はそれぞれ各部へ伝達し、また本部長ほかからの指示も色々あったが、各職員へ情報が周知されていないということをよく耳にした。

今回の災害に直面して、十分な対応ができたとは決して思っていないが、各職員は懸命に努力し、よくやってくれたと感謝している。

このような大災害のあらゆる情報を一つの部門に集約し、また必要な情報を効果的に発信すること、特に初期の情報の収集、集約、発信組織を、この際見直し確立することは、地域防災計画を充実させる大きなポイントである。

～震災復興の記録より～

当日見聞きした事は本部事務局に報告するようになっているが、誰が従事してもわかる様に情報を張り出す必要がある。

各担当部の動きを職員に伝わる様にしなければいけない。

情報不足で案内に困った。

被災者証明は何処でしているのか、担当はどこなのか。苦情を一番沢山聞いた様に思う。1日5～6千人の人達の対応に追われ職員は次々に声を嗄らし風邪を引き倒れた。

災害時にすぐ対応できるように業務と従事場所（会議室等）、担当課は毎年防災計画見直し時に決めておけば、今回の震災の教訓が生かされた事になるだろう。

第5節 防災拠点の整備

【基本計画】

本市の災害対策本部は市役所第二庁舎（危機管理センター）に設置されるが、大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を行うには、防災中枢機能を備えた危機管理センターや各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠である。

そこで、地域防災拠点の整備を充実させるとともに、概ね中学校区を単位とする「地区防災ブロック」ごとに、各防災拠点と避難場所、緊急物資の備蓄庫、緊急用水源及び救護所の整備を図り、その運用ネットワークの形成を推進する。

1 防災拠点を整備する

（1）地域防災拠点の整備

【担当局】総務局、各施設管理者

地域防災拠点は、応援部隊の集結・活動拠点や臨時ヘリポート機能、食料、資機材、仮設組立式トイレの備蓄等、並びに飲料水や非常用物資の集配や救護拠点としての機能を有する。

南部地域において「西宮中央運動公園」、「津門中央公園」の2箇所、北部地域において「塩瀬中央公園」、「流通東公園」、「山口中央公園」の3箇所を地域防災拠点として、機能の充実を図る。

資料8-3「防災拠点」参照



(2) 災害用臨時ヘリポートの確保

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県、各施設管理者

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、必要に応じて次のヘリポート以外についても増設を検討する。また、大規模災害時に孤立が予想される地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定（離着陸が困難な場合はホイストによる救出地点）及び確保を重点的に推進する。

新たに臨時ヘリポートを選定した場合は、地域防災計画に定め、県に必要事項を報告し、報告事項に変更が生じた場合も同様とする。

臨時ヘリポートの管理に当たっては、平時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど、常に使用できるように現状把握に努める。

資料8-20「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」参照
資料12-8「土砂災害による孤立可能性集落一覧」参照

2 防災装備等を整備する

(1) 各種防災装備等の整備・点検

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】阪神南県民センター

県及び関係機関と協力し、防災用車両、及びその他防災用装備等の整備を推進する。また、保有防災装備等については、定期的に点検メンテナンスを行う。

(2) 資機材等の調達

【担当局】総務局、消防局

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、あらかじめ調達先の確認等を行う。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照
資料9-4「備蓄資器材一覧」参照

(3) OA機器等の転倒・落下防止対策

【担当局】全局

災害発生時、未固定の書棚、ロッカー、キャビネット、OA機器等は転倒・落下の可能性があり、早期の業務実施を阻害するおそれがある。そのため、各執務室等において、執務場所の整理整頓やOA機器等の転倒・落下防止対策に努める。あわせて、ガラス等の飛散防止対策に努める。

第6節 火災予防対策の推進

【趣旨】

災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備について定める。

1 消防体制を強化する

(1) 常備消防力の強化

【担当局】消防局

西宮市における常備消防力（1本部、4消防署、4消防分署）を災害発生時に最大限有効に活用するため、部隊行動の徹底、指揮命令系統を遵守した訓練を実施する。

また、大規模災害や特殊災害等の各種災害に対処するため、消防資機材の整備、拡充を図る。

資料7-2「消防力の現況」参照

(2) 西宮市消防協力隊の強化

【担当局】消防局

災害時に、事業所が保有する資機材等を活用して、災害活動を行うことにより、被害の軽減を図ることを目的として結成された西宮市消防協力隊については、保有資機材の取扱訓練をはじめ、各種合同訓練への参加依頼を積極的に行うことにより、消防協力隊の体制強化を図る。

資料7-5「西宮市消防協力隊結成状況」参照

(3) 機能別消防団員（西宮市消防団災害活動支援隊）の強化

【担当局】消防局

消防職・団員のOBで構成され、大規模災害時に出動し、避難誘導や情報伝達等、災害活動の支援を目的とする機能別消防団員の強化を図る。

(4) 消防水利・資機材の整備

【担当局】消防局

消防水利は、消防水利の基準等に基づき整備するとともに、消火栓が機能しない場合に備え、防火水槽（耐震性貯水槽）の計画的な更新や補修を実施する。また、河川取水ピットの設置を進め、自然水利の活用を図る。

消防資機材についても、消防力の整備指針等に基づき、計画的な整備・更新を進める。

資料8-15「消防水利施設一覧」参照

2 出火防止対策を強化する

(1) 消防局の防火対策

【担当局】消防局

消防局は、講習会の実施等を通して、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理状況及び消防用設備の維持管理状況について適宜査察、指導を行う。

また、各家庭の防災診断等を通して、災害、火災、日常事故に対する対策の普及を図るとともに、防火教室の開催及び防火イベントの実施、啓発ポスター及びチラシの配布により市民の防火意識の高揚を図る。

(2) 防火管理者の防火対策

【実施主体】防火管理者

【担当局】消防局

消防局は、防火管理者が、当該防火対象物に関する消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的実施するほか、消防用設備の機能維持、火気使用設備の安全管理を実施するよう啓発に努める。

(3) 自治会・自主防災組織等の防火対策

【実施主体】自治会・自主防災組織等

【担当局】消防局

消防局は、自治会、自主防災組織、少年消防クラブ、家庭防火クラブ等各種団体が、消火器具等の普及に努めるとともに、取扱いの訓練を実施するよう啓発に努める。

3 救急・救助体制を強化する

(1) 救急・救助体制の強化

【担当局】消防局、総務局

救急隊員及び救助隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進する。また、消防団員、市職員を中心に救急・救助訓練を実施し、迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図るとともに、消防緊急情報システムの活用等により、救急及び救助隊の出勤体制の強化に努める。

さらに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、AED（自動体外式除細動器）の研修などを含め、応急手当の普及啓発の推進を図る。

(2) 高度救助隊（愛称：センサー/SENSR）の育成強化

【担当局】消防局

高度救助用資機材を装備し、救助技術に優れた隊員で構成する高度救助隊（愛称：センサー/SENSR）の育成強化を図る。

【高度救助用資機材】

- ☆画像探索機： CCD カメラで瓦礫の隙間の生存者を探索する。
- ☆地中音響探知機： 瓦礫に閉じ込められた生存者の音を探索する。
- ☆熱画像直視装置： 人の放射熱を感知する。
- ☆夜間用暗視装置： 暗がりを昼間のように見ることが可能。
- ☆地震警報器： 地震後の救助活動の隊員に地震を知らせる。
- ☆電磁波探査装置： 瓦礫に閉じ込められた生存者の呼吸や動きを探索する。

(3) 救急・救助用資機材等の整備

【担当局】消防局、総務局

救急・救助用資機材などの充実を図るとともに、災害時に建物やブロック塀が倒壊した時の救急・救助活動に備え、より高度な救急・救助用資機材の充実に努める。また、消防団車庫や自主防災組織の拠点等には、バール、ジャッキ、ノコギリ等の災害救助関係資機材を整備する。

資料9-4 「備蓄資器材一覧」参照

～震災復興の記録より～

消防団にあっては、早い段階で消防局の指揮下に入るよう消防団長から命令が発せられたため、各消防分団は管轄の地域で作業が完了すれば、即消防局に参集して消防局の指揮下に入り、消防団車両に消防職員1人が同乗して現場に出動した。ポンプ車38台、731人の団員は被害の軽減に大きく寄与したものである。

震災直後多くの119番通報を受信したが、すべての災害現場に対応できないため「消防車は全車出動しています。近所の人と協力して救出してください。火を消してください。」と管制職員は応答せざるを得ませんでした。“消防車は待っていても来ない。自分たちで何とかしなければ。”と非常事態を理解され、多くの市民の方々が救助活動と消火活動を行っていただいた。市民の方の防災対応力が高かったものと感謝しています。

このたびの震災は救助する者自身が被災者であり、家族の死亡、負傷等の最悪の事態を乗り越え長期間消防活動に従事した消防職員・団員の崇高な消防魂を誇りに思っております。

第7節 防災資機材の整備

【基本計画】

各地域で迅速な救助活動を展開するに当たっては、災害応急活動に必要な資機材をあらかじめ確保しておく。

1 災害用資機材を備蓄・調達する

(1) 備蓄調達計画の策定と運用

【担当局】総務局、産業文化局

被害想定、避難所の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。また、応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議しておく。

(2) 災害用資機材の備蓄及び調達

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】ライフライン事業者

想定避難所生活者数に対応できるよう、災害用資機材を地区防災ブロックの各備蓄庫及び地域防災拠点（中央運動公園、津門中央公園等）に分けて備蓄する。また、自主防災組織に対して、防災用資機材を支給し、各地域での備蓄を推進する。調達・輸送体制については、協定締結者、近隣市町、県と十分に協議し整備強化を図る。

なお、水防活動に用いる資機材は、水防倉庫(西福町、結善町、武庫川町、山口町、塩瀬町)に備蓄している。

【資機材品目(例示)】

資機材	ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽 バール、ジャッキ、のこぎり、発電器、投光器、小型水中ポンプ ハンドマイク、テント、防水シート、懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池、 移送用具（自転車、バイク、一輪車、ゴムボート、担架等） 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
-----	--

【避難運営事務用品等(例示)】

派遣職員用	腕章、携帯電話、ヘルメット、筆記用具、メモ用紙、懐中電灯、トランジスタラジオ、電池（予備）、日記、非常食、飲料水、ちり紙、歯磨きセット、タオル、マスク、ナップザック、避難所の鍵
事務用品	ボールペン、カッター、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画鋏、コピー用紙、模造紙等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石鹼、洗剤、ゴム手袋、軍手等
その他	自転車、トランシーバー、台車、テント、消火器、電卓、パソコン等

資料9-3「資器材倉庫（水防倉庫）一覧」参照

資料9-4「備蓄資器材一覧」参照

(3) 給水用資機材の備蓄調達

【担当局】上下水道局

迅速な応急給水に対応するために、必要な給水用資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等）の整備を図り、緊急時の調達先として当該資機材を有する関係機関又は応援協定を締結する民間事業者などと十分協議し、その協力体制の整備に努める。

(4) 防疫、衛生用資機材の備蓄

【担当局】総務局、環境局

所管局において仮設トイレの消毒用薬剤やその他感染症予防のための薬剤など、防疫、衛生用資機材を備蓄する。また、津門中央公園及び地区防災ブロックの備蓄庫において、組立式仮設トイレを配備する。仮設トイレは、丈夫で組み立てが容易なパネル構造等とし、マンホールトイレとして利用が可能な仕様とする。また、洋式で車椅子の使用が可能である等、利用者のプライバシーと要配慮者の利用に配慮する。

資料9-2「防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧」参照

(5) アスベスト用資機材の備蓄

【担当局】総務局、環境局

災害対応やアスベスト調査を実施する際、職員の安全確保の観点から、所管局において必要な資機材（電動ファン付き呼吸用保護具、防じんマスク、防護服、軍手、双眼鏡等）の備蓄又は応援協定の締結に努める。

【非常物資供給イメージ】

	非常用物資 種別	災害発生当日	2日目	3日目以降
自助	家庭内備蓄	→		
共助	市との協定業者の備蓄	→		
	個人・事業所 救援物資	→		
公助	市備蓄	→		
	近隣市町 救援物資	→		
	広域応援 救援物資	→		

2 備蓄品を管理する

【担当局】各局

各担当部は、備蓄品の点検を定期的実施し、適宜補充・更新する。また、その結果を[災害対策課危機管理室](#)へ報告する。

第8節 災害救急医療システムの整備

【基本計画】

災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品等や医療資機材の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想される。

医療機関及び医療関係団体との緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療活動が行われるよう、医療救護活動体制の整備、医療救護資機材の確保に努める。

1 初動医療体制を整備する

(1) 大規模医療救護活動体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時における医療救護活動を迅速かつ確実に実施するため、平時から災害救急医療情報システムや保健医療活動を基礎とした災害医療救護活動体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努めるとともに、救護所等の開設場所の指定等を行う。

また、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者、県、医療機関との連絡体制の整備を図る。

資料7-7「市内医療関係組織」参照

(2) 西宮市災害医療救護連絡協議会の設置

【担当局】保健所、消防局、総務局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、各医療関係機関

保健所と危機管理室は、災害発生時に関係機関で設置する災害医療救護活動本部の円滑な運営を確保するため、平時からの連絡調整機関である西宮市災害医療救護連絡協議会にて、必要な事項を定める。

なお、協議会は、次の事項を協議していく。

- ① 災害時における医療救護活動本部の運営に関すること。
- ② 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整に関すること。
- ③ 救護所の設置・運営に関すること。
- ④ 医療救護班の調整に関すること。
- ⑤ 医薬品の備蓄及び輸送に関すること。
- ⑥ 後方医療施設に関すること。
- ⑦ 傷病者等の搬送に関すること。
- ⑧ その他協議会が必要と認めること。

(3) 災害救急医療情報システムの活用

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時において、防災機関、医療機関、及び市民が迅速かつ確に医療情報の検索・照会ができるよう、「災害救急医療情報システム」等のシステムを有効に活用する。

【災害救急医療情報システム】

県内の各市消防本部、災害拠点病院、地域保健医療情報センター（県保健所）、市保健所、郡市医師会、システム参加医療機関により、平常時は救急医療情報、広域災害時は患者搬送や救護班派遣要請及び支援情報を共有するシステム。

(4) 災害医療コーディネーターとの連携

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】災害拠点病院、西宮市医師会、各医療関係機関

平時から災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医学的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

(5) 医療救護チーム等の派遣要請・受入れ調整

【担当局】保健所

【関係機関】災害拠点病院、西宮市医師会、各医療関係機関

迅速な医療救護活動を実施するため、災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療救護チームや医療ボランティアの派遣要請及び受入れ調整の体制を整備する。

【DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム】

- ・災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。
- ・DMAT は、DMAT 本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポート等を考慮する。

(6) トリアージ知識の普及

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

災害時に多くの負傷者が出る場合を想定し、日頃から、トリアージ等の災害医療知識の普及を図る。また、トリアージタグ（重症度識別表）に関する知識の普及を図り、救急医療処置の迅速化を図る。

【トリアージ】

トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。負傷程度に応じて優先度をカラー表示したトリアージタグにより識別を行う。

2 後方医療体制を整備する

(1) 後方医療体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、広域的医療活動を要請する体制を整備する。また、県と協議し、近隣の緊急時対応可能医療機関を事前に把握する。

資料4-3「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」参照

(2) 後方搬送体制の整備

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、各医療機関、海上保安庁

広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプターや船舶等を利用した移送手段について県（災害対策課）、神戸市消防局、自衛隊、西宮海上保安署等と調整を行う。

資料4-1「消防相互応援に関する協定」参照

資料13-2「広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」参照

3 医薬品等を確保する

【担当局】保健所、消防局、中央病院

【関係機関】西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会、各医療関係機関

医薬品等に関しては、災害拠点病院（兵庫医科大学病院、兵庫県立西宮病院）及び市立中央病院における在庫の拡充を図る。

市は、西宮市薬剤師会の協力体制のもとに、災害時に必要な医薬品等の備蓄に関して整備する。あわせて、発災後の医療救護活動における医薬品の迅速かつ確実な確保及び輸送体制の整備に努める。また、医療機関等の関係機関とともに、医療資機材の備蓄等に努める。

～震災復興の記録より～

正常な検査値を求めて診療を行う筈の病院が、突然の激震によって、すべてが異常となったなかで、中央病院は医師3人、看護師14人など22人の当直職員と、急ぎ駆けつけた医師らによって、震動が終わると同時に、204人の入院患者への看護と、水浸しのロビーで血に染まった負傷者の応急措置を行った。

防災計画にある救護班は被災患者の処置や全市被災による医療の流れからみて、当院から派遣できる状況になかった。当院としては、震災後の救急医療の必要性から、院内相協力し、また、大阪市大・阪大・兵庫医大各病院の協力も得て、4診療科について、24時間態勢をとることを決め、3月末まで実施した。特に小児が風邪による高熱でぐったりとして訪れる人も多く、市民の病院として役割を果たしたと考えている。

この震災を通じて、既に言い尽くされたこととはいえ、如何にライフラインの確保が大切なものかを体験し、代替設備など自己防衛策の必要なことを痛感した。さらに重篤患者を転送するにも、相手病院探しが大変なことであった。病院の系列枠を超えた広域的な病院連携システムづくりや病院と医院とがチームを組み、地域医療に協力していく体制づくりが必要であると考えている。

～震災復興の記録より～

この震災を契機に今後の対応を考えると次の問題を考えるべきです。

- ① 医療機関の耐震性と補強
- ② 3日分の食料・水・医療品の備蓄
- ③ 通信手段と情報収集対策（災害時優先電話、携帯電話、携帯ラジオ等）
- ④ 代替ライフラインの確保（井戸、プロパンガス、自家発電等）
- ⑤ 緊急搬送のためのトリアージ
- ⑥ 重傷者は被災地外への緊急搬送（ヘリコプター、舟艇等）
- ⑦ 精神的ストレス、心の問題対策
- ⑧ 避難所の防疫対策

以上は医療機関としての震災対策及び地域防災対策として十分に心にとめなければならない条項であると考えます。

第9節 緊急輸送体制の整備

【基本計画】

災害時、食料、生活必需品、医薬品、各種資機材等の緊急輸送を円滑に行うには、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するとともに、輸送業者を含めた輸送体制を確立する必要がある。

そこで、災害時における迅速な輸送の確保に向け、緊急輸送道路の指定、及び緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送道路を確保する

(1) 緊急輸送道路の確保

【担当局】総務局、土木局

【関係機関】兵庫県、各道路管理者、港湾管理者、警察署、西宮建設協会

災害応急活動を円滑に実施するため、県が指定する次の緊急輸送道路について、平時より防災関係機関及び市民等に広く周知を図る。

なお、市内の備蓄庫や緊急医療機関等を結ぶ輸送路については、警察署及び関係機関と協議のうえ確保する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

(2) 効率的な緊急輸送のための措置

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】各施設管理者、各道路管理者、警察署

市又は各関係機関は効率的な緊急輸送を実施するため、警察署と協議のうえ、緊急車両用の回転灯サイレンやステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備する。

また、災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、災害時の安全性確保に配慮した整備を行う。

県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努める。

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

大規模な災害が発生した場合には、被災地内への緊急通行車両などの通行や広域的な緊急輸送を円滑に進めるため、緊急自動車やあらかじめ登録された車両以外の通行を禁止または制限する「緊急交通路」が指定されている。日ごろから広く周知し、災害時には重要路線として啓開等に当たる。

資料8-22「緊急交通路」参照

2 緊急輸送体制を整備する

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

【担当局】総務局、産業文化局

輸送の実施責任者は、平時から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとにいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携強化

【担当局】総務局、産業文化局

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられるため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

(3) 海上輸送体制の整備

【担当局】総務局、産業文化局

【関係機関】西宮海上保安署、兵庫県

災害時の緊急海上輸送に備え、西宮海上保安署や県等の関係機関と協議のうえ、公共埠頭の位置や運行方法等についてあらかじめ定める。

資料8-9「公共埠頭図」参照

(4) 航空輸送体制の整備

【担当局】総務局、消防局、産業文化局

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、今後、必要に応じて増設を図る。

資料8-20「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」参照

第10節 避難対策の充実

【基本計画】

災害時に迅速かつ安全に避難するためには、災害の状況や地域の実情に応じて適正な避難場所等（緊急避難場所・避難所）を確保しておくとともに、地域や事業所ごとに避難誘導體制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。また、近年の事例では、避難情報が伝わっていないケースや、避難情報を受け取っても避難をしないケースが報告されており、日頃から避難の基準及び方法に関して周知することが重要視されている。

本市では、概ね中学校区単位の地区防災ブロックで避難場所等を指定し、避難路の指定・整備を進めているが、今後、これら避難場所等の周知徹底を図るとともに、要配慮者の支援も含めた地域の避難体制の整備に努める。

1 緊急避難場所・避難所を指定し周知する

（1）緊急避難場所等の指定

【担当局】総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、環境局、土木局、消防局、上下水道局、教育委員会

災害が発生又は発生する恐れがある場合に、安全が確保されるまでの間、市民等が一時的に避難する緊急避難場所（一部、指定緊急避難場所）として、「洪水」「土砂災害」「地震」「津波」「大規模火災」の災害種別に対応した安全な場所であり、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設から指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、緊急避難場所を近隣市に設けることを検討する。

ア 緊急避難場所の指定

（ア）洪水緊急避難場所

大雨や台風等により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、水防法に基づき指定される浸水想定区域外の建物から選定する。

浸水想定区域内にある建物の場合は、想定浸水深より上階部から選定する。

（イ）土砂災害緊急避難場所

大雨や台風等により土砂災害の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害警戒区域外の建物から選定する。

土砂災害警戒区域内にある建物の場合は、利用上の注意を示した上で堅牢な建物（安全な構造）から選定する。

（ウ）地震緊急避難場所（一次避難地・広域避難地）

大規模な地震の連続発生や余震による危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、1 ha以上の公園、空地などの屋外施設から選定する。

(エ) 津波緊急避難場所（津波避難場所・津波避難ビル）

津波の発生により浸水の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、次から選定する。

① 津波避難場所（一次避難地・広域避難地）

津波浸水想定区域外の原則、1 ha 以上ある公園、空地などの屋外施設

② 津波避難ビル

原則、津波避難対象地域内の「新耐震基準に適合」「RC造又はSRC造」「3階以上」を満たし、一定の避難スペースを確保できる建物

(オ) 大規模火災緊急避難場所（一次避難地・広域避難地）

大規模な地震やその他の要因により大規模火災が発生又は発生の危険性が高まった場合に一時的に避難する場所として、1 ha 以上の公園、空地などの屋外施設から、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して選定する。

イ 緊急避難場所を補完する施設の指定

緊急避難場所への避難が困難な地域、状況において、市民等が一時的に避難する場所として、民間施設等の同意を得た建物から選定する。

資料8-2「緊急避難場所等」参照

資料8-6「地区防災ブロック図」参照

(2) 避難所の指定

【担当局】総務局、教育委員会、市民局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

被災者が一定の期間避難生活を送るための施設として、地区防災ブロック毎に避難所を指定する。

避難所においては、避難者を受入れる場所、福祉避難室、救護室、物資保管・災害ボランティア詰所等に使用するスペースをあらかじめ定める。

災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図る。

また、一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する要配慮者を受入れる福祉避難所を指定する。なお、福祉避難所でも避難生活が困難な者については、介護保険施設や医療機関等への入所、入院により対応する。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよ

う努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や有症状者の避難等に適切な対応ができるよう、平常時から危機管理室と保健所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

資料8-1「避難所等」参照

(3) 緊急避難場所・避難所の追加・解除

【担当局】総務局、教育委員会、市民局、健康福祉局、こども支援局、土木局

避難場所等（緊急避難場所・避難所）については、毎年見直しを図り、地域の実情にあわせて指定の追加・解除を行う。

(4) 緊急避難場所・避難所の周知

【担当局】総務局

避難場所等（緊急避難場所・避難所）については、市関係部局、防災関係機関及び自主防災組織等へ周知を行うとともに、市が作成するハザードマップ、市ホームページ等を活用して市民等への周知を行う。さらに、必要に応じて、避難場所等の目視可能な位置に防災サインを設置する。

【緊急避難場所の位置付け】

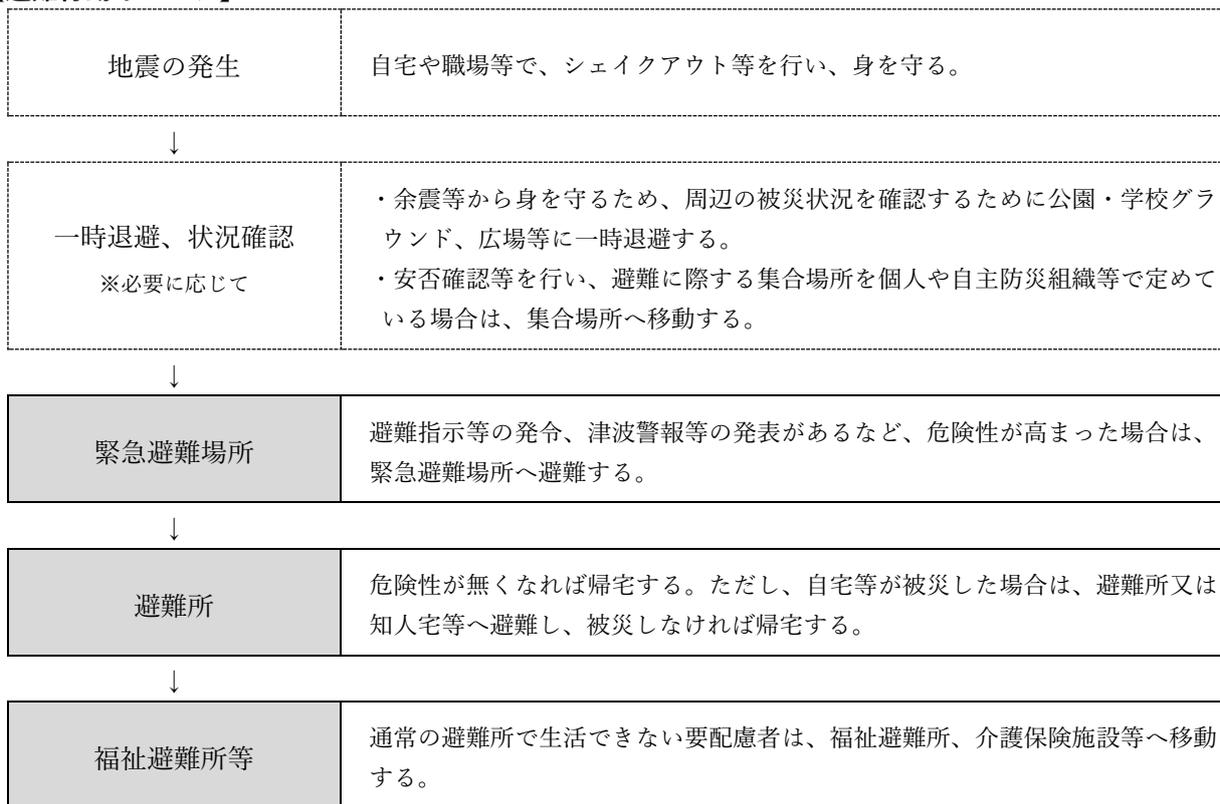
災害種別	屋外施設	屋内施設	指定方針
洪水		●	・ 浸水想定区域外の建物 ・ 浸水想定区域内の建物の想定浸水深より上階
土砂災害		●	・ 土砂災害警戒区域外の建物 ・ 土砂災害警戒区域内の利用に際しての注意を条件にした堅牢な建物（安全な構造）
地震	●		・ 1 ha 以上の公園、空地などの屋外施設

津波	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域外の1ha以上(原則)の公園、空地などの屋外施設(津波避難場所) ・津波避難対象地域内の「新耐震基準に適合」「RC造又はSRC造」「3階以上」を満たし、一定の避難スペースを確保できる建物(津波避難ビル)
大規模火災	●		<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の公園、空地などの屋外施設(火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮)

【避難所の位置付け】

避難所種別	屋外施設	屋内施設	指定方針
避難所		●	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者を受入れるスペース、福祉避難室、救護室、物資保管・ボランティア詰所等スペースを有する建物
福祉避難所		●	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を要する要配慮者を受け入れるための施設

【避難行動イメージ】



(5) 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策

【担当局】総務局、教育委員会

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温・換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ・タイムラインの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等といった多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症等感染症への対応を適宜反映する。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の患者等の被災に備えて、平常時から、危機管理室との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、危機管理室との連携の下、対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月策定、令和5年5月改訂)の主な内容)

- ① フェーズ0 事前準備
 - ・感染対策を考慮した収容人員の確認
 - ・十分な避難所数の確保
 - ・体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
 - ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
 - ・適切な避難所運営を行うための体制の構築
 - ・住民への事前周知
- ② フェーズ1 避難
 - ・適切な避難先の提示
 - ・避難情報発令時の留意事項
- ③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営
 - ・避難所の開設
 - ・避難所の受入れ
 - ・避難所運営
- ④ フェーズ3 避難所解消

等

2 避難路を確保する

(1) 避難路の指定・整備

【担当局】総務局、都市局、土木局

【関係機関】各施設管理者

各地域と避難地、避難所を結ぶ避難路については、避難すべき区域内の市民等を迅速かつ安全に避難させる観点から指定し、避難路については、原則として次の道路等を指定する。

- ① 避難所に通じる概ね幅員4m以上の道路及び河川敷
- ② 緊急避難場所に通じる概ね幅員15m以上の都市計画道路

資料8-7「主な避難路位置図」参照

(2) 避難路の安全性確保

【担当局】政策局、土木局

【関係機関】各道路管理者

避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用して、避難路沿道の建築物不燃化を促進するほか、付帯構造物の耐震性強化を進める。

3 避難支援体制を整備する

(1) 避難方法等の周知

【担当局】総務局、消防局

避難指示等が発令された場合における避難場所等、避難すべき区域、避難の判断基準、及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、これら情報について市民への周知を図る。

また、「マイ・タイムライン」の作成の普及促進等により、「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ一人ひとりが自ら考えることを通じて、市民の避難意識の向上を図る。

(2) 避難誘導體制の確立

【実施主体】自治会・自主防災組織等

【担当局】総務局、消防局

自主防災組織や自治会による自主防災活動の中で、避難指示等が発令された場合における一時避難地や安全な避難経路、あるいは要配慮者等に対する避難誘導の支援者を具体的に決めるなど、地域ごとの避難計画の作成推進を図る。

また、福祉施設、事業所においても、災害時に安全な避難ができるように、各施設管理者に対して避難計画の作成を指導する。

(3) 広域避難体制の確立

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、関西広域連合広域防災局、近隣市

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

～震災復興の記録より～

一つには、避難所業務に携わる職員の多くも又自ら被災者であり、交通機関の寸断もあって直ちに従事できなかったところに、今後の避難所の初動態勢に大きな課題を残すこととなったことである。風水害のような予知可能なケースと全く異なる今回のような事態を想定してとは言葉はいえても容易ではない。防災計画のなかでの役割も認識していたとはいっても、初動期において、残念ながら組織だった機能はできていない。

こういう緊急大惨事のなかで初動期においては、職員一人ひとりが判断し処理していく行動力が求められたのである。

自分自身、あの日適切に迅速に行動したかと思うとき情けないがはっきり記憶がない。今になっても忸怩たる思いである。

二つには、防災計画のなかで避難所として学校がその拠点となって大きな役割を果たしていく又、いかなければならないということから、学校教育と避難所という視点で今一度考えておく必要があるのではないか。

被災を受けた人々のなかに多くの子供たちがいる。肉親を失い、友を失い、家を失い、ズタズタになった子供たちの心のよりどころが又、学校生活にあることを忘れてはならない。

学校が避難所になったことで子供たちは、目のあたりに大きなものを得、すばらしい行動力を見せてくれた。先生や被災者からも聞き、大変うれしかったことをおぼえている。

このことは、又、何物にもかえがたいことであるが、それとは別に今一度議論を深め、学校現場と避難所についてのマニュアルも大切だと考えている。

日がたつにつれ避難所において被災者の方、それを支援する地域のみなさん、ボランティア、他市からの応援、担当職員など多くの人々の支援協力によって避難所のなかに被災者を中心とする自治組織が生まれ、つらい苦しいなかにも平静さをとりもどしていった。

この自治組織が、避難所を少しでもよくしよう、みんなで助けあうという大きな役割を果たしたことは言うまでもない。

～震災復興の記録より～

当時の本市防災計画にもとづく避難所開設・運営は原則的には全て行政の責任において行うこととなっていたが、実際の避難所運営は個々の避難所によって色々な形があった。多くの避難所でボランティアがその中心的役割を果たしたと思われる。しかし、ボランティアの活躍にもかかわらず運営が円滑にできなかった避難所もある。ボランティア組織が確立されていない場合、ボランティア間の意見の食い違いや、避難者との軋轢等で避難所運営が行き詰まった例も見受けられた。ボランティア同士がまた地域住民と普段からの顔見知りでないことも原因であったのだろうか。学校避難所では、制度的には認知されていなかったが、教職員が多く役割を果たし、色々な困難はありながらも比較的安定した避難所運営が行われた。

こういった教訓を踏まえて、教職員が避難所業務に就くことが限定的ではあるが制度化された。また各地域に自主防災組織が次々と結成されたことは、大変有意義なことと思う。今後は行政職員、学校職員、地域自主防災組織、ボランティア等の役割分担と連携を図る基本的なシステムのもと、実際の場面で有効に機能するような訓練と意識づけが必要と考える。

第11節 備蓄体制等の整備

【基本計画】

災害時には、被災者や応急復旧作業従事者が必要とする食料や飲料水及び生活必需品の確保が困難になることが予想される。

そこで、最低でも3日以上を目標に各家庭、各地域における備蓄の充実を図るとともに、周辺都市や民間事業所からも食料・物資を円滑に調達できる体制確立に努める。

1 食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄・調達する

(1) 備蓄調達計画の策定と運用

【担当局】総務局、産業文化局

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等を定める備蓄計画を策定し、適切な食料、生活必需品及び資機材の備蓄を推進する。また、応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議しておく。

さらに、防災訓練等を実施する際、市民等と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用訓練を行う。

なお、各小学校等に備蓄している緊急用備蓄食料については、使用期限があるため、消費期限が満了になる前に有効活用するように、関係機関と調整を図る。

避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(2) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

【担当局】総務局

想定避難所生活者数の災害発生から3日分の非常用食料を地区防災ブロックの各備蓄庫及び地域防災拠点(中央運動公園、津門中央公園等)に分けて備蓄する。

【非常食料の備蓄量の目安】

上町断層帯地震及び南海トラフ巨大地震の被害想定結果に基づき、3日分の非常食料の備蓄を目安とし、個人備蓄と流通備蓄を含め、7日分の備蓄を目標とする。

資料9-1「備蓄倉庫及び備蓄一覧表」参照

(3) 事業所等への備蓄の要請

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、関係各局

事業所に対して、事業所在勤者を対象とした非常用物資の備蓄を要請する。

特に、福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする7日分程度の物資等の備蓄に努める。

(4) 発生時期及び時間帯等への配慮

【担当局】総務局、関係各局

災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で、適宜必要に応じた備蓄品目の検討選定を図る（冬季用の防寒用品、夜間用の照明等）。

【備蓄品目(例示)】

食料	粥、アルファ化米、乳児食（粉ミルク、調製粉乳、液体ミルク）
生活備品	寝具、身回り品、炊事用具、食器、日用品、 光熱材料（ガスボンベ・乾電池） 簡易トイレ、要配慮者向け用品、 女性用衛生用品、紙おむつ

(5) 要配慮者・食物アレルギー者等への配慮

【担当局】総務局、健康福祉局、子ども支援局、保健所

要配慮者・食物アレルギー者のほか、年齢、性別、障害等に配慮した備蓄物資の品目選定、供給体制を整える。

(6) 生活用水の確保

【担当局】総務局、環境局、各施設管理者

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を図る。

イ 井戸の活用

民間の井戸について、災害時に生活用水に利用できるよう、地域に開放してもらう「震災時協力井戸」として、所有者から標識設置等の協力を求める。

また、避難所である小学校等へ避難所井戸の設置を進め、災害時の生活用水として活用する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、ポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂の溜水、水道水の備蓄、雨水の貯留等により、各家庭にて生活用水の備蓄が行われるよう、市ホームページや広報紙、防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

(7) 調達・輸送体制の整備

【担当局】総務局、各施設管理者

【関係機関】関係機関、兵庫県、近隣市町

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者、協定締結者、近隣市町、県と十分に協議し整備強化を図る。そのため、事前に調達・輸送に関する協定を締結する。

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状

況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(8) 職員用の非常用備蓄物資の整備

【担当局】総務局

職員用の食料、防寒具及び衛生用品等の非常用備蓄物資の整備を行う。

(9) 衛生物資

【担当局】総務局

ア 備蓄、調達

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(ア) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計* など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など
避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*を含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

* 県で備蓄する衛生物資

(イ) 方法

コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行う。

イ 搬送等

被災者へ衛生物資を適正に配分する。

～震災復興の記録より～

経済部長をはじめ出勤していた数人の職員に「食料調達」を命じた。市内業者は被害を受けており、宝塚、三田方面まで買い出しに出かけた職員とは連絡が取れない。携帯電話を持たしてやれば、助かるのに…。かろうじて西宮浜の米穀業者で米の調達ができた。広域的な食料供給システムの必要性を痛感する。

ひっきりなしに「避難所」開設の連絡があるが、被災者を所定の避難所へ誘導したのではない。教育施設が多いが、市民施設、民間の幼稚園、神社、公園など被災者が駆け込んだところが「避難所」となった。マンションなど施設の安全性を確認しなければならない所もあった。男・女別、老人・乳児の別、ましてや病人の存否など全く不明。食料供給人員も概数しか分からない。全く統制が取れない。氏名の確認など望むべきもない。「管理者」の設置は必要だ！の思いを強くした。

交替要員のないまま連日連夜の作業は職員を疲労の極限まで追い込んだ。長期化する中、本来業務をもって被災者支援をしないと悔いを残す。支援活動も内容が変化し、食料の安定供給のためには日々変動する救援物資だけを当てにできなくなった。

そのため、独自で安定供給する体制、つまり食料の外部発注、受領、保管、配送というシステムとつくりと企画調整部と調達課の応援を得て、新しい「食料供給システム」を確立し、大部分の業務を業者委託することができた。この頃には供給事務の処理もコンピュータを利用しスムーズに行えるようになっていた。これで職員も休養をとり、本来の職場で被災者の対応に取りかかれる。遅きに失したとはいえ有り難い。

新しく、地上に「食料配送センター」ができたとき、そこでNVNの代表と、またボランティアの一人ひとりと握手し涙を流したことは忘れられない。

「救護活動」についても防災計画と全く違う展開があった。避難所では被災者が心身の故障で助けを求めている。保健環境部長から「何とかしなければ！」との問題提起があり1月19日の本部会議に諮り、即活動することになった。この気持ちが西宮保健所、西宮市医師会、NGOなどとの連携プレーの中で、計画・マニュアルがないにもかかわらず救護所開設、医療チームの編成、2次避難所の設置などを可能とした。

いずれも人間として、公務員として何とかしないと…という純粋な気持、これが自らが被災者であるにもかかわらず、家族・家庭を顧みる暇もなく、ボランティアの方々に励まされ、助けられながら、体力の限界まで自分を追い込んで「仕事」をさせたのであろう。

この気持ちを大事に持ち続けて欲しい。そして、これらの人々の気持ちを生かすようにあって欲しい。

～震災復興の記録より～

この度の震災に対し、全国の方々から心暖まる救援物資ゆうパック（郵便小包）を約20万個頂いた。

しかし、ゆうパックを解いてみると、すでに腐っていたり、こわれていたり、また、前述のように破れたものであったり、汚れたもの等様々なものが混入していたため、そのままを直接被災者に配布することができなかった。このため、多くの人手と時間をかけて、一度ゆうパックを解き、中身を点検し、整理する必要があった。

全国のどこかで、今回と同じ規模の地震が起こらないとも限らない。その時、我々が経験したことと同じ苦労をしないために、気のついたことを下記に記す。

(1)被災地にゆうパックを用いて個人的に救援物資を送る場合

(イ)腐るような食べ物、つぶれたり、割れたりする品物は送らない。

(ロ)いろいろの物品を混ぜこぜにせず、単品で送る。

(ハ)ゆうパックには、品物名、数量等中身が一目でわかるよう表記する。

(2)個人で送るより、近所、グループ、団体等で取りまとめて整理し、(1)の方法で送る。

(3)可能なら、もっと大きい組織（例えば市単位、地域単位等）でまとめ、送る。

被災者の支援のために現地に行くことも必要であるが、逆に、被災地で時間や人手を可能な限り省くことも、被災地の支援になる。

アメリカで「救援物資は第二の災害である」といわれていると聞いたことがある。この言葉は、救援物資を送っていただいた方々には大変失礼なことであるが、ある意味では言い当てているような気がする。救援物資を頂く方の身になって、送ることも必要ではないかと思う。

～震災復興の記録より～

災害対策本部では応援部隊として、全国から送られてくる支援物資を市役所前で受け付ける仕事に携わった。

防災計画は、これほど膨大な支援物資は想定しておらず、受入れ体制の細かい定めはなにもなかった。支援物資は飲料、食料、衣料、医薬品等々多種多様であり、それらの配分方法もすぐに決められるものでもなかった。運んでくる車も多様だったが、多くは10トン車のような大型であり、市役所前は駐車場がなく、駐車させる場所に苦労した。

こうした事態は、あらかじめ定められた組織や、権限によって対処することが難しい。担当がだれとか、権限がどうか言っておれない事態である。職員一人一人がその時の状況を判断し、役割を果たして行くしかない。まさに個人の力量が問われた事態であり、そういった意味で反省しきりである。

なお、早朝、夜中にわたり他市町の職員やボランティアの人たちには大変お世話になった。心からお礼申し上げる。

第12節 家屋被害認定士制度等の整備

【基本計画】

今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士等を育成する。

1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

大規模な地震により被災した建築物の連続地震や余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導のもと、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

2 被災宅地危険度判定実施体制の整備

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

大規模な地震により被災した宅地の連続地震や余震等による崩壊から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、県及び兵庫県宅地防災推進協議会と連携し、職員や市民、建築関係事業者等に対して、県等が行う危険度判定講習会への受講を推奨し、被災宅地応急危険度判定士の養成に努め、被災した宅地に対する危険度判定実施体制の整備を推進する。

また、危険度判定に必要な技術マニュアル、判定時に必要な資機材や備品の整備、近隣市町との広域相互応援協定の締結等、実施体制の整備に努める。

3 家屋被害調査体制の整備

【担当局】財務局

【関係機関】兵庫県

県が行う家屋被害認定士養成研修を通じて、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、円滑に家屋被害調査を実施できる体制の整備を推進する。

第13節 廃棄物対策の充実

【基本計画】

大規模な地震災害や水害などの災害に伴い発生する災害廃棄物や、避難所などから発生する一般ごみやし尿を迅速かつ適正に処理することは、市民の生活基盤の早期回復と生活環境のすみやかな復旧を図るために欠かすことはできない。しかし、災害時に発生する災害廃棄物はガレキや水分が多く含まれるなど、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量の面で大きく異なるものと想定される。さらに、阪神・淡路大震災の時のように、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平時の一般廃棄物を含めて、その収集運搬や処理を行なうことが困難となる事態も想定される。

そこで、本市では、震災や過去の水害を教訓とした「西宮市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物処理体制の充実を図る。

1 廃棄物処理相互応援体制を整備する

【担当局】環境局

災害廃棄物等の処理の応援を要請する県、他の市町、関係団体について、あらかじめ応援協定の締結を図ること等により連携を強化し、相互協力体制の充実を図る。

市のみでの対応が困難なときは、県と各市町及び一部事務組合が協力して災害廃棄物を円滑に処理するための「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、応援を求める。

また、被災状況により必要に応じて、知事に自衛隊の応援を要請する。さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域と指定された場合で、市による災害廃棄物の処理が困難な場合、市長からの要請により環境大臣が災害廃棄物の処理代行を行う。

災害用仮設トイレの整備については、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。あわせて、仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。

なお、災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

資料3-2 「災害時における相互応援協定」参照

資料3-5 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」参照

資料3-7 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」参照

2 災害廃棄物処理計画を更新する

【担当局】環境局

災害によるごみやし尿の処理を迅速に行うため、国の「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、一般廃棄物処理計画の特別計画として災害を想定し策定した「西宮市災害廃棄物処理計画」について、必要に応じて更新を行う。

【災害時に発生する廃棄物】

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

- ①生活ごみ：家庭から排出されるごみ
- ②避難所ごみ：避難所から排出される容器包装や段ボール、衣類等のごみ。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
- ③し尿：仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
- ④災害廃棄物：市民が自宅を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下のa～lで構成される。
 - a.可燃物/可燃系混合物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
 - b.木くず：柱・はり・壁材などの廃木材
 - c.畳・布団：被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
 - d.不燃物/不燃系混合物：分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
 - e.コンクリートがら等：コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
 - f.金属くず：鉄骨や鉄筋、アルミ材など
 - g.廃家電（4品目）：被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
 - h.小型家電/その他家電：被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
 - i.腐敗性廃棄物：被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
 - j.有害廃棄物/危険物：石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
 - k.廃自動車等：自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
 - l.その他、適正処理が困難な廃棄物：ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

(1) 震災によるガレキ発生量の推計

ア 算出方法

災害廃棄物量は、可燃物と不燃物に分けて、それぞれ集計する

[算出式]

$$Q1 = s \times q1 \times N1$$

Q1；がれき発生量

s；1棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)(m^2 /棟)

q1；単位延床面積当たりのがれき発生量(原単位)(t/m^2)

N1；解体建築物の棟数(解体棟数=全壊棟数)(棟)

※ 1棟当たりの平均延床面積は、木造 $109.6m^2$ 、非木造 $474.1m^2$ とする。(「西宮市統計書(平成27年度版)」より)

※ 単位延床面積あたりのがれき発生量(原単位)(t/m^2)は、以下のとおりとする。

※ 全壊建物の解体棟数は、全壊棟数とする。

※ 焼失建物は木造とし、平均延床面積および原単位は、木造建物の値を採用する。

木造可燃物	木造不燃物	非木造可燃物	非木造不燃物
0.194	0.502	0.1	0.81

イ 災害廃棄物等予測量

(上町断層帯地震)

可燃物	317,012t
不燃物	1,489,220t
災害廃棄物量合計	1,806,232t

※県公表「内陸活断層による地震(上町断層帯地震)」被害想定における建物被害データを用いて、南海トラフ巨大地震地震の計算手法により西宮市で再計算したもの

(南海トラフ地震)

可燃物	20,383t
不燃物	109,207t
災害廃棄物量合計	129,590t
津波堆積物重量	332,632~532,211t

※平成26年6月県公表「南海トラフ巨大地震津波被害想定」データより引用

(2) 一般ごみの推計

過去の災害時では、一般ごみ量は平時とほぼ同等となっており、平時と同量のごみが発生するものと想定している。

区分	H25年実績	H30年推計	R5年推計
人口	486,145人	492,951人	491,850人
一般ごみ	150,703t	146,742t	142,769t
粗大ごみ	5,160t	5,333t	5,383t
資源ごみ	9,619t	8,585t	7,557t
合計	165,482t	160,660t	155,709t

※出典：「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年度）

(3) 粗大ごみの推計

ア 算出方法

- ・全壊建物からの粗大ごみ量＝全壊建物総数×1.03t
- ・半壊建物からの粗大ごみ量＝半壊建物総数×1.03t×0.6

イ 粗大ごみ予測量

上町断層帯地震の被害想定から、災害時に増加するものと予想される粗大ごみ量を示す。

被害建物	粗大ごみ量
全壊棟数 12,817棟	13,202t
半壊棟数 17,050棟	10,537t
合計	23,739t

(4) 廃家電の推計

ア 算出方法

- ・対象棟数：全壊数＋半壊数×0.6

イ 廃家電排出量の推計

粗大ごみのうち、廃家電の量を示す。

家電製品	対象棟数	台/棟	台数	重量/台 (kg)	重量 (t)	容積/台 (m ³)	容積 (m ³)
エアコン	23,047	2.5	57,618	40	2,305	0.24	13,828
テレビ		2.4	55,313	30	1,659	0.21	11,616
冷蔵庫		1.3	29,961	80	2,397	0.65	19,475
洗濯機		1.2	27,656	40	1,106	0.32	8,850
合計					7,467		53,769

※各原単位は、いなべ市災害廃棄物処理計画による

(5) 適正処理が困難な廃棄物

ア 適正処理が困難な廃棄物の範囲

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、有害廃棄物等市の施設では適正な処理が困難なものをいい、市で収集しない物を次に示す。

【市が収集しない処理困難廃棄物】

区分	品目
有毒性物質を含む物	PCB、アスベスト含有物、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性薬品の容器、強酸性・強アルカリ性の物質
危険性のある物	揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー等）、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
容積・重量・長さが著しく大きい物	ピアノ、オートバイ、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機
電気機器類	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン（重量が1kg以下の物を除く）、衣類乾燥機
著しく悪臭を発生する物	
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

イ 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階から適切な処理方法を市民に広報する。また、相談窓口を設け、平時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。

家電リサイクル法による家電4品目は、平時同様に業者に引き渡すよう指導するが、災害廃棄物処理事業の補助対象となった場合は市が収集・処理を行う。

不法投棄等で適正処理が困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

(6) し尿排出量の推計

し尿排出量 = 53,007人 × 1.4 ℓ / 日 = 74.2k ℓ / 日

(1.4 ℓ / 日 : し尿処理施設構造指針解説による)

※被害想定災害「内陸活断層による地震（上町断層帯地震）」

(7) 津波堆積物の推計

津波堆積物 = 332,632 ~ 532,211t

※被害想定災害「南海トラフ巨大地震」

～震災復興の記録より～

震災復興にあたって、倒壊家屋の迅速な処理は最も大切な第一歩である。そのため、今回、国の方針によって公費による家屋解体が実施され、西宮市において急速な市街地の整理が実現した。しかし、それが実行できたことについては、「甲子園浜」という巨大な仮置場の存在があったことを忘れてはならない。もし、甲子園浜仮置場が無かったら、西宮市の復興は今よりずっと遅れていたに違いないからである。

第14節 要配慮者支援対策の充実

【基本計画】

災害発生時に何らかの配慮が必要な者「要配慮者※」に対する支援の検討を進める。支援を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点への配慮が必要である。

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に沿って整理すると、

- ① 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中で障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

となる。このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。また、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための計画を「個別避難計画」という。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供する。

また、現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供する。

※要配慮者は高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児・児童・生徒、外国人等を指す。なお、病人、旅行者など、上記の者と同様になんらかのハンディキャップがあると考えられる者に対しても、災害時の状況に応じて柔軟に対応する。

1 要配慮者の避難支援指針を策定する

(1) 要配慮者支援の検討体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

災害発生時に、円滑な要配慮者対策を平時から検討及び実施するため、市及び関係機関による「西宮市要配慮者支援連絡協議会」を設置し、情報共有及び支援体制の検討を行う。

(2) 要配慮者支援指針の策定

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)、及び県の「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市要配慮者支援指針」を基に支援対策の推進を図る。

2 要配慮者支援の意識を啓発する

(1) 要配慮者自身の備えの充実

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

要配慮者自身の備えを促すため、次の事項について実施を検討する。なお、被災地で安定して電源を確保できるよう、医療機器の利用者に対して、市の保健師のほか訪問看護ステーション等に協力を得て予備バッテリーの用意を啓発する。

- ① 地域の防災訓練への参加
- ② 避難行動等に要する防災備品の常備
- ③ 避難経路、緊急避難場所の確認
- ④ 支援内容を記載した防災カードの作成
- ⑤ 災害情報を入手する情報機器等の設置

(2) 要配慮者支援意識の向上

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

要配慮者への支援については、パンフレットの作成・配布や防災講習会の開催等により、市民等に支援の必要性、支援方法等を啓発するとともに、自主防災組織等には、地域の自発的な取組の促進を働きかける。

(3) 防災訓練の実施

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

ア 在宅の要配慮者に対する防災訓練

要配慮者の参加を得て、地域ぐるみの避難訓練等を実施することにより、実効性のある支援体制の確立を図る。

イ 施設の要配慮者に対する防災訓練

要配慮者が利用している施設は、災害が発生したときの緊急避難場所、避難誘導方法等に関する計画を策定し、定期的に防災訓練を実施するよう努める。

なお、夜間訓練や夜間を想定した訓練、災害の規模等を考えた訓練など、内容を工夫することにより、画一的な防災訓練にならないよう留意する。

3 避難行動要支援者の情報を把握する

(1) 避難行動要支援者の把握

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市民生委員・児童委員会

関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報をもとに、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

「避難行動要支援者」とは、要配慮者において自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者のことで、自宅で生活している者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で避難支援団体が支援の必要を認めた者

（2）避難行動要支援者データベースの構築

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

収集された避難行動要支援者の情報をデータベース化し、「西宮市要配慮者情報管理システム」により一元的に管理する。

なお、避難行動要支援者名簿は市民の転入・転出事務のほか、各所管課が職権により、随時登録実態の把握し、更新を行う。

【避難行動要支援者名簿に記載する情報】

- ① 固定情報
対象者氏名、住記番号、生年月日、性別
- ② 変動情報
対象者住所、年齢、電話番号、民協校区、避難支援を必要とする理由、
避難支援団体、同意の有無

（3）「地域避難支援制度」登録者名簿の作成・管理

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

避難支援団体が受け持つ地区範囲の避難行動要支援者に対し、「地域避難支援制度」への登録勧奨を行い、同意を得られた者について登録名簿を作成する。（同意・手上げ方式）

登録者名簿を新規に作成したとき及び更新を行ったときは、速やかに必要となる範囲の名簿を支援団体及び避難支援等関係者に提供する。

名簿の提供を受けた避難支援団体及び避難支援等関係者の代表者は、支援以外の目的での使用や紛失がないよう、それぞれの所管分を厳重に保管する。

関係者へ提供する情報については、次の情報を基本とする。

【「地域避難支援制度」登録者名簿に登録する情報】

- ① 固定情報
 - ・対象者氏名、生年月日、性別
- ② 変動情報
 - ・対象者住所・電話番号、同居の有無、年齢、緊急連絡先
 - ・自力で避難が困難な理由
 - ・配慮が必要な事柄
 - ・避難支援団体

(4) 個人情報の取扱い

【担当局】総務局、健康福祉局、子ども支援局、消防局

避難支援団体に登録者名簿等の個人情報を提供する場合には、個人情報保護に関する確認書等の提出を条件とする。そして、名簿を作成する際には、複写防止用紙を使用する、目的に応じて必要最低限の情報を共有する、情報を提供する相手方を特定する等十分に配慮を行う。

また、避難支援団体及び避難支援等関係者は、登録者名簿等の提供を受けたときは、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- イ 第三者へ名簿情報を提供しないこと。
- ウ 名簿情報は原則として複製及び転写をしないこと。
- エ 名簿の紛失等がないように適正な管理下に置くこと。
- オ 避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- カ 原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- キ 避難支援団体において、団体の代表者以外の者が避難支援者となる場合は、当該避難支援者が受け持つ要配慮者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

なお、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告すること。

4 避難行動要支援者の避難を支援する体制を確保する

(1) 地域での避難支援団体の構築

【担当局】総務局、健康福祉局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、西宮市民生委員・児童委員会

自力での避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、支援活動の範囲内における対象者等を提示し、民生委員・児童委員や自主防災組織、自治会をはじめとする地縁団体を中心に、地域での避難支援団体の構築を進める。

また、支援体制の構築等に当たっては、地域で活動するその他の各種組織、団体の参画を促す。

【避難支援団体等となる者の例】

- ①避難支援団体
自主防災組織、自治会、マンション管理組合、社会福祉協議会、地元企業
- ②避難支援等関係者
消防局、警察署、民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会、避難支援団体

資料7-6「避難支援団体登録状況」参照

(2) 避難支援者の選定に関する検討

【担当局】総務局、健康福祉局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

避難支援団体による避難支援が必要と判断された避難行動要支援者については、地域の避難支援団体において対象者1人につき、市民等の中から避難支援者をあらかじめ定め、災害情報の伝達や避難支援を行うよう努める。

【避難支援者の選定方法(例)】

- 避難行動要支援者本人が指定したときは、その者を避難支援者とする。
- 本人の指定がなかったときは、地域の避難支援団体が、避難行動要支援者本人の意向を踏まえた上で、避難行動要支援者と避難支援者を結びつける。
- 避難支援団体による広報ビラを各戸配布する等して協力の呼び掛けも行う。

5 避難行動要支援者の個別避難計画を作成する

(1) 個別避難計画作成を支援するための体制整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、福祉専門職の職種団体

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者ごとに市町村が作成主体となり「個別避難計画」を作成するように努める。

個別避難計画を実行性のある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業、NPO等、様々な関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、地域特性等に留意する。

ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

(2) 個別避難計画の作成

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、福祉専門職の職種団体、地域支援団体

地域におけるハザードの状況や当事者の心身の状況、独居等の居住実態などを総合的に勘案し、優先度の高い人から順に作成を進める。災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な計画となるように努める。

ア 市が主体となって作成する個別避難計画

庁内においては防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどに関連する部署、庁外においては、介護支援専門員・相談支援専門員などの福祉専門職や地域の医療・介護・福祉などに関する職種団体等と連携し、作成を進める。

イ 本人、家族、地域支援団体が主体となって作成する個別避難計画

家族等による支援が得られない等、自力避難が困難で避難支援者が必要な者について、本人やその家族、又は地域支援団体が連携し、作成を進める

6 要配慮者に対する情報伝達体制を確立する

(1) 情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、政策局、消防局

災害情報及び避難情報等が正確に伝達されるよう、インターネット、ケーブルテレビの活用等、要配慮者の態様に応じた伝達に努める。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

【情報伝達手段(例)】

対象者	手段(例)
視覚障害者	広報車、防災スピーカー、緊急告知ラジオ、コミュニティ FM
聴覚障害者	にしのみや防災ネット、インターネット、テレビ、ケーブルテレビ、点滅灯、掲示板
肢体不自由者	広報車、防災スピーカー等による音声情報、掲示板等による文字情報

(2) 広報実施体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、政策局、消防局

災害に関する広報を迅速に行うために、広報車、広報紙、避難所への掲示、防災行政無線、コミュニティ FM、インターネット、テレビ、ケーブルテレビ等のあらゆる広報媒体の協力を得る体制づくりを推進する。また、自治会、自主防災組織等を通じて迅速かつ的確な広報活動を行う体制づくりも推進する。

さらに、緊急災害時放送への字幕の挿入などについて、報道機関の協力を得られる体制の整備を図る。

(3) 要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、教育委員会

災害時において緊急情報を発令する際に、要配慮者利用施設等に対して一斉電話配信システムなど電話を用いた直接伝達を行うなどの情報伝達体制の整備充実を図る。

7 要配慮者のための避難環境を整備する

(1) 福祉避難所での受入れ

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

職員又は保健師の巡回等により、一般の避難所での生活が困難であると認められた要配慮者は、福祉避難所で受入れる。福祉避難所への移送手段については、民間事業者との応援協定等を進める。

資料8-1「避難所等」参照

(2) 社会福祉施設・介護保険事業所等との協力体制の検討

【担当局】 総務局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】 西宮市社会福祉協議会、西宮市社会福祉事業団、民間福祉施設

社会福祉施設や介護保険事業所等は、入所者や利用者の保護はもとより、災害時の一時避難所としての役割が期待されるため、県とともに、市民等や自主防災組織等と社会福祉施設との間で、施設機能を低下させない範囲内で要配慮者等を優先的に受け入れてもらうための協力体制の構築や受入に関する災害時応援協定を進める。

また、災害時には、多くの要配慮者の受け入れや社会福祉施設が被害を受けることが見込まれるため、近隣市町・社会福祉施設との間で相互応援体制を構築することも検討する。

(3) 避難所のバリアフリー化

【担当局】 教育委員会、市民局、各施設管理者

学校等の避難所については、平時より段差解消のためのスロープを設けるなど、バリアフリー化の推進を図る。

【避難所におけるバリアフリー化対策(例)】

- 身障者用トイレの設置
- スロープ、手すりの設置
- エレベーターの設置 等

(4) 社会福祉施設等の対応力の強化

【担当局】 総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取組を進めるよう、啓発に努める。

(5) 難病患者等への支援体制の整備

【担当局】 総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

県及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、災害時に避難入院先の確認や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができる体制整備に努める。

(6) 要配慮者の物資等の備蓄

【担当局】 関係各局

要配慮者の生活に必要な食料品、生活用品等の確保を図る。

【備蓄物資等(例)】

種類	物資(例)
食料品	粥・流動食品、粉ミルク、離乳食、野菜ジュース、野菜スープ等
生活用品	車いす、杖、老眼鏡、補聴器、紙おむつ(乳幼児用、大人用)、簡易トイレ
その他	哺乳瓶、カセットコンロ、医薬品、衛生用品、ホワイトボード、パーティション等

8 外国人等への支援対策を強化する

(1) 外国人への普及啓発等

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

外国人の住民登録の機会等を活用して、居住地の災害危険性や防災体制等に関する情報の提供に努める。また、市内で生活する外国人に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の作成・配布のほか、市ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃から外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知を行う。

(2) 多言語化表示の推進

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進するほか、理解可能な方法により、事前に必要な情報を伝達しておく。

(3) 市対応体制の整備

【担当局】総務局、政策局

【関係機関】西宮市国際交流協会

平時から、県、西宮市国際交流協会、外国語ボランティア等と連携して、災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

また、災害時における通訳等語学ボランティア活用体制や多言語の印刷物による情報提供等広報体制の整備、災害時における相談窓口の設置マニュアル等の整備等も推進する。

(4) 観光客への対策

【担当局】総務局、産業文化局

観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。

また、災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

9 在宅医療患者への支援を整理する

(1) 在宅患者への対応の検討

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、保健所

在宅介護・看護事業者と協働し、在宅療養患者への災害時の安否確認や避難後生活の支援体制の構築を進める。

第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【基本方針】

阪神・淡路大震災では、全国から駆けつけた災害ボランティア、被災地域の災害ボランティア団体、行政機関（西宮市）が連携した「西宮ボランティアネットワーク」（NVN）※が設立され、「西宮方式」と呼ばれる民間と行政の一体化した救援活動が行われた。その後、全国各地で発生した災害でも、災害ボランティアが、生活の支援や復興に大きな役割を果たしているが、災害ボランティアと市民等との間の信頼関係や、災害ボランティアによる活動範囲について、日頃から活動環境や活動体制を整備しておくことの重要性が指摘されている。

このため、本市では、阪神・淡路大震災における教訓や現在の市内の災害ボランティアの活動状況等を踏まえながら、災害時のボランティア活動を円滑に行うことができる体制を整備する。

※現在は、「NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク」（NVNAD）として活動中。

1 災害ボランティア活動ネットワークを強化する

（1）災害ボランティア活動の検討体制の整備

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

災害ボランティア支援の主体となる災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる西宮市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等だけでなく中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めて、日頃から相互にコミュニケーションを取り合うことで「顔の見える関係」を構築し、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。

また、各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、これまで関係各部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施していた研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

（2）災害ボランティア活動指針の策定

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

県の「災害ボランティア活動指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「西宮市災害ボランティア活動指針」を基に災害ボランティア活動の推進を図る。なお、この活動指針については、策定後も適宜更新を実施し、内容の充実を図る。

2 災害ボランティアの育成を支援する

（1）災害ボランティアに対する訓練・研修の実施

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市及びボランティア関係機関は、平時より協力して、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、各種研修、訓練等の実施により、市民の災害ボランティア意識の普及・啓発を図る。

【訓練・研修の内容】

① 研修・講習会

- 災害現場で実績のある災害ボランティアや防災専門家等を講師に招いた講演会等の開催
- 防災関係機関が実施する災害ボランティア関係研修・講習会等への関係職員の派遣
- 災害ボランティア支援マニュアル等を活用した勉強会の実施
- 西宮市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関への防災に関する研修の実施

② 訓練

- 市総合防災訓練等での、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施
- ボランティア関係機関との災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- 避難所運営に関する訓練

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会を開催し、災害ボランティアコーディネーターの育成支援に努める。また、講習会等の講師の依頼、市が開催するイベントでの登用などを通じて、平時から災害ボランティアコーディネーターに活動の場を提供するよう努める。

その他、ボランティア関係機関等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネーターを体験させる。

(3) 地域防災サポーターの登録

【担当局】総務局

西宮市地域防災サポーター登録制度により、災害発生時における応急活動等を支援する団体・企業ボランティアの登録を行う。地域防災サポーターは、地域団体・企業等が、災害時には、地域における被害の軽減や被災者の生活支援、社会基盤の早期復旧のため、また、平常時には、地域の防災活動に協力するために、人的・物的資源を活かしたボランティア活動を行う。

【協力内容】

- 労務、技術、資機材等の提供
- 飲料水、日用品等物資の支援
- その他災害対策および地域防災活動に必要な支援協力

3 災害関連 NPO との連携強化を図る

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会、災害関連 NPO

市は、大規模な災害発生時には、災害関連 NPO 等が持つ専門的なノウハウやネットワークの力が非常に有効となるため、平時から各団体と協議及び連携するとともに、協働事業の実施などを通じて、自主防災組織等との防災ネットワークの形成を図る。

～震災復興の記録より～

総務局は、地域防災計画においては「動員部」として職員の招集、配置等後方支援が担当業務であるが、この度の震災においては、この他にボランティアあるいは他の自治体からの応援職員の受入の窓口となった。

待ったなしの救助・救援業務は膨大な量で、ボランティアの方々の応援なくして対応できなかったことを思うとき、厚くお礼を申し上げる次第である。

その後、本市ではボランティアの協力により、2月1日には「西宮ボランティアネットワーク(NVN)」が組織化され、行政と連携しながら、ボランティアの受付、コーディネートなどをボランティア自体が自主的に行っていただけの体制ができあがった。

このことは、ボランティアと行政が比較的うまくいった例として「西宮方式」と呼ばれ評価されているが、これもボランティアの方々のおかげと感謝している。

また、他市からの職員の応援についても、3月末までの短期の応援として、兵庫県内はもとより全国の自治体から202団体、延べ12,659人の方々がかけつけていただき、食事・宿泊場所もお世話できない状況の中で、ごみの収集、避難者への給水、家屋危険度判定業務、被災証明の発行等救援業務を助けていただいた。

災害発生時の初動体制のあり方、とくに職員との関係においては、職員への情報伝達、指揮・命令等役割と責任体制、防災マニュアルの作成、仮眠場所の確保、職員の健康管理等、反省すべき点も多く、今後の貴重な教訓として生かしていかなければならないと考えている。

行政とボランティアとの連携、いわゆる“西宮方式”だった。これによりボランティアのネットワーク化がなされ、彼らのノウハウが発揮されることになった。行政側は情報提供と後方支援に徹した訳である。

震災でできあがったボランティアとの連携、これは市民に対する“更なる心の支援”をも手に入れたに等しいと思う。震災で、多くの人や物を失った我々だが、行政に携わる者であるからこそ、いざという時に頼れる、目には見えない大きな心の支援・ふれあいを得た事は、今後も忘れてはならない大きな財産として残してゆかなければならない。

第16節 水防対策等の充実

【基本方針】

水災による被害の軽減を図るため、危険区域の把握・事前周知を図り、浸水想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の措置を実施する。

1 洪水・雨水出水・高潮災害対策を推進する

(1) 洪水・雨水出水・高潮災害に関する市民への啓発

【担当局】総務局、上下水道局

【関係機関】兵庫県

ア 洪水災害に係る危険区域の把握・事前周知

水防法に基づき県が、洪水予報河川、水位周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川について、浸水想定区域を指定した際は、市は、該当区域及び浸水想定水深等に関する情報について、ハザードマップ等、市ホームページ、市政ニュース等により、周辺地域の住民等へその危険性や避難方法等を周知する。また、周辺地域の住民等に対し、災害前兆現象の通報等の住民自身による積極的な自主防災行動を促すよう図る。

イ 雨水出水災害に係る危険区域の把握・事前周知

水防法に基づき県又は市が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域を指定した際は、市は、該当区域及び浸水想定水深等に関する情報について、ハザードマップ等、市ホームページ、市政ニュース等を通じて、周辺地域の住民等へその危険性や避難方法等を周知する。

また、周辺地域の住民等に対し、災害前兆現象の通報等の住民自身による積極的な自主防災行動を促すよう図る。

ウ 高潮災害に係る危険区域の把握・事前周知

水防法に基づき県が、水防法に基づく、水位周知海岸について、高潮浸水想定区域を指定した際は、市は、該当区域及び浸水想定水深等に関する情報について、ハザードマップ等、市ホームページ、市政ニュース等を通じて、周辺地域の住民等へその危険性や避難方法等を周知する。

また、周辺地域の住民等に対し、災害前兆現象の通報等の住民自身による積極的な自主防災行動を促すよう図る。

エ 地下施設等の危険性の周知

地下施設では地上の気象等の情報把握が困難であり、避難時の危険性も高くなるなどの可能性があるため、市は、市民に対して、洪水時における地下施設等の危険性に関する周知・啓発に努める。

また、地下施設の所有者、管理者等に対し、洪水発生の恐れがある場合での円滑かつ迅速な避難について指導・啓発に努めるとともに、豪雨時等には必要な防災情報の把握に努めるよう啓発する。

(2) 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

【担当局】総務局、政策局、健康福祉局、こども支援局

【関係機関】兵庫県、関係機関

ア 情報収集体制の整備

気象庁等からの洪水・高潮・津波情報及びフェニックス防災システム（兵庫県水位予測システム、兵庫県河川情報システム、川の防災情報、兵庫県海の防災情報）等、あるいは市民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。

イ 水防体制の強化・充実

水防計画に基づき、水防管理団体間での連携体制及び水防に必要な資機材・設備の整備を推進し、並びに災害警戒本部及び災害対策本部の組織運用について強化に努める。

ウ 市民等への情報伝達体制の整備

市民等の避難のため、収集した情報を、広報車、市ホームページ、SNS、エリアメール、自主防災組織・自治会連絡網等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

また、緊急時に一斉同報可能な防災行政無線等により周知を行う。

エ 避難体制の整備

洪水・高潮・津波災害の発生が予測あるいは覚知された場合に、関係住民に対し、避難指示等を行い、安全な避難への誘導が行える体制を整備するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、洪水・高潮災害等の複合的な災害が発生することを考慮する。

また、浸水災害発生時に徒歩での避難が困難と予想される場合については、一時的に待避できる避難体制の整備を推進する。なお、本市で指定している津波避難ビルは洪水による避難勧告時での一時避難にも使用することとしている。浸水が終息し避難行動の安全性が確保された段階で、避難所等へ避難する。

オ 応急対策体制の整備

県及び市は、洪水・高潮・津波災害発生時における応急対策活動に必要な人員、資材の確保等に関し、市内建設業者等と応援協定締結を推進し、緊急時に即応できる体制を整備する。

資料5-1「災害時応援協定一覧（民間機関等）」参照

(3) 浸水想定区域における災害防止対策

【担当局】総務局

【関係機関】兵庫県、関係機関

水防法第14条及び第15条に基づき、浸水想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難確保を図るため、洪水予報等の伝達方法や避難場所等、その他必要となる事項を定める。

(4) 道路・地下施設・要配慮者利用施設の浸水防止対策等の推進

【担当局】土木局、上下水道局、総務局、消防局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会、保健所

【関係機関】国、兵庫県、対象施設管理者

ア 道路冠水による事故防止対策の強化

近年の都市型短期集中豪雨にて、道路のアンダーパス部が冠水し、車両が水没する事故が多発している。そのため、以下の点に留意し、各道路管理者と協働して、予防対策を推進する。

【アンダーパス部における留意点】

●監視体制の強化

気象情報の収集及び初動体制の強化だけでなく、必要に応じ水位監視装置及び冠水情報板等の設置を検討し(西宮市管理の車道アンダーパス部については、平成21年度迄に冠水情報板を設置済)、各道路管理者による通行止め等の措置や道路利用者への情報提供を適切に実施する。

●関係機関との協力体制の強化

アンダーパス部等の局部的に低い区間について、各道路管理者相互、及び防災関係機関とで、情報共有体制を確立し、迅速な各種応急対策を実施できるよう、協力関係を強化する。

●冠水可能性箇所の周知

各道路管理者及び防災関係機関は、アンダーパス部等の局部的に低い区間について、豪雨時には冠水する可能性がある旨を、様々な啓発活動及び広報媒体を通じて周知に努める。

資料8-11「ポンプ場配置一覧」参照

イ 地下施設(地下街、地下駐車場等)における浸水防止及び避難対策

地下街や地下駐車場等の閉鎖空間では、集中豪雨などにより浸水が始まれば、施設内水位の上昇が早く、避難時の危険性も高いことを考慮し、地下施設の所有者、管理者等に対して、地下施設計画時における浸水防止対策(止水板の設置や進入路を道路より高くするなど)と、豪雨時等の防災情報の把握、洪水時の円滑・迅速な避難について指導・啓発に努める。

なお、水防法第15条第1項第3号で規定される浸水想定区域内の地下施設等については、洪水時の避難の確保状況などについて調査を行い、必要により本計画にその名称、所在地を記載して対策を行う。

資料12-5「浸水想定区域内の地下街等」参照

ウ 要配慮者利用施設の浸水防止及び避難対策

水防法による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設、学校)に対しては、洪水時には特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、施設の名称・所在地を把握して、洪水時の避難のための情報伝達体制等を整備する。

資料12-7「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

2 浸水対策を充実させる

(1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院、教育委員会

洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸、雨水出水の損害による公共下水道等の排水施設について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条の規定に基づき、少なくとも当該浸水想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、次に掲げる措置を実施する。

ア 浸水想定区域内の施設名称及び所在地

水防法第15条の規定に基づき、措置を実施する対象者は、「地下街等」「要配慮者利用施設」「大規模工場等（市条例で定める基準に該当する施設のうち申出があったもの）」とする。

資料 12-5 「浸水想定区域内の地下街等」参照

資料 12-6 「浸水想定区域内の大規模工場等」参照

資料 12-7 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

イ 避難場所及び避難路その他に関する事項及び避難訓練・浸水防止活動等の実施に関する事項

(ア) 地下街等

地下街等の所有者、又は管理者は、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画・浸水防止計画」）を作成するとともに、自衛水防組織を設置する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を、市長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき、避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施する。

(イ) 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成する。また、自衛水防組織の設置に努める。

計画の作成及び自衛水防組織を設置した際は、市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(ウ) 大規模工場等

大規模工場等の所有者、又は管理者は、洪水時における浸水の防止を図るとともに、必要な訓練その他の措置に関する「浸水防止計画」の作成、及び自衛水防組織の設置に努める。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を、市長に報告し、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

ウ 洪水予報、避難指示等の伝達方法

アで定めた浸水想定区域内にある施設の所有者又は管理者、及び自衛水防組織の構成員に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な確保が図られるよう、次のとおり情報を伝達する。

(ア) 伝達する情報

洪水予報、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

(イ) 伝達手段

「第3編第2章第3節第4款 災害情報の収集・報告」、「第3編第3章第4節第1款 避難の実施」による。

エ 浸水ハザードマップ等の作成

洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸、雨水出水の損害による公共下水道等の排水施設について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条第3項の規定に基づき、浸水ハザードマップ等を作成する。その際、河川付近や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要である区域」として明示する。また、市民等が自らの居住する地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、市民等に対して防災マップや浸水ハザードマップ等を配布し分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第17節 土砂災害対策の充実

【基本方針】

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく対策を行っていく。

1 土砂災害等に関する市民等への啓発

【担当局】総務局

【関係機関】国、兵庫県

関係法令に基づき県が指定した、又は調査により抽出した次の土砂災害に関する危険箇所について、防災マップ、市ホームページ、市政ニュース等により、危険箇所周辺の市民等へ、その危険性や避難方法等を周知する。

また、市民等に対し、災害前兆現象の通報などの住民自身による積極的な自主防災行動を促す。

【土砂災害等に係る各種危険箇所】

急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険箇所とは、がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、県が調査抽出している箇所である。 急傾斜地崩壊危険区域は、上記の中で急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定されている区域のことである。
地すべり危険箇所 地すべり防止区域	地すべり危険箇所とは、地すべりが発生し、河川や道路、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがあり、過去の地すべりが発生した箇所、地すべりが発生するおそれのある箇所である。 地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条により指定されている区域のことである。
土石流危険溪流	土石流危険溪流とは、土石流が発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれがあり、谷地形をしている溪流、過去に土石流が発生した溪流、土石流が発生するおそれのある溪流で、県が調査抽出している箇所である。
山地災害危険地区	山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり、土砂流出等の山地災害が起きやすい箇所であり、県が調査抽出している地区である。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域は、急傾斜地、地すべり、及び土石流危険溪流に係る危険箇所、土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で指定される区域のことである。 土砂災害特別警戒区域は、同法第9条により指定される区域であり、土砂災害警戒区域の中でも特に住民等に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のことである。

資料 12-3 「土砂災害危険予想箇所」参照
資料 12-4 「法指定区域等」参照

2 土砂災害に関する警戒避難体制の整備

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、都市局、土木局、消防局、
中央病院、教育委員会

【関係機関】国、兵庫県

市内に指定されている土砂災害警戒区域等に対しては、土砂災害防止法第8条に基づき、次のとおり警戒避難体制を整備する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、洪水・高潮災害等の複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

ア 収集する情報

気象予報、気象情報（土砂災害警戒情報等）、雨量情報

イ 伝達する情報

土砂災害警戒情報、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

ウ 伝達手段

「第3編第3章第4節第1款 避難の実施」による。

(2) 避難計画（避難場所及び避難経路並びに避難行動）の作成

土砂災害に関する避難場所、避難経路や避難行動などについては、市民等自らが周辺の危険区域等や避難所などの避難先を確認し、避難のタイミングや安全な避難先、避難経路の選定など独自の避難計画を作成する。

また、市は市民等が、独自の避難計画を作成する際の基盤となる「(仮称)西宮市土砂災害避難計画」を作成する。

(3) 土砂災害に関する避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練については、西宮市総合防災訓練や小学校区防災訓練などにより実施する。

(4) 要配慮者が利用する施設の把握

土砂災害に関する要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、危険区域等に該当する要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設、学校）の名称及び所在地を把握する。

資料 12-7 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

(5) 土砂災害が発生した際の救助

土砂災害が発生した際の救助については、「第3編第3章第2節 救助・救急、保健・医療対策の実施」による。

(6) 危険箇所等のパトロール

国、県と連携し、平常時から危険箇所等の点検パトロールを定期的に行い、状況把握に努める。

(7) 孤立可能性集落に備えた対策

土砂災害によりアクセス道路が遮断され、孤立する可能性がある集落を把握し、日ごろから連携を図る。また、孤立した場合に備えてヘリコプターによる救助地点を事前に決定し、県へ報告する。

資料 12-8 「土砂災害による孤立可能性集落一覧」参照

3 土砂災害警戒区域等における災害防止対策

【担当局】総務局、土木局、都市局

【関係機関】国、兵庫県

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、地すべり及び土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のことであり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、知事より指定を受ける。

土砂災害警戒区域について、以下の措置を講ずる。

- ・警戒区域ごとに警戒避難体制（予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助など）を整備する。（土砂災害防止法第8条）
- ・要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。（土砂災害防止法第8条）
- ・危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報が記載されたハザードマップを住民に配布し、周知の徹底に努める。（土砂災害防止法第8条）

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域とは、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことであり、知事より指定を受ける。

土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する支援について、以下の措置を講ずる。

- ・改修及び移転に対する住宅・建築物安全ストック形成事業による補助
（社会資本整備総合交付金）

資料 12-4 「法指定区域等」参照

4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置

【担当局】総務局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院、教育委員会

市内で指定されている土砂災害警戒区域内の社会福祉施設や学校、医療施設について、土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該警戒区域ごとに円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、次に掲げる措置を実施する。

(1) 土砂災害警戒区域内の施設名称及び所在地

土砂災害防止法第8条に基づき、措置を実施する要配慮者利用施設の施設名称及び所在地を定める。

資料 12-7 「浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設」参照

(2) 避難場所及び避難路その他に関する事項及び避難訓練の実施に関する事項

要配慮者利用施設の所有者、又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成する。

計画を作成した際は、市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3章 市民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

【趣旨】

市民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

1 日頃から防災意識を高める

(1) 防災知識の普及、災害教訓の伝承支援

【実施主体】 市民

【担当局】 総務局、消防局

【関係機関】 関係機関

市民が災害に対する意識を持ち続けるように努め、日頃から地域の災害リスク情報や災害時における心得等に関する防災知識を習得できるよう啓発に努める。

また、市民等に対して、パンフレットやハザードマップ等の配布、広報・インターネットによる情報提供を行うとともに、防災に関する様々な講座・イベント等を開催する。

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

防災知識の普及方法及び内容は、次に例示するとおりとする。

【普及の方法(例)】

啓発事業・各種関係団体を通じての普及・啓発	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 防災ゲーム、動画資料等の貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供 5 防災分野への男女共同参画の視点導入に関する学習
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット SNS (市公式 X (旧 Twitter)・Facebook・LINE 等) 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災啓発動画の配信 5 講演会、防災イベント等の開催 6 ハザードマップ

【災害リスクに関して周知する情報】

- ① 市の防災対策
- ② 災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- ③ 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の意味合い

【災害に対する平時の心得】

- ① 周辺地域における災害危険性の把握
- ② 家庭内の連絡体制の確保
- ③ 家屋等の点検や家具類の転倒防止対策
- ④ 応急救護等の知識・技術の習得
- ⑤ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみならず危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み(正常性バイアス)の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング(逃げ時)等をあらかじめ設定しておくことの重要性
- ⑥ 避難の方法(警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等)や必要性(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと)
- ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄(7日分程度)
- ⑧ 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等)
- ⑨ 火災の予防
- ⑩ 要配慮者への配慮

【災害時の行動に関する心得】

■水害への心得

- ① 平常時から、ハザードマップ等を用いて危険箇所の把握をする。
- ② 雨量情報、水位情報を確認し、危険が迫る前に早めの避難を行う。
- ③ 避難するときは2人以上が原則。浸水時は道路等が冠水しているため注意して移動する。
- ④ 建物の上階に避難する。
- ⑤ 逃げ遅れたときなど、立退き避難を行うことでかえって生命又は身体に危害が伴うおそれがある場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。

■土砂災害への心得

- ① 平常時から、ハザードマップ等を用いて危険箇所の把握をする。
- ② 雨量情報、土砂災害警戒情報を確認し、早めの避難を行う。前兆現象が見られたら即避難。
- ③ がけ崩れの場合はできるだけ速く、土石流の場合は流れに対して直角に避難する。
- ④ 土砂災害警戒区域等の外への立退き避難をする。
- ⑤ 逃げ遅れたときなど、立退き避難を行うことでかえって生命又は身体に危害が伴うおそれがある場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への避難や、山と反対側の上階の部屋等に避難する「屋内安全確保」を行う。

■竜巻への心得

- ① 気象情報に注意し極力外出を控える。
- ② 家にいる場合は、窓・カーテン・雨戸等を閉め、最下階の家の中心部で待機する。
- ③ 外にいる場合は、車庫や物置等に隠れずに丈夫な建物に避難する。避難できる建物が無い場合は水路やくぼみで身を伏せる。

(2) 参画・協働意識の高揚

【実施主体】市民

【担当局】市民局

【関係機関】西宮コミュニティ協会、防災関係機関

市民が、参画と協働によるまちづくりに自主的に関わるよう努めるとともに、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう啓発に努める。

西宮コミュニティ協会と連携し、地域情報誌「宮っ子」や市ホームページ、コミュニティ活動等の情報提供等を行い、地域のコミュニティ意識の高揚を図る。

また、市民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化への支援、各種団体の支援を推進する。

2 災害対応能力を高める

(1) 要配慮者に対する意識の向上

【実施主体】市民

【担当局】総務局、健康福祉局、こども支援局、消防局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市民が、市及び自主防災組織等と連携して、日頃から近隣の要配慮者の所在及び生活習慣等に関する把握に努め、災害情報の伝達や避難を支援する地縁団体や市民の選定に対しても積極的に協力するよう啓発に努める。また、災害発生時には、情報伝達や安否確認、避難誘導等に対して支援・協力を行うよう啓発に努める。

(2) 災害ボランティア活動に対する意識の向上

【実施主体】市民

【担当局】総務局

【関係機関】西宮市社会福祉協議会

市民が、阪神・淡路大震災の時に「西宮方式」と呼ばれて注目を集めた行政とボランティアとの連携の重要性をあらためて認識し、災害時に自分たちができるボランティア活動について考え、活動に関する知識や能力の習得ができるよう啓発に努める。

(3) 防災訓練への参加

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】各防災関係機関

市民が、日頃から防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努められるよう、市及び各防災関係機関は、防災訓練の意義と必要性について、市民への啓発に努める。

(4) 地域防災計画の周知

【担当局】総務局

市民が主体となった防災まちづくりや様々な要望等に対応できるよう、地域防災計画の見直しにあわせて内容の充実に努める。また、市民に対して、地域防災計画の目的及び主な内容に関する周知を図る。

3 家庭の防災力を向上する

(1) 家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

市民が、定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持出品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認するよう啓発に努める。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法(災害伝言ダイヤル 電話番号;171の利用など)や最終的な集合場所も決めておくよう啓発に努める。

(2) 愛玩動物(ペット)に対する避難対策

【実施主体】市民

【担当局】保健所、総務局

災害発生時には、愛玩動物(以下、「ペット」という。)との同行避難が想定される。そのため、ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないため、

飼い主に対しパンフレット等を用いて災害時の備えについて普及啓発を行う。

<同行避難への備え>

- ◎飼い主の明示・・・犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマイクロチップ等の装着。
- ◎しつけ・・・他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく。
- ◎健康管理・・・狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施。
- ◎備蓄品の用意・・・フード・水(最低5日以上)、シーツ等ペット用品、飼育手帳等

【同行避難の定義(平成30年3月環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」を参照し作成)】

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。つまり、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

(3) 家庭内備蓄の促進(食料・飲料水等)

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

市民が、大規模な災害直後にはライフラインが途絶することを想定して、次の内容に留意し各家庭での備蓄を行うよう啓発に努める。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておくよう啓発に努める。

【家庭内での備蓄】

- ① 食物アレルギー等に配慮した、家族の7日分程度の食料と飲料水等の備蓄
- ② カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ③ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- ④ 懐中電灯やLEDランタン等停電時でも使用可能な照明器具及び乾電池の備蓄
- ⑤ 災害用トイレ、ウェットティッシュなどの衛生用品の7日分程度の備蓄
- ⑥ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

※南海トラフ地震では発災時には物流が長期間途絶する可能性から7日間の備蓄を推奨

4 家庭内の安全対策を強化する

(1) 耐震診断及び耐震補強の実施

【実施主体】市民

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

市民が、住宅の耐震化が減災まちづくりにおいて必要かつ重要である旨を理解し、専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を実施するよう啓発に努める。

(2) 室内安全対策の実施

【実施主体】市民

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

市民が、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施するよう啓発に努める。

5 学校における防災活動体制を強化する

(1) 学校防災体制の整備推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

地域防災計画や学校園防災マニュアルに沿って、市内の学校、幼稚園、(以下、「学校園」という。)における防災体制構築を支援するとともに、学校間の連絡網を整備し、適宜更新を行う。

また、公立の学校は避難所となるため、地震に備えた耐震化の推進、備蓄庫の充実、ライフラインの強化等を実施し、災害に強い施設づくりを推進する。特に、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検については、日頃から定期的に行うよう努める。

(2) 学校園防災マニュアルの作成推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

教育委員会及び学校園は、県教育委員会の「学校防災マニュアル」を参考に、学校防災計画の整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする平時の安全対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図る。

(3) 学校園における避難確保計画の作成

【実施主体】学校園

【担当局】総務局、教育委員会、こども支援局

【関係機関】兵庫県

学校園における避難確保計画の作成については、「風水害等対策計画第2編第2章第16節 2 浸水対策を充実させる」、「風水害等対策計画第2編第2章第17節 4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置」による。

(4) 要配慮者に対する配慮

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

教育委員会及び学校園は、防災計画の作成や施設・設備の整備を行う際には、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

(5) 「震災・学校支援チーム(EARTH)」との連携推進

【実施主体】学校園

【担当局】教育委員会

【関係機関】兵庫県

県内の教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員とカウンセラーで構成され、教育復興を支援する、防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「震災・学校支援チーム」との連携を、平時より図るよう努める。

【震災・学校支援チーム(EARTH) 活動内容】

○平時：各種研修活動等への指導助言	○災害：震災・学校の復興支援活動
1.各地域の地域防災体制への協力	1.学校教育応急対策と早期再開
2.各校の新たな防災教育の推進	2.児童・生徒のこころのケアの在り方
3.訓練・研修の実施	3.避難所運営

※避難所運営班、こころのケア班、学校教育班、学校給食班の4班編成

6 学校における防災教育・訓練を実施する

(1) 教職員への防災教育の推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会、総務局

【関係機関】 兵庫県

学校園の防災担当教員やその他の教員に対し、防災教育の方向性を示すとともに、研修や資料の情報共有ができる仕組み作りを行う。

学校園は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育等に関する研修や図上訓練を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

特に、震災の体験や教訓を生かすため、「震災の項」を設けた郷土史の副読本や「ボランティア教育副読本」、あるいは震災の記録集等を総務局等と協議し収集の上、授業等で活用するよう努める。

また、災害時には多くの避難者が予想される中で、教職員が避難所運営に携わる機会が想定される。より分かりやすく避難所運営を理解してもらうために、HUG（避難所運営ゲーム）を導入する。HUGは、ゲームを通して避難所運営を考える訓練であり、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームである。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会

【関係機関】 兵庫県

校長は、各学校の立地条件等の実情を踏まえながら、各教科、各種防災行事（防災訓練、避難訓練、震災追悼行事を含む。）等、学校の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を実施する。

また、児童・生徒一人ひとりが「減災社会」の担い手として、「自助」「共助」の考え方を身に付け、災害への備えの大切さや、人と人とが支え合う地域社会が安全・安心を支える基本であることを理解できるように、防災教育の推進を図る。

(3) 学校と地域との協働推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会、総務局

【関係機関】 兵庫県

例年「ひょうご安全の日」を含む「減災月間」に、自主防災組織及び地縁団体、市民等、学校が連携して行う、「地域防災力強化訓練」を推進し、地域の防災ネットワークの充実を図る。

(4) 子供のこころのケア対策の推進

【実施主体】 学校園

【担当局】 教育委員会

【関係機関】 兵庫県

阪神・淡路大震災等では、心の健康が阻害されている子どもが多く見られたため、非常災害時のこころのケアに関する事例・対応を掲載した「学校精神保健ガイドブックⅡ」（平成12年3月）の教職員への周知や、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修等、様々なこころのケアの取組を継続的かつ長期的に進めるよう努める。

7 私立学校園等との連携を推進する

(1) 防災体制の整備推進にかかる協働強化

【実施主体】 学校園

【担当局】 総務局

【関係機関】 兵庫県

市内の私立及び県立の学校園に対して、県と協力し、平時から円滑な情報連絡体制の構築や、協定締結等を通じた災害時における協力・連携の強化に努めて、各学校園における防災体制の整備推進について、要請・支援を行う。

また、各学校園の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災及びボランティア教育に努めるよう要請する。

(2) 地域との連携推進にかかる協力要請

【実施主体】 学校園

【担当局】 総務局

【関係機関】 兵庫県

災害発生時には、私立学校園等も公立の学校園と同様に、幼児・児童・生徒の安全と学校教育の実施を確保するためには、地域との密接な協力関係が必要不可欠となる。

そのため、学校園における社会的責任からも、平時より周辺地域の地縁団体と円滑な協働関係を構築し、学校園を含めた周辺地域全体の防災力の向上に努めるよう要請する。

～震災復興の記録・職員の手記より～

その瞬間、西宮の歴史に大きな黒い刻印が押された。自然の脅威をまざまざと感じさせられた一瞬でもあった。校舎のほとんどが大きな被害を受けるなかで、学校は避難所となり、被災者で溢れかえった。職員の多くは被災者でもあり、我が家と家族を気遣いながらも、本来業務に併せて避難所・震災復旧関連業務に携わると共に、学校再開に向けて必死の努力を続けた。

高層ビル、高速道路など人間の叡智で創造し偉容を誇示していたものが空しく崩れ去ったが、人と人との絆、心の暖かさ、他人への思いやり等が顕著に現れた。夫婦愛、親子愛、兄弟愛、友情、隣人愛など、確かなものであった。自然の脅威に驚かされたと同様に人間としての喜びに満ちた驚きを、改めて思い知らされたのである。目には見えないものの強固な実存の確認、それは悲しみと苦しみの代償だったのだろうと。改めて、崇高な精神が人間にとって如何に大切であるかを思い知らされ、知育教育もさることながら、徳育教育の重要性を強く感じざるを得なかった。

校舎は崩れ、運動場に亀裂が走ろうとも、諸先輩方が営々として築いてこられ、私たちが受けついでいる「西宮教育」は微動だにしなかった。そのことに誇りを持って、これからも前進し、歩んでいきたい。

第2節 自主防災体制の整備

【基本方針】

災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たすのが地域の自主的な防災活動であり、阪神・淡路大震災の際にも、近隣住民の力で多くの人々が捜索・救出された。

本市は、阪神・淡路大震災後より自主防災組織の育成・強化に努めている。今後も、自治会をはじめとする地縁団体や市民等に向けて、積極的に設立趣旨の周知や講習会・防災行事等を通じた啓発活動に努め、全市的に地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成推進を図る。

1 地区防災計画を作成する

(1) 地区防災計画の定義

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、市民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画をいう。ただし、地域防災計画に抵触しない内容である。

(2) 地域防災計画への規定

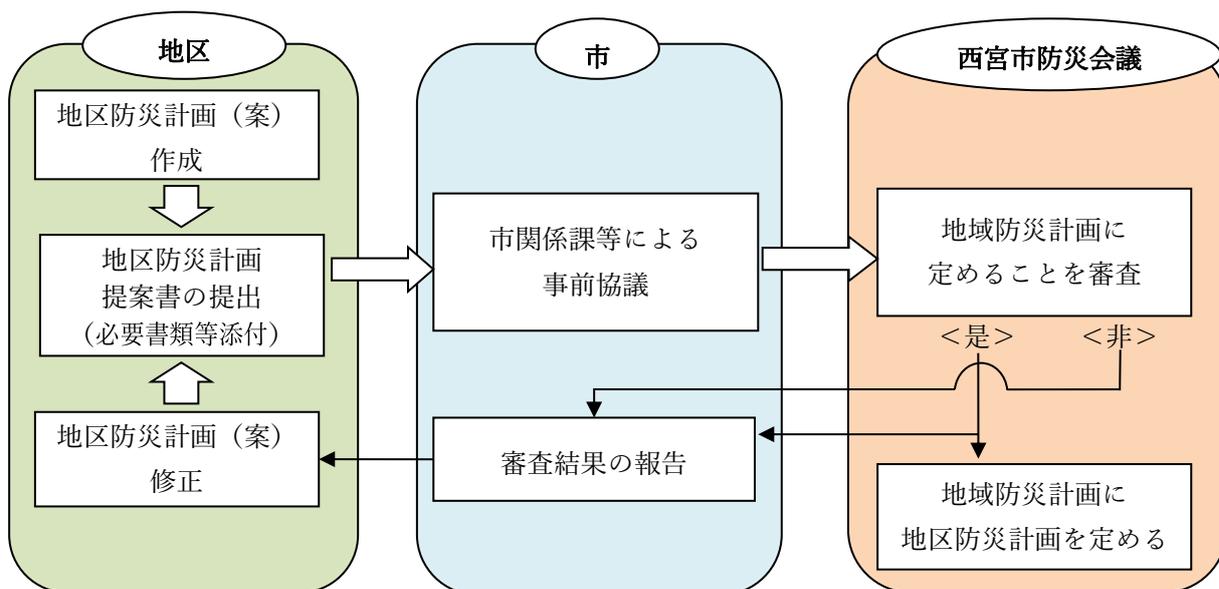
【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

本市では、災害対策基本法第42条の2に基づき、市民等が共同して提案した地区防災計画（案）を、市防災会議において審査を行い、審査結果に基づき地域防災計画に定める。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【地区防災計画の規定手続】



資料2-6 「西宮市地区防災計画の運用に関する要綱」参照

(3) 防災活動の実施

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

市民等が、各地区防災計画に基づく防災活動を実施するよう啓発に努める。

当該地区の防災活動の更なる推進のため、アドバイスや訓練指導、各種情報の提供等を継続的に実施するなど、市民等の防災活動を支援する。

(4) 計画の見直し

【実施主体】市民、事業所等

【担当局】総務局

地域防災計画の修正があったときや、訓練結果や日頃の防災活動を踏まえ、地区防災計画の見直しに努めるよう啓発に努める。

資料2-6 「西宮市地区防災計画の運用に関する要綱」参照

2 自主防災組織の活性化を図る

(1) 自主防災組織の育成・支援の推進

【実施主体】市民

【担当局】総務局、消防局

自主防災組織が結成されていない自治会等の地縁団体に対して、結成を促す事業を実施する。また、結成された自主防災組織に対しては、組織的活動に必要な資機材の整備支援や出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、防災訓練の実施に関する消耗品等の支援、その他組織的活動全般に対する支援を行う。

また、近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も支援する。

なお、自主防災組織の活動内容として代表的なものは次のとおりであるが、地区の実情にあわせて各自主防災組織で活動内容を決定する。

資料7-4 「自主防災組織結成状況」参照

【自主防災組織の主な活動内容】

	平時の活動	災害発生時の活動
情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及及び高揚 ・防災に関する知識の普及 ・情報収集、伝達体制の構築 ・関係機関との連絡体制の構築 ・地域版防災マップ、訓練計画、備蓄計画等の地区防災計画の作成 ・「マイ・タイムライン」作成の普及促進等による避難意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集伝達及び広報 ・住民等の安否確認 ・地域の要配慮者の把握
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・実働訓練等の実施・参加 ・災害図上訓練の実施・参加 	—
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火の徹底 ・出火防止訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の備蓄・保守管理 ・救出及び救護訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出・援護
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難誘導 ・地域の要配慮者の避難支援
避難所運営 (大規模災害時等)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動訓練や避難所運営訓練等の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設(開錠、安全確認、受入スペースの区割り等) ・避難所の運営(食料救援物資等の配布、トイレ・ゴミ対策、生活支援情報の周知等) ・避難所内の要配慮者への配慮 ・市災害対策本部との適切な連携
避難所外避難者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃のあいさつやコミュニティ活動を通じた近隣住民の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅及び車中避難者に対する健康状態の確認 ・生活支援情報の周知 ・食料、救援物資等の配布

(2) 自主防災組織の活動にかかる人材の発掘育成

【実施主体】 市民

【担当局】 総務局、消防局

【関係機関】 兵庫県

自主防災組織の活動の核となるべき人材を育成するため、防災研修等を実施するとともに、県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」の周知と受講助成を行う。

また、出前講座や研修会等の学習機会を通じて、新たな人材の発掘育成に向けた事業を実施する。

(3) 自主防災組織等による地区防災計画（地域版防災マップや避難計画等）の作成推進

【実施主体】市民

【担当局】総務局

自主防災組織等を中心とした市民等が、身近なリスク情報を再認識し、地域における防災意識の啓発及び地域における連携強化を図ることを目的として、地区防災計画（津波、洪水、土砂災害等に関する地域版防災マップや避難実施計画等）の作成推進に努められるよう、市はその側面的支援を行う。

(4) 活動助成金制度の検討

【担当局】総務局

自主防災組織の円滑な運営と自主性の向上を図るため、県などの活動助成制度を紹介とその活用についてアドバイスを行うとともに市独自の活動助成金制度の導入について検討する。

第3節 消防団の充実強化

【基本計画】

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

1 消防団の強化

【担当局】消防局

本市の消防団は、市内を7地区に分け1本部 33分団の組織体制をもって各種災害対応活動に従事しているが、近年では、団員のサラリーマン化や高齢化の進展による団員数の減少の影響で、消防力の低下が懸念されている。そこで、地域における消防団活動を充実させるため、地域の実情に応じて次の取組を実施するとともに、自主防災組織との連携強化を図る。

また、災害時に消防団が常備の消防隊と一体となって消防活動を実施し、初期消火、避難誘導等の防災活動を効果的に行うことができるよう、平常時からの連携強化と技能向上を図るための教育訓練を実施する。

【消防団活動充実に向けた取組】

- ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する教育訓練の実施
- ③ 消防団員の処遇の改善
- ④ 消防団の装備の改善
- ⑤ 消防団の活動拠点施設、設備の整備
- ⑥ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
- ⑦ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑧ 入団募集方法の検討や事業所への働きかけ、企業等へ向けた消防団のPR、大学等の協力による消防団員の確保

資料7-2 「消防力の現況」参照

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

【基本計画】

多くの人が働く事業所においては、従業員や顧客の安全を確保する必要があり、そのためにも、日頃から事業所内の予防対策を講じるとともに、地域との連携を強化しておく必要がある。また、震災後、取引先や利用客の減少などから、市内の中小企業は大変厳しい状況におかれ、多くの会社が倒産することになった。こうしたことから、事業所の利益や従業員の雇用を確保し、対外的な信頼を得るためにも、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる準備をしておくことが必要である。

そこで、事業所の防災力向上を図るため、地域の防災組織との連携強化のための橋渡しを行うほか、事業継続計画や備蓄等の備えに対して意識啓発及び支援を行う。

1 事業所の防災活動体制を強化する

(1) 事業所における避難確保計画・浸水防止計画の作成

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、産業文化局、健康福祉局、保健所、こども支援局、中央病院

事業所（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等）における避難確保計画・浸水防止計画の作成については、「風水害等対策計画第2編第2章第16節 2 浸水対策を充実させる」、「風水害等対策計画第2編第2章第17節 4 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置」による。

(2) 事業所の自主的な防災組織設置の推進

【実施主体】事業所

【担当局】消防局

消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、市民等の自主防災組織との連携強化を図る。また、それ以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(3) 西宮市消防協力隊への加入促進

【実施主体】事業所

【担当局】消防局

西宮市消防協力隊は、災害活動能力を有する事業所で構成され、自然災害や大規模事故災害の発生時に、事業所が属する小学校区を中心に災害活動を展開することを主たる目的としている。

なお、事業所周辺以外で発生した災害であっても協力できる事業所が数多く存在するため、今後は、これら事業所の加入も含めて協力隊組織の拡充を図る。

資料4-2 「消防協力隊の災害応急活動に関する協定書」参照

資料7-5 「西宮市消防協力隊結成状況」参照

(4) 事業所の防災訓練・研修会等の実施

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、消防局

事業所が、その事業所内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図るよう、啓発に努める。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する啓発

【実施主体】施設管理者

【担当局】消防局、総務局

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等の、防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員を対象とした、災害発生時のとるべき措置に係る講習会や防災訓練の実施を指導する。

また、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

2 事業所の防災への備えを強化する

(1) 事業所内の備蓄

【実施主体】事業所

【担当局】総務局

事業所が、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう、啓発に努める。

(2) 事業継続計画（BCP）策定の支援

【実施主体】事業所

【担当局】総務局、産業文化局

事業所等の災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定について、平成24年3月に阪神南県民センターが作成した「BCPテキスト」等を利用し、啓発に努める。

【事業継続計画(Business Continuity Plan : BCP)】

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから事業所を守るための経営戦略。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

第4章 治山・治水対策の推進

第1節 水害の防止施設等の整備

【基本計画】

河川、海岸、ため池の被害を防止するため、河川・海岸施設等の整備を促進するとともに、管理点検体制を強化する。

1 河川・海岸施設等の整備推進

【担当局】土木局、上下水道局

【関係機関】兵庫県

(1) 河川等の整備

洪水・高潮被害の防止・軽減を図るため、県及び関係機関と協力して、堤防や護岸等の河川構造物の保全及び改修を推進する。

なお、水路改修と合わせて、消火用の取水ピット（深さ 50cm 程度）の設置を進める。

その他、水路などの局部的に排水不良箇所の改良に努める。

(2) 下水道の整備

本市の下水道整備の基本計画は、市が単独で処理場を持つ単独公共下水道と、県が事業主体である武庫川流域下水道に接続する関連公共下水道からなっており、これを西宮・武庫川下流・武庫川上流の3処理区に分けて事業を進めている。市は、浸水被害を軽減するため、下水道整備等に関する計画に基づき、管渠や貯留施設の整備を推進するとともに、既設管や既設雨水渠の改修及び既存施設の点検補修を実施する。

(3) 高潮対策施設の整備

県及び市は、海岸地帯の市街地、工場地域等を高潮災害から防護するため、高潮に係る事業計画に基づき、防潮堤、河川護岸等における水密性、耐震性を確保するため、天端の嵩上や補強工事を実施する。また、防潮門扉等の電動化を進め、閉鎖の迅速化と操作責任者等の負担軽減に努める。

(4) 津波対策工事等の推進

県及び市は、津波防災インフラ整備計画に基づき、南海トラフ地震による津波に備え、防潮堤の整備・補強や津波対策を計画的・効率的に推進する。

2 河川・海岸保全施設の管理・点検体制の強化

【担当局】土木局、上下水道局、総務局、産業文化局

【関係機関】兵庫県

(1) 河川及び水路の管理・点検

河川及び水路管理者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

資料 12-1 「重要水防箇所」参照

(2) 防潮堤・海岸保全施設の管理・点検

緊急時の操作に支障のないよう、定期的に防潮堤、水門及び排水ポンプ場等の海岸保全施設の監視や協定に基づく門扉等施設の操作状況及び老朽化の確認を行い、県に報告して、その機能維持に努める。また、管理の実施に当たっては、以下の点にも留意する。

【管理実施の留意点】

●海岸保全施設閉鎖の励行

操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で海岸保全施設を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

●常時開放する必要がある施設への対応

海岸保全施設の設置目的から、通常閉鎖ができない施設に対して、あらかじめ閉鎖優先順位を定め、分担に応じて迅速に閉鎖活動を行う体制を構築する。

●海岸保全施設の操作訓練

防災関係者が海岸保全施設の操作方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

●海岸保全施設閉鎖器具及び閉鎖手順書の配備

必要に応じて協力を求める防災関係機関及び自主防災組織等に対して、海岸保全施設の閉鎖に必要な器具及び閉鎖手順書を供与するとともに、その操作方法等について必要な指導と助言を行う。

(3) 樋門の点検

樋門の開閉責任者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

(4) ため池の点検

ため池管理者は、緊急時の操作に支障のないように、平時から工作物の点検整備を行う。

農業委員会や各農会は、所有者又は管理者から、点検の結果報告を受けることにより、危険ため池の把握に努める。

資料 6-1 「海岸保全施設の管理に関する協定」参照

資料 6-2 「堀切川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

資料 6-3 「東川・新川排水機場の管理の委託に関する協定書」参照

資料 8-9 「公共埠頭図」参照

資料 8-10 「海岸保全施設一覧」参照

資料 8-11 「ポンプ場配置一覧」参照

資料 8-12 「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

3 堤防等河川管理施設及び港湾施設の災害予防対策

【担当局】土木局、総務局

【関係機関】各河川管理者、各港湾施設管理者

河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

また、災害時における海上からの救援物資輸送を確保するため、関係機関に要望し、耐震強化岸壁等、港湾施設の強化を促進する。

資料8-9「公共埠頭図」参照

資料8-10「海岸保全施設一覧」参照

資料8-11「ポンプ場配置一覧」参照

資料8-12「水防区域内の主要河川、海岸、ため池等」参照

第2節 地盤災害の防止施設等の整備

【基本計画】

地盤災害による被害を防止するため、各整備事業の円滑な推進を図るとともに、災害のおそれのある宅地等のパトロールや指導を行う。

1 砂防及び治山事業等への協力

【担当局】総務局、土木局

【関係機関】国、兵庫県

土砂災害危険箇所における災害防止のために、国土交通省、農林水産省林野庁、県に対して次の対策を要請し、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

(1) 砂防事業

国・県が行う土石流危険渓流に対する施設工事及び砂防区域の指定に協力し、土石流対策事業を推進する。

(2) 地すべり対策事業

地すべり危険箇所に対する県の事業に協力し、保全対象の安全確保を図る。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

県が行う急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所についても、県と協力して同法に準じ災害防止に努める。

(4) 治山事業の推進、保安林の指定及び整備

山地災害危険地区において、国・県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

2 災害のおそれのある宅地等における災害予防対策

【担当局】総務局、都市局

【関係機関】国、兵庫県

(1) 宅地等造成行為の指導

宅地造成等規制法に基づき市長の許可が必要となる一定の宅地造成工事に関しては、その工事の内容について審査及び検査を行い、必要に応じて指導する。

(2) 災害のおそれのある宅地等のパトロール及び指導

例年実施される「宅地防災月間」に、県、市、及び関係機関と合同で宅地防災パトロールを行い、擁壁崩壊等の災害のおそれのある宅地の土地所有者等に改善勧告を実施し、災害のおそれのある宅地の改善を促進する。

また、市長の勧告・命令を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度や「西宮市既成宅地等防災工事資金融資あっせん制度」を斡旋し、必要となる防災工事を促進する。

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に対し、助言や支援を求める。

(3) 危険住宅移転の促進等

関係機関及び県と連絡調整を図り、がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省住宅局の事業）、防災集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）等の各種制度の活用により、必要となる危険住宅の移転促進を図る。

資料 12-4 「法指定区域等」参照

(4) 大規模盛土造成地マップの公表

安心・安全なまちづくりを進めるために、大規模な盛土造成地の存在を公表し市民の防災意識を高めると共に、建物建設時等における地盤調査の重要性を認識してもらうことを目的とする。

第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

【基本方針】

緊急に防災機能の向上を図るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業や防災対策事業の推進について定める。

1 防災基盤整備事業を活用する

【担当局】総務局、消防局

【関係機関】兵庫県

「災害等に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、本事業を活用し、地域の防災機能の向上等を目的として、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

【対象事業（例示）】

① 消防防災施設整備事業

防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備

② 消防広域化対策事業

市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備

③ 緊急消防援助隊施設整備事業

緊急消防援助隊の編成に必要な車両、資機材等の整備、活動拠点等の確保

第2節 都市の防災構造の強化

【基本方針】

阪神・淡路大震災の経験から、人口と情報の多くが都市に集中している状況では、ひとたび災害が発生すると市民生活に甚大な被害が生じることを学んだ本市では、この教訓を踏まえ、被災市街地における土地区画整理などの面整備もあわせて都市基盤整備を計画的に推進してきた。

今後も、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進めるとともに、市民の理解や協力を得ながら、災害の危険性のある市街地の改善を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

1 災害に強い市街地を形成する

(1) 面的な整備事業の推進

【担当局】都市局

都市機能の再生や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的都市基盤整備を推進し、市民の理解と協力を得ながら地域の環境改善や防災性の向上に努める。

(2) 市民主体の防災まちづくりの支援

【実施主体】市民、事業所

【担当局】政策局

市民が主体となったまちづくりに対し、コンサルタントの派遣等による技術的支援や、まちづくり助成制度等による資金的支援等によって、積極的に支援する。

(3) 建物の耐火・不燃化の促進

【実施主体】市民、事業所

【担当局】政策局

耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図るため、防火地域、準防火地域及び高度利用地区等の地域地区制度を活用する。特に、高度利用を図る地域、主要な避難路（延焼遮断帯）の沿道など、不燃化を促進する必要がある地域については、防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

(4) みやっこ防災マンションを推進する

【担当局】都市局

防災機能の向上に係る一定の基準を満たす優良な民間のマンションを「みやっこ防災マンション」と認定する制度を創設した。新規もしくは既設マンションが認定を受けることを目指すことで、より災害に強いまちづくりを推進する。

(5) 老朽化マンションの管理適正化の推進（マンションの管理の適正化の推進に関する法律）

【担当局】都市局

【関係機関】兵庫県

「西宮市マンション管理適正化推進計画」に基づき、老朽化マンションの管理適正化を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンションを減らし、都市環境の改善を図る。

(6) 空家対策を推進する

【担当局】環境局、都市局

管理が不適切な空家には、倒壊や部材の飛散等により周辺に被害を生じさせるものや、避難の妨げとなるものがあるため、「第二次西宮市空家等対策計画」（令和4年4月）に基づく対策を推進する。

また、市民等からの相談で把握した管理が不適切な空家については、関係課と連携しながら、継続して所有者等に対して適正管理指導を行うとともに、管理が不適切な空家の発生を抑制するため、パンフレット等様々な媒体を通じ、空家の適正管理の重要性について、広く継続的に啓発を行う。

2 防災空間を整備する

(1) 公園等の整備

【担当局】土木局、都市局

延焼防止や避難地確保などのオープンスペースとしての役割をはたす公園等の配置・整備を計画的に推進する。

(2) 道路の整備

【担当局】土木局、都市局

【関係機関】各道路管理者、各ライフライン事業者

災害時における円滑な交通を確保するため、市域内の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進する。特に、避難路や緊急輸送道路の機能がある幹線道路については、沿道の安全化や道路拡幅及びライフラインの耐震化等の整備を推進する。

生活道路は、市民が日常利用するとともに、災害時には避難路となる。そこで、段差の解消や幅の広い歩道を整備するなど要配慮者に配慮し、安全に利用できるような道路づくりを推進する。

また、道路と鉄道の平面交差部において、耐震性等に配慮した立体交差化を促進するとともに、災害時の避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路狭あい部において拡幅整備による改良を図る。

資料8-7「主な避難路位置図」参照

3 居住空間に係る安全対策を推進する

(1) ブロック塀の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

ブロック塀の倒壊による危険性や構造基準等について、市ホームページへの掲載等により市民に周知する。

(2) 落下物の安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

災害時の落下物による人身事故の防止、緊急輸送道路等の通行確保のため、窓ガラス、外壁材、天井については、国土交通省の定めにより、現地調査を行い、落下のおそれがあるものについては、改善を行うよう指導する。

資料8-8「緊急輸送道路」参照

(3) エレベーターの安全対策

【実施主体】市民、事業所

【担当局】都市局

エレベーターの所有者に対して、建築基準法に基づく定期検査等の機会を活用して、災害時の危険性や安全対策について周知する。

4 その他の安全対策を推進する

(1) 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

【担当局】都市局、総務局

【関係機関】県阪神南県民センター

阪神・淡路大震災の教訓から、全国に先駆けて創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、市民の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修のための相互扶助の取組を周知する。

(2) 地籍調査事業の推進

【担当局】土木局

土砂災害等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。

第3節 交通関係施設の整備

【基本計画】

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を行う。

1 道路・橋梁の災害予防対策

【担当局】土木局、各施設管理者

降雨又は溢水による道路面の流失防止や、法面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等道路の排水施設の充実を図るとともに、平素から道路の点検補修や清掃等の維持管理に努める。また、落石等の道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のための防止柵や法面保護等を整備する。

道路・鉄道を跨いでいる橋梁や落橋すると孤立してしまう橋梁で耐震性が不足している場合は、更新、耐震補強等によって耐震性の向上を図る。

第4節 ライフライン関係施設の整備

【趣旨】

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 上水道施設の災害予防対策

【担当局】上下水道局

【関係機関】兵庫県、阪神水道企業団

「西宮市水道事業ビジョン2016」や「西宮市水道施設整備計画」などにに基づき、上水道施設に関して次の対策を実施する。

(1) 施設の安全性強化

次の対策により、災害が発生しても、水道施設に被害が極力生じないようにする。

【施設の耐震化】

対策	概要
拠点施設の耐震化	構造物・設備・場内管路の耐震化
管路の耐震化	導・送水管の耐震化、配水管の耐震化
給水装置等の耐震化	給水装置の耐震化

(2) バックアップ機能の強化

次の対策により、施設被害が生じる場合でも、代替・補完機能を確保し、水補給を継続できるようにする。

【バックアップ機能の強化】

区分	対策	概要
拠点施設の機能強化	貯水容量の確保	配水池容量を12時間分確保
	電源システムの強化	自家発電設備の整備
水運用機能の強化	浄・受水場間のバックアップ	浄・受水場間の連絡管等整備、新規供給拠点の整備
	配水区域内のバックアップ	配水幹線の整備
	広域的なバックアップ	近隣他市水道事業者との連絡管整備・連携強化

(3) 応急給水対策

次の対策により、災害により水の供給が困難となる地域への応急給水を実施できるようにする。

【応急給水対策】

対策	概要
緊急時給水拠点の整備	避難所などに緊急貯水槽などを設置、配水槽に緊急遮断弁等を設置
緊急時運搬給水拠点の整備	配水池に非常用給水設備等を設置
緊急給水栓の整備	配水本管の消火栓の整備、緊急給水栓の確保

資料8-14「水道施設等一覧」参照

(4) 復旧対策

次の対策により、被災後の応急復旧をすみやかにかつ効率的に実施できるようにする。

【復旧対策】

対策	概要
配水ブロック化	配水ブロック構成に必要な管路の整備
施設情報管理システムの構築	マッピングシステムの導入

(5) 広域的対策

他市水道事業者及び用水供給事業者との連携を行う。

2 下水道施設の災害予防対策

【担当局】上下水道局、総務局、教育委員会

【関係機関】各施設管理者

緊急輸送道路下の下水道管路施設及び広域避難地・各避難所等の防災拠点や要配慮者利用施設から処理場までの下水道管路施設の耐震化を順次図る。また、その他地盤が軟弱な地域等においては、地震等による管渠の折損並びに継ぎ手部からの漏水被害が想定されることから、管路管渠接合部に変位吸収部材を使用することにより耐震性の向上を図る。また、コンクリート製の管渠から塩化ビニール管への布設替え等状況に応じた対策を順次実施するとともに、避難所等及び防災拠点へのマンホールトイレシステムの設置を推進する。また、避難所等及び防災拠点へ設置されたマンホールトイレシステムの各管理者は、組立トイレ、仮設トイレの設置及び使用方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

ポンプ場・処理場については、地震時にも機能低下を最小限に抑え、かつ早期に機能回復可能な下水道システムを構築するため、非常用電源設備等の整備推進や施設の耐震化を図るとともに、施設と流入・流出管の接合部の不等沈下による損傷を防止するための耐震化も推進する。また、ポンプ場・処理場が被害を受けた場合に備え、幹線管渠のループ化及び各処理場間のネットワーク化を図る。

3 自然エネルギー活用による災害予防対策

【担当局】各施設所管局

ライフライン施設対策として、次の身近な自然エネルギーを利用した施設整備に努める。

【自然エネルギー活用対策】

- ① 雨水を一時貯留して、防火用水及び生活用水に利用する
- ② 緊急用電源として太陽光発電の利用を推進する
- ③ 緊急用の生活用水として井戸、河川水の利用を図る

4 医療機関におけるライフライン確保対策

【担当局】保健所、中央病院

【関係機関】各ライフライン事業者

病院の給水タンクや非常用電源の耐震化を促進し、医療活動に不可欠な水、電源等を優先的に確保する対策を講ずる。特に、人工透析等の生命維持に必要な施設については、県と協議しながら強化を図る。

また、県と連携を図りながら、プロパンガス協会に対し、医療機関へのガスの優先的供給を要請するとともに、都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスの利用についても要請する。

第5節 文化財を災害から守る

【基本方針】

阪神・淡路大震災の際、本市では多くの指定文化財が損傷したが、損傷し、損壊程度の著しい文化財は一部指定解除となった。その後、関係機関や研究者グループ等により救援救護の協力体制がいち早く組織され、指定文化財の修理、被災した家屋からの古文書・民俗資料等の救出、埋蔵文化財の発掘調査など、被災した文化財の復旧復興を着実に推進することができた。

本市では、こうした経験を踏まえ、文化財の日常管理に心がけるとともに、緊急時における対応体制を平時から確立しておく。

1 文化財の予防対策を充実させる

(1) 指定文化財の保全措置の強化

【実施主体】文化財所有者・管理者

【担当局】産業文化局

建造物を中心とする文化財所有者が、修理・保存により指定文化財としての価値を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するよう啓発に努める。

美術工芸品、有形民俗文化財等の所有者が、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう、国・県及び市が指導・支援を行う。

史跡、名勝、天然記念物の所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じるよう啓発に努める。

(2) 未指定文化財への対応

【実施主体】文化財所有者・管理者

【担当局】産業文化局

文化財の所在情報の収集を行うとともに、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

2 緊急時の対応体制を充実させる

(1) 緊急時対応体制の整備

【担当局】産業文化局

【関係機関】関係機関

市内に所在する文化財の現状把握を迅速に行い、必要に応じて国・県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や地震時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

(2) 施設管理者の対応能力向上

【担当局】産業文化局

【関係機関】関係機関

文化財展示施設及び設備等については定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。また、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認を行うとともに、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

第4編 災害復旧計画

目 次

第1節 災害復旧事業の実施	4-1
第2節 被災者の生活再建支援	4-6
第3節 住宅の復旧・再建支援	4-8
第4節 災害義援金の募集等	4-12

第1節 災害復旧事業の実施

【担当局】 災対財務局、災対第一技術局、災対物資局

【実行局等】 全災対局、兵庫県

【趣旨】

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

1 災害復旧事業の推進

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業の推進にあたり、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次にあげる基本方針に沿って各種復旧事業を迅速に実施する。また、災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

【災害復旧事業の基本方針】

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。また、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- 被災地の市民と協働して、計画的に復旧を行う。
- ライフライン管理者及び交通機関等は、できる限り復旧予定時期を明示し、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 下水道災害復旧事業
- ⑪ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地農業用施設災害復旧事業
- ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ③ 林道施設災害復旧事業

- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

3 激甚災害の指定

(1) 手続等

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

ア 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

イ 特別財政援助の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業
 - ⑬ 湛水排除事業
- (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業

(3) 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う際の制度の内容について周知を図る。

〔災害時業務計画〕 支援金・融資等支援計画、災害復旧計画

第2節 被災者の生活再建支援

【担当局】 災対福祉局

【実行局等】 兵庫県、公益財団法人都道府県センター

【趣旨】

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

市は、県が支給する際の被災者からの申請の受付等を行う。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額(下記アとイの合計で最大 300 万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区 分 ((2)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100 万円	建設・購入 200 万円 補修 100 万円
④世帯	50 万円	賃借 50 万円
⑤世帯	—	建設・購入 100 万円 補修 50 万円 賃借 25 万円

(注) 1 単数世帯は上記支給額の 3 / 4

2 申請期間：自然災害発生からアが 13 月間、イが 37 月間

2 その他

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

〔災害時業務計画〕 支援金・融資等支援計画

第3節 住宅の復旧・再建支援

【担当局】 災対第一技術局

【実行局等】 災対第二技術局、兵庫県、独立行政法人住宅金融支援機構

【趣旨】

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

1 住宅復旧の主な種類と順序

- ① 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ② 独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「住宅金融支援機構」という。）による災害復興住宅の建設、購入又は補修資金の融資
- ③ 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- ④ 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- ⑤ 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- ⑥ 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- ⑦ 民間住宅の復興に対する支援

2 災害公営住宅

（1）実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理する。

（2）建設のための要件

ア 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ② 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ③ 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること）

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ② 滅失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき

（3）入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること
- ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）。

(5) 規格

市が条例で定める整備基準による。

(6) 国庫補助

建設に要する費用の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）。

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度。

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

(1) 国庫補助適用の基準

ア 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。

イ 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

ウ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1/2
損傷	補修	1/2

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される、制度の内容について周知を図る。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

ア 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

イ 対象となる災害

- ① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害
- ② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

ウ 融資を受けることができる住宅の基準

(ア) 新築家屋（建設）の基準

- ① 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること
- ② 建築基準法その他関係法令に適合すること
- ③ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること
- ④ 土地の権利が転貸借でないこと
- ⑤ 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること

(イ) 補修の基準

上記① ② ③ ④のとおり。

エ 条件（令和5年10月1日現在）

(ア) 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…… 3,700万円
土地を取得しない場…… 2,700万円

(イ) 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）
年1.41%（令和5年10月1日現在）

(ウ) 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）
補修の場合は20年以内（据置1年）

オ 融資の手続

融資を希望する者は、市の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

5 被災者生活再建支援金

（→再掲「第2節 被災者の生活再建支援」）

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金が共済給付金を給付する。市は、制度の内容について周知を図る。

〔災害時業務計画〕 住宅確保計画、支援金・融資等支援計画

第4節 災害義援金の募集等

【担当局】 災対福祉局

【実行局等】 災対統制局、災対財務局、災対市民局、災対避難局、災対会計局、災対財務局 兵庫県

【趣旨】

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金の募集等について定める。

1 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

兵庫県
西宮市
兵庫県市長会
兵庫県町村会
日本赤十字社兵庫県支部
兵庫県共同募金会
兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会
神戸新聞厚生事業団
日本放送協会神戸放送局
株式会社ラジオ関西
株式会社サンテレビジョン
学識経験者等

2 配分

義援金の配分委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

- ① 募集方法及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定める。

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。

4 その他

関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務の負担について、その都度協議する。

〔災害時業務計画〕 支援金・融資等支援計画

第5編 災害復興計画

目 次

第1節 組織の設置	5-1
第2節 復興計画の策定	5-2

第1節 組織の設置

【担当局】 災対政策局、災対第一技術局

【実行局等】 全災対局（災対議会担当局除く）、兵庫県

【趣旨】

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

1 災害復興体制の整備

(1) 災害復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として市長を本部長とする災害復興本部を設置する。また、迅速かつ円滑な復興を図るため、自治体内部だけでなく学識経験者及び市民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。

(2) 災害復興体制の整備手順

- ① 基本方針の策定組織の設置と検討着手
- ② 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備
- ③ 庁内の復興検討組織の設置と検討開始
- ④ 議会との連携
- ⑤ 復興推進区域、重点復興地域指定の検討
- ⑥ 建築基準法に基づく建築制限の検討

2 復興本部の組織・運営

災害復興対策本部の組織・事務分掌は下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。その際、部課長級職員からなる事務局を置く。

災害復興対策本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

広範囲にわたって面的整備を要する場合においては、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる復興計画審議会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。

その他、国、県等に対し職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。

構成員		事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長、 上下水道事業管理者 病院事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局	部課長級職員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

〔災害時業務計画〕 災害復旧計画

第2節 復興計画の策定

【担当局】 災対政策局、災対第一技術局

【実行局等】 全災対局（災対議会担当局除く）、兵庫県

【趣旨】

著しい被害を受けた被災地域の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

1 復興基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、文教住宅都市及び環境学習都市という本市の基本方針のもと、将来にわたって災害に強いまちづくりを推進するための復興の基本方針を定める。

2 復興計画の基本的な考え方

市の総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画（復興方針）や国の復興基本方針とも調整を図り、市民の合意形成を得ながら災害に強いまちづくりと快適な都市環境を目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

また、各種事業の円滑かつ迅速な推進に向けては、計画の検討段階から関係者間での調整や合意を図るため、市長と県知事の他、必要と認めるものを構成員とする復興協議会を組織できる。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて職員の派遣にかかるあっせんに努める。

3 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮する。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の市民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

4 復興計画の策定

（1）策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたこととする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

県が実施した復興 10 年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

5 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(3) 都市基盤復興

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

〔災害時業務計画〕 災害復旧計画